〔資料５〕制度改善事業関連資料

〔資料5－(1)－①〕

16先物振興発第61号

平成16年5月28日

会　員　代　表　者　各位

日本商品先物振興協会

会　長　　二　家　勝　明

新取引証拠金に係る当協会の考え方について

拝啓　時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、改正商品取引所法の施行後、原則として商品取引所に預託することとなる新取引証拠金について、当先物協会では、本年2月より制度政策委員会において検討を重ねてまいりました。

同委員会の検討経過につきましては、当協会からご送付いたしました「先物協会短信」及び同委員会議事録等ですでにご承知のことと存じますが、当協会としては、新取引証拠金が委託取引に係る場勘定の決済資金に充当することができるよう証拠金の流動性を確保することを基本として意見のとりまとめを行い、（社）全国商品取引所連合会の「制度改正検討会議」（平成16年3月5日開催）及び「証拠金制度等ワーキンググループ」（同4月21日開催）において意見表明を行ってまいりました。

こうした経緯について、5月25日、総務・制度政策・広報の3常設委員会の合同会議を開催し、あらためてご報告するとともに、新取引証拠金のあり方について、

①　場勘定の決済資金に充当できるよう流動性を確保すること

②　現行と同様、証拠金のプール管理を可能とすること

の2点を当先物協会の基本的な考え方とすることについて確認し、同会議で委員各位のご了承をいただきました。（別添「常設委員会合同会議　議事概要」参照）

今後、当先物協会は、この基本的考え方に沿った新取引証拠金制度の実現に努めてまいりますので、会員各位におかれましては、ご理解、ご支援賜りますようよろしくお願い申し上げます。

敬　具

16先物振興発第59号
平成16年5月28日

農林水産省総合食料局
商品取引監理官　　田 辺 義 貴　　様
経済産業省商務情報政策局
商務課長　　　　　横 尾 英 博　　様

日本商品先物振興協会
会長　　二家勝明

新たな取引証拠金制度に係る要望について

新たな取引証拠金制度については、日本商品先物振興協会としては、以下の一致した意見となりましたので、両主務省におかれましては、その実現方につきご指導ご支援賜りたく、お願い申し上げます。

(1)　取引証拠金については一定比率まで値洗充当可能なものとすること
値洗充当が出来ない取引証拠金は、委託証拠金のダンピングになる恐れが多分にあり、そうした事態にならない取引証拠金としていただきたい。

(2)　取引証拠金の２分の１については金融機関の支払保証契約（ＬＧ）が活用できるようにすること
現行の制度においては受託業務保証金流動部分について取引員保有の有価証券等の充当やＬＧの充当が認められていますので、新取引証拠金についても同様に、充当できるようにしていただきたい。

(3)　新取引証拠金制度において証拠金のプール計算を可能とすること
取引証拠金の値洗充当可能部分については現金預託とすることを前提に、現行制度において認められている「委託証拠金のプール計算制度」（同一委託者の委託証拠金について、委託者が建玉中の取引所上場商品の値洗損益金と当該委託者の他の取引所に建玉中の上場商品の値洗損益金との差引計算を認める値洗損益金通算制度）を可能とする仕組みとしていただきたい。

なお、さる５月25日（火）、上記の取引証拠金制度の実現のためには取引証拠金の預託先を一本化する仕組みとすることが適当ではないか、との示唆を両省からいただいたところですが、共同清算会社（センター）がその仕組みとすれば、平成16年１月に委託手数料の完全自由化を迎える業界にとって、商品取引所の現在会員については当該機関の会員としていただくことが改正商品取引所法の円滑な施行につながるものでありますので、特段のご配慮をお願い致します。

本会は、改正商取法の円滑な施行に協会をあげて全力で取組んでいるところであります。ご支援ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以　上

16先物振興発第60号

平成16年5月28日

社団法人全国商品取引所連合会

会 長　森 實 孝 郎　様

日本商品先物振興協会

会 長　二 家 勝 明

新たな取引証拠金制度に係る要望について

新たな取引証拠金制度については、日本商品先物振興協会として、貴連合会の制度改正検討会議において、弊会の委員より、

（１）値幅制限の１．５倍を基準とし、取引所が商品特性に応じて定めることとしていただきたいこと

（２）取引証拠金の場勘定への充当については、取引所に取引証拠金の全額を預託し、取引証拠金の５０％まで値洗いに充当できるようにしていただきたいこと

の２点について、お願いしているところであります。

値洗充当可能な取引証拠金制度とすることについては、①値洗充当ができない取引証拠金は、委託証拠金のダンピングになる恐れが多分にあること、②値洗充当可能な取引証拠金とするが、２分の１については金融機関の支払保証（ＬＧ）が活用できること、③値洗充当可能部分については現金預託とすること、を踏まえておりますので、是非、ご理解賜りたく存じます。

上記を要望するに当たっては、現行の委託証拠金制度の下で認められている「委託証拠金のプール計算制度」（同一委託者の委託証拠金について、委託者が建玉中の取引所上場商品の値洗損益金と当該委託者の他の取引所に建玉中の上場商品の値洗損益金との差引計算を認める値洗損益金通算制度）が、新たな取引証拠金制度の下でも可能であることを前提としております。新制度においても、委託者の利便性のため、引き続き、委託証拠金のプール計算が可能となる仕組みとしていただきたく、お願い申し上げます。

これについて、主務省より、一定比率を値洗充当可能な取引証拠金制度が採用される場合、値洗充当可能部分のプール計算を行う上で、事実上の共同清算会社を設立し、取引証拠金の預託先が一本化されることが適当ではないか、との見解が示されました。つきましては、全商連としても上記要望が実現できるよう格段のご高配を賜りたく、ご支援とご協力をお願い申し上げる次第であります。

以 上

［資料５―(1)―③］

法定帳簿改正案及び新取引証拠金制度説明会
議　事　次　第

日　　時　　平成１６年１２月１７日（金）　午後２時～４時３０分

場　　所　　虎ノ門パストラル　新館１階「鳳凰」

議　　事　　１．新取引証拠金制度について

２．法定帳簿改正案について

３．質疑応答

【資　料】　新取引証拠金制度について

法定帳簿新旧対比表

別表第四　会員等の法定帳簿

別表第六　商品取引員の法定帳簿

法定帳簿様式イメージ（Ｂ４横）

平成16年12月17日　取引員説明会資料

新取引証拠金制度について

社団法人　全国商品取引所連合会

１．証拠金の預託区分について

改正商品取引所法における取引証拠金の預託区分は以下の区分を予定。

（改正法第１７９条、改正省令第７２条関係）

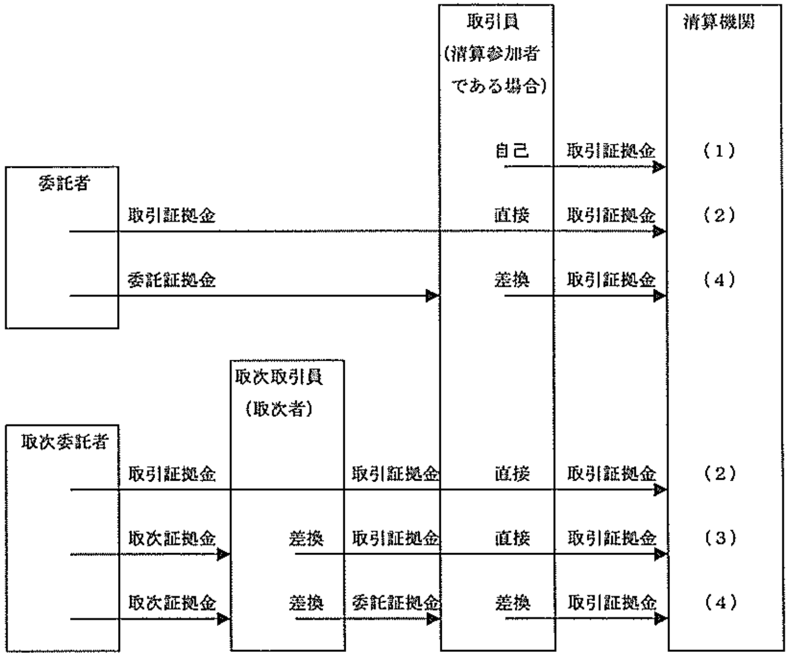

（注）商品取引員が非清算参加者である場合に清算機関に預託される取引証拠金に係る預託区分は、上記４区分の他に５区分を予定。

2．直接預託と差換預託について

① 直接預託

商品取引員（清算参加者である場合）が委託者から差し入れを受けた証拠金を、そのまま清算機関（(株) 日本商品清算機構　以下同じ。）へ預託すること。

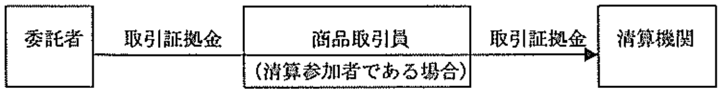

② 差換預託

商品取引員（清算参加者である場合）が委託者から差し入れを受けた証拠金について、その金額以上の額を、現金、有価証券又はＬＧで清算機関へ預託すること。

ア．委託者等からの同意

商品取引員が委託者等（委託者、取次者又は取次委託者）から委託証拠金を預託させる場合（商品取引員による差換預託の扱い）は、当該委託者等から、委託証拠金を預託させることについて書面（電磁的方法でも可）による同意を得なければならない。

また、商品取引員（取次者である場合）が取次委託者から取次証拠金を預託させる場合（当該商品取引員による差換預託の扱い）は、当該取次委託者から、取次証拠金を預託させることについて書面（電磁的方法でも可）による同意を得なければならない。

イ．有価証券により委託証拠金の預託を受けた場合の扱い

有価証券により委託証拠金の預託を受けた場合、当該有価証券の時価評価額以上の額を取引証拠金として清算機関に預託しなければならない。この場合、取引証拠金を有価証券で預託する際は、取引証拠金として預託する有価証券の充用価格は当該委託証拠金として預託を受けた有価証券の充用価格以上でなければならない。

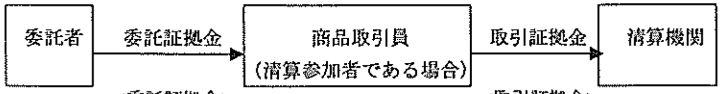

<委託証拠金>
有価証券
充価：80 万円（例、国債）
時価：100 万円

<取引証拠金>
有価証券
充価：80 万円以上、かつ、
時価：100 万円以上
又は
現金
100 万円以上

3．証拠金の種類の対比について（未定稿）

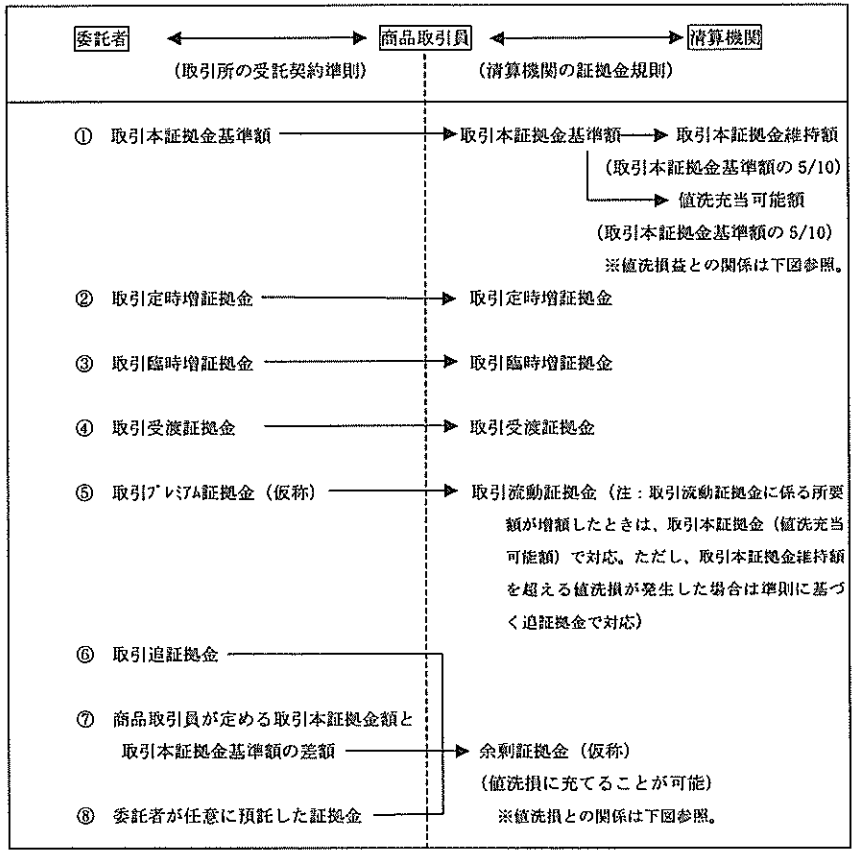

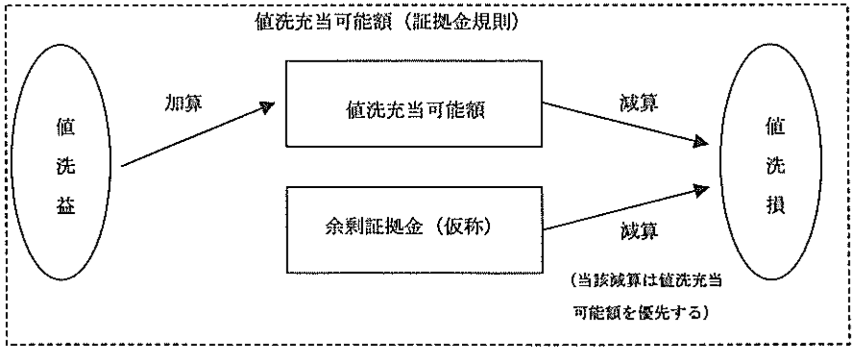

４．証拠金制度相関図

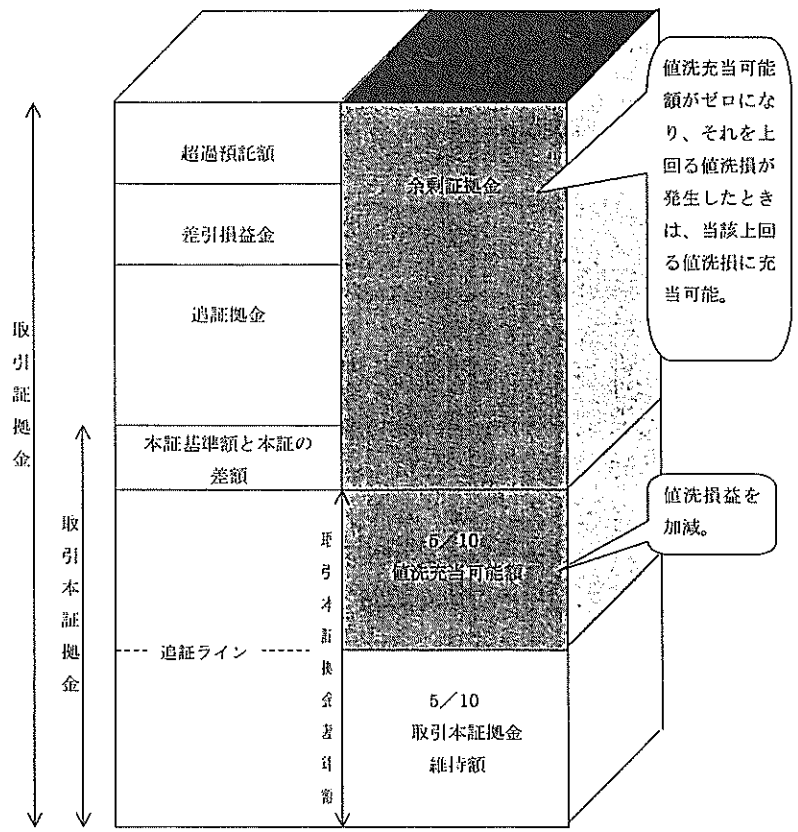

５．預り証拠金と差引損益金通算額の加減について

現行制度では、預り証拠金と差引損益金通算額は別管理（月に１度程度相殺を実施している場合が多い）しているところであるが、新制度では、差引損益金通算額が益計算となった場合は、当該益計算額を預り証拠金に加算し、差引損益金通算額が損勘定となった場合は、預り証拠金のうち現金による預託の範囲内で当該損計算額を預り証拠金から減じることとする。

１．取引本証拠金基準額 10 万円（取引本証拠金維持額　５万円）の商品において、差引損益金通算額６万円の場合

差引損益金通算額が益計算であるので、当該益計算額の６万円を預り証拠金に加算し、預り証拠金の残高を 16 万円とする。

２．取引本証拠金基準額 10 万円（取引本証拠金維持額　５万円、全額現金）の商品において、差引損益金通算額△6 万円の場合

差引損益金通算額が損計算であり、かつ預り証拠金の現金部分で当該損計算額の△6 万円を減算することができるため、預り証拠金の残高を４万円とする。

３．取引本証拠金基準額 10 万円（取引本証拠金維持額　５万円、全額（10 万円）有価証券）の商品において、差引損益金通算額△6 万円の場合

差引損益金通算額が損計算であるが、預り証拠金の現金部分で当該損計算額の△6 万円を減算することができないため、預り証拠金の残高は 10 万円のままで、差引損益金通算額を△6 万円（未収金）として管理する。

（参考１：追証拠金の基本的な考え方）

１．取引本証拠金基準額 10 万円（取引本証拠金維持額　５万円）の商品において、値洗損６万円の場合

① 受託会員は取引追証拠金として５万円〜6 万円の範囲内で委託者に請求（この場合は、６万円を請求と想定）。

② 委託者は６万円を差入れ

取引証拠金預託総額 16 万円（10 万円＋6 万円）－値洗損６万円=10 万円

③ 上記の場合において、その後、値洗損の額が４万円となり（２万円の縮小）、取引証拠金預託総額（10 万円+6 万円）から値洗損（4 万円）を差引いた額が取引本証拠金額を上回った場合、当該上回った額（この場合は２万円）を委託者の指示に基づき、委託者に返還するものとする。

取引証拠金預託総額 16（10+6）万円－値洗損益金通算額４万円＝12 万円

12 万円－10 万円=2 万円（上回る額）

２．取引本証拠金基準額 10 万円（取引本証拠金維持額　５万円）の商品において、値洗損 16 万円の場合

① 受託会員は取引追証拠金として 15 万円〜16 万円の範囲内で委託者に請求（この場合は、16 万円を請求と想定）。

② 委託者は 16 万円を差入れ

取引証拠金預託総額 26 万円（10 万円＋16 万円）－値洗損 16 万円=10 万円

③ 上記の場合において、その後、値洗損の額が 10 万円となり（6 万円の縮小）、取引証拠金預託総額（10 万円+16 万円）から値洗損（10 万円）を差引いた額が取引本証拠金額を上回った場合、当該上回った額（この場合は 6 万円）を委託者の指示に基づき、委託者に返還するものとする。

取引証拠金預託総額 26（10+16）万円－値洗損益金通算額 10 万円＝16 万円

16 万円－10 万円=6 万円（上回る額）

６．新取引証拠金制度における取引追証拠金について

（１）発生時期及びその額

【時期】　値洗損益金通算額（預託されている取引追証拠金があるときは、これを控除した額）が損計算となった場合において、当該値洗損金額が当該取引に係る取引本証拠金基準額の２分の１を超えることとなったとき

値洗損益金通算額－預託されている取引追証拠金＞当該取引に係る取引本証拠金基準額×１／２

【額】　取引本証拠金基準額の２分の１以上当該値洗損金額の範囲内で受託会員の定めた額
なお、値洗損益金通算額が１日で取引本証拠金基準額を超えることとなったような場合は、取引本証拠金基準額以上当該値洗損金額の範囲内で、受託会員の定めた額(この場合の受託会員が定める額は当該値洗損益金通算額を下回り、かつこれに最も近くなるよう取引本証拠金基準額の２分の１の額を整数倍した額を下ることがあってはならない）

（２）追証の返還が可能となる時期及び額

【時期】　当該取引に係る取引本証拠金基準額及び預託されている取引追証拠金の合計額から値洗損益金通算額を控除した額が、当該取引に係る取引本証拠金基準額を超えることとなったとき（委託者から請求があったとき）

（取引本証拠金基準額＋預託されている取引追証拠金）－値洗損益金通算額≧取引本証拠金基準額

【額】当該上回った額

（参考２：２回目以降の追証拠金の発生ポイントについて）

値洗損益金通算額から既に差し入れられている追証拠金の額を差し引いた額が本証拠金基準額の５／１０（の整数倍）を超える場合（振興協会要望案）

（１）基本的なパターン

日付	預り証拠金	本証拠金	追証拠金	値洗損益金通算額	過不足額	説　明
1	100,000	100,000	0	0	0	本証拠金基準額 10 万円の商品を 1 枚建玉
2	100,000	100,000	80,000	-80,000	-80,000	値洗損益金通算額が-8 万円で、本証拠金基準額の 5/10 である 5 万円を超えたため、追証拠金 8 万円が発生
3	180,000	100,000	80,000	-80,000	0	証拠金不足額 8 万円を入金
4	180,000	100,000	140,000	-140,000	-60,000	新たに 6 万円の値洗損が発生し、値洗損益金通算額(14 万円)-既に預託されている追証拠金(8 万円)=6 万円が本証拠金基準額の 5/10 である 5 万円を超えたため、2 回目の追証拠金 6 万円が発生

※追証拠金は本証拠金基準額の 5/10 以上、値洗損金の範囲内であるが、この例では値洗損金と同額を追証拠金の額としている。

（２）増玉により本証拠金基準額が変更になるパターン

日付	預り証拠金	本証拠金	追証拠金	値洗損益金通算額	過不足額	説　明
1	100,000	100,000	0	0	0	本証拠金基準額 10 万円の商品を 1 枚建玉
2	100,000	100,000	80,000	-80,000	-80,000	値洗損益金通算額が-8 万円で、本証拠金基準額の 5/10 である 5 万円を超えたため、追証拠金 8 万円が発生
3	180,000	100,000	80,000	-80,000	0	証拠金不足額 8 万円を入金
4	280,000	200,000	80,000	-80,000	0	本証拠金基準額 10 万円の商品を 1 枚増玉
5	280,000	200,000	190,000	-190,000	-110,000	新たに 11 万円の値洗損が発生し、値洗損益金通算額(19 万円)-既に預託されている追証拠金(8 万円)=11 万円が本証拠金基準額の 5/10(5 万円)*2 を超えたため、2 回目の追証拠金 11 万円が発生

（３）追証拠金を一部返還した後のパターン

日付	預り証拠金	本証拠金	追証拠金	値洗損益金通算額	過不足額	説　明
1	100,000	100,000	0	0	0	本証拠金基準額10万円の商品を１枚建玉
2	100,000	100,000	80,000	-80,000	-80,000	値洗損益金通算額が-8万円で、本証拠金基準額の5/10である5万円を超えたため、追証拠金8万円が発生
3	180,000	100,000	80,000	-80,000	0	証拠金不足額8万円を入金
4	180,000	100,000	70,000	-70,000	10,000	値洗が1万円回復し、追証拠金必要額が1万円減少（返還可能額が1万円となる）
5	170,000	100,000	70,000	-70,000	0	返還可能額の1万円を返還
6	170,000	100,000	130,000	-130,000	-60,000	新たに6万円の値洗損が発生し、値洗損益金通算額(13万円)-追証(7万円)=6万円が本証拠金基準額の5/10(5万円)を超えたため、２回目の追証拠金6万円が発生

（４）一部決済により本証拠金基準額及び値洗損益金通算額が変更になるパターン

日付	預り証拠金	本証拠金	追証拠金	値洗損益金通算額	過不足額	説　明
1	200,000	200,000	0	0	0	取引本証拠金10万円(維持額5万円)の商品を1,000円で1枚(A)、1,300円で1枚（B）の合計2枚を建玉
2	200,000	200,000	0	-30,000	0	Ｂ玉に値洗損3万円発生
3	200,000	200,000	110,000	-110,000	-110,000	Ａ玉、Ｂ玉ともに4万円の値洗損が発生したため、値洗損益通算額が両玉併せて－11万円が本証拠金基準額の5/10(10万円)を超えたため、追証拠金11万円が発生
4	310,000	200,000	110,000	-110,000	0	証拠金不足額11万円を入金
5	240,000	100,000	40,000	-40,000	100,000	Ｂ玉を決済。Ｂ玉を決済することによりＢ玉に係る差引損益金－7万円（手数料等は0円想定）となり、預り証拠金は24万円に（31万円－7万円=24万円） Ａ玉に係る必要証拠金は、取引本証拠金（10万円）+取引追証拠金（4万円）の合計14万円であるため、Ｂ玉の決済に伴う返還可能額は10万円（24万円－14万円=10万円）
6	140,000	100,000	40,000	-40,000	0	10万円を返還
7	140,000	100,000	100,000	-100,000	-60,000	新たに6万円の値洗損が発生し、値洗損益金通算額(10万円)-既に預託されている追証拠金（4万円）=6万円が本証拠金基準額の5/10（5万円）を超えたため、2回目の追証拠金6万円が発生

7．清算機関における取引証拠金の管理（清算機関において定める証拠金等に関する規則）

（1）取引証拠金の預託

① 取引本証拠金基準額と取引員が定める取引本証拠金が同額の場合、取引本証拠金基準額の5/10を取引本証拠金維持額、残る5/10を値洗充当可能額とする。

取引本証拠金維持額 （取引本証拠金基準額×5/10）	値洗充当可能額 （取引本証拠金基準額×5/10）

② 取引本証拠金基準額と取引員が定める取引本証拠金が同額の場合であって、委託者が取引本証拠金を超える額を預託した場合、取引本証拠金基準額の5/10を取引本証拠金維持額、残る5/10を値洗充当可能額とし、取引本証拠金基準額を超える額を余剰証拠金とする。

取引本証拠金維持額 （取引本証拠金基準額×5/10）	値洗充当可能額 （取引本証拠金基準額×5/10）		余剰 証拠金

③ 取引本証拠金基準額を上回る額を取引本証拠金として取引員が定めている場合、取引本証拠金基準額の5/10を取引本証拠金維持額、残る5/10を値洗充当可能額とし、取引本証拠金基準額を超える額を余剰証拠金とする。

取引本証拠金維持額 （取引本証拠金基準額×5/10）	値洗充当可能額 （取引本証拠金基準額×5/10）		余剰 証拠金

④ 取引定時増証拠金、取引臨時増証拠金等の預託があった場合には、それぞれの証拠金として管理。
（以下の図は取引臨時増証拠金の例であるが、他の証拠金についても同様）

取引本証拠金維持額 （取引本証拠金基準額×5/10）	値洗充当可能額 （取引本証拠金基準額×5/10）	取引臨時増 証拠金

（2）値洗い

① 値洗益が発生したため、当該値洗益を値洗充当可能額に加算。

取引本証拠金維持額	値洗充当可能額

⇩

取引本証拠金維持額	値洗充当可能額	値洗益

② 値洗損が発生したため、当該値洗損を値洗充当可能額から減算。

取引本証拠金維持額	値洗充当可能額

⇩

取引本証拠金維持額	値洗充当可能額	値洗損

③ 値洗充当可能額、余剰証拠金がある場合において、値洗損が発生した場合は、値洗充当可能額から減算。

取引本証拠金維持額	値洗充当可能額		余剰 証拠金

⇩

取引本証拠金維持額	値洗損		余剰 証拠金

④ 値洗充当可能額、余剰証拠金がある場合において、値洗充当可能額を上回る値洗損が発生した場合は、まず値洗充当可能額から減算し、上回る部分について余剰証拠金から減算。

取引本証拠金維持額	値洗充当可能額		余剰 証拠金

⇩

取引本証拠金維持額	値洗損		余剰 証拠金	値洗損

8. 受渡保証金の取扱い

	現行	新制度	理由
名　称	「受渡保証金」	「取引受渡証拠金」	保証金では、清算機関に対し直接請求権がないため、証拠金として整理。
預入日	T+2	T+1	上記の保証金を証拠金と整理したことに対応。

9. 倉荷証券の現品提供の取扱い

現行	新制度	理由
売付玉に係る倉荷証券を預託したときは、預託すべきすべての証拠金に充てたものとみなす。 (証拠金としての預託を要しない)	充用有価証券として取扱う。 (売付玉に係る証拠金として差入又は預託が必要)	現品提供では、清算機関に対し直接請求権がないため、証拠金として整理。

10. 新取引証拠金制度でのオプション取引の扱いについて

新取引証拠金制度でのオプション取引の扱いは次のとおり。

(1) 受託契約準則における整理(基本的に現行制度と同様)

- 取引証拠金の種類は、取引本証拠金、取引プレミアム証拠金、取引追証拠金及び取引臨時増証拠金とし、オプションの売方のみ預託する。
- 取引本証拠金の額は、取引本証拠金基準額以上の額で商品取引員が定めた額。
- 取引プレミアム証拠金の額は、新規のオプションの売付けに係る総取引金額。
- 取引追証拠金の額は、現物先物取引の計算方法を準用する（流動証拠金所要額の増減を値洗損益とみなす)。また、現物先物取引との損益を通算（プール計算）する。
- オプションの買玉に係る計算上の益金額（いわゆる値洗益）は、委託者と商品取引員間で予め合意がある場合においては、当該益金額をプール計算の対象とする（この場合、商品取引員は当該益金額を立て替えることとなる)。

(2) 清算機関における整理

- 取引証拠金の種類は、取引本証拠金、取引流動証拠金及び取引臨時増証拠金等とし、オプションの売方のみ預託する。
- 取引本証拠金基準額の10分の5の額を取引本証拠金維持額とし、残る10分の5の額を値洗充当可能額とする。
- 取引流動証拠金と取引プレミアム証拠金の関係は次のとおり。

(a) 取引流動証拠金の額が取引プレミアム証拠金の額を下回る場合は、当該超過額（準則上のいわゆる値洗益）を値洗充当可能額として取扱う。ただし、オプションの買方のいわゆる値洗益は値洗充当可能額の扱いとはしない（当該益金額の預託義務はない)。

(b) 取引流動証拠金の額が取引プレミアム証拠金の額を上回る場合は、当該不足額（準則上のいわゆる値洗損）は、値洗充当可能額または余剰証拠金より充当する（不足する場合は立替えが必要)。

約定値段＝帳入値段（準則上の値洗±0）　(a)約定値段＞帳入値段（準則上の値洗益）　(b)約定値段＜帳入値段（準則上の値洗損）

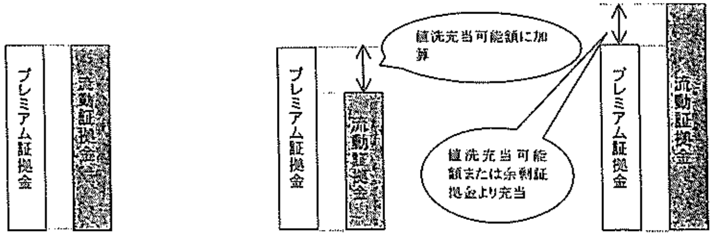

（参考３：オプション取引の扱いについて）

（１）オプションの約定当日

① 約定値段（100 円）＝帳入値段（100 円）

プレミアム証拠金 10 万円の全額が流動証拠金 10 万円として清算機関に預託される。

委託者と商品取引員との関係							商品取引員（清算参加者）と清算機関との関係					
日付	預り証拠金	本証拠金	プレミアム証拠金	追証拠金	値洗損益金通算額	返還可能額	維持額	値洗充当可能額	流動証拠金	余剰証拠金	清算機関申告額計	立替え
1	130,000	30,000	100,000	0	0	0	15,000	15,000	100,000	0	130,000	0

② 約定値段(110 円)＞帳入値段(100 円)

プレミアム証拠金 11 万円のうち 10 万円が流動証拠金として、残りの 1 万円が値洗充当可能額として清算機関に預託される。

委託者と商品取引員との関係							商品取引員（清算参加者）と清算機関との関係					
日付	預り証拠金	本証拠金	プレミアム証拠金	追証拠金	値洗損益金通算額	返還可能額	維持額	値洗充当可能額	流動証拠金	余剰証拠金	清算機関申告額計	立替え
1	140,000	30,000	110,000	0	10,000	0	15,000	25,000	100,000	0	140,000	0

③ 約定値段(100 円)＜帳入値段(110 円)

プレミアム証拠金 10 万円の全額と値洗充当可能額の 1 万円の計 11 万円が流動証拠金として清算機関に預託される。

委託者と商品取引員との関係							商品取引員（清算参加者）と清算機関との関係					
日付	預り証拠金	本証拠金	プレミアム証拠金	追証拠金	値洗損益金通算額	返還可能額	維持額	値洗充当可能額	流動証拠金	余剰証拠金	清算機関申告額計	立替え
1	130,000	30,000	100,000	0	-10,000	0	15,000	5,000	110,000	0	130,000	0

（２）プレミアム価格が下落した場合（100 円→80 円）

流動証拠金所要額が 10 万円から 8 万円に変更となり、その差額の 2 万円は値洗充当可能額として管理される。

委託者と商品取引員との関係							商品取引員（清算参加者）と清算機関との関係					
日付	預り証拠金	本証拠金	プレミアム証拠金	追証拠金	値洗損益金通算額	返還可能額	維持額	値洗充当可能額	流動証拠金	余剰証拠金	清算機関申告額計	立替え
1	130,000	30,000	100,000	0	0	0	15,000	15,000	100,000	0	130,000	0
2	130,000	30,000	100,000	0	20,000	0	15,000	35,000	80,000	0	130,000	0

（３）プレミアム価格が上昇した場合（追証拠金なし）（100 円→110 円）

流動証拠金所要額が 10 万円から 11 万円に変更となり、その差額の 1 万円につき値洗充当可能額から減じ、流動証拠金預託額に加算する。

委託者と商品取引員との関係							商品取引員（清算参加者）と清算機関との関係					
日付	預り証拠金	本証拠金	プレミアム証拠金	追証拠金	値洗損益金通算額	返還可能額	維持額	値洗充当可能額	流動証拠金	余剰証拠金	清算機関申告額計	立替え
1	130,000	30,000	100,000	0	0	0	15,000	15,000	100,000	0	130,000	0
2	130,000	30,000	100,000	0	-10,000	0	15,000	5,000	110,000	0	130,000	0

（４）プレミアム価格が上昇した場合（追証拠金あり）

（３）からさらにプレミアム価格が上昇し（110 円→120 円）、流動証拠金所要額が 11 万円から 12 万円に変更となり、その差額の 1 万円につき、0.5 万円を値洗充当可能額から減じ、残りの 0.5 万円を清算参加者が立替えて流動証拠金額に加算する。あわせて、2 万円の追証拠金を請求し、翌日に追証拠金の預託があり、立替金を控除した額を余剰証拠金として預託する。

委託者と商品取引員との関係							商品取引員（清算参加者）と清算機関との関係					
日付	預り証拠金	本証拠金	プレミアム証拠金	追証拠金	値洗損益金通算額	返還可能額	維持額	値洗充当可能額	流動証拠金	余剰証拠金	清算機関申告額計	立替え
1	130,000	30,000	100,000	0	0	0	15,000	15,000	100,000	0	130,000	0

委託者と商品取引員との関係							商品取引員（清算参加者）と清算機関との関係					
日付	預り証拠金	本証拠金	プレミアム証拠金	追証拠金	値洗損益金通算額	返還可能額	維持額	値洗充当可能額	流動証拠金	余剰証拠金	清算機関申告額計	立替え
2	130,000	30,000	100,000	0	-10,000	0	15,000	5,000	110,000	0	130,000	0
3	130,000	30,000	100,000	20,000 (*1)	-20,000	-20,000 (*1)	15,000	0	120,000	0	135,000	5,000
4	150,000 (*2)	30,000	100,000	20,000	-20,000	0	15,000	0	120,000	15,000	150,000	0

(*1) 追証拠金２万円が発生し、同額を証拠金不足額として請求

(*2) 翌日追証拠金２万円の預託があったもの。

（５）追証の預託が不要となる場合

（４）からプレミアム価格が下落し（120 円→100 円）、流動証拠金所要額が 12 万円から 10 万円に変更となり、その差額の２万円を値洗充当可能額として管理するも、追証拠金の預託が不要となることから、0.5 万円を値洗充当可能額から余剰証拠金に振替える。

委託者と商品取引員との関係							商品取引員（清算参加者）と清算機関との関係					
日付	預り証拠金	本証拠金	プレミアム証拠金	追証拠金	値洗損益金通算額	返還可能額	維持額	値洗充当可能額	流動証拠金	余剰証拠金	清算機関申告額計	立替え
1	130,000	30,000	100,000	0	0	0	15,000	15,000	100,000	0	130,000	0
2	130,000	30,000	100,000	0	-10,000	0	15,000	5,000	110,000	0	130,000	0
3	130,000	30,000	100,000	20,000 (*1)	-20,000	-20,000 (*1)	15,000	0	120,000	0	135,000	5,000
4	150,000 (*2)	30,000	100,000	20,000	-20,000	0	15,000	0	120,000	15,000	150,000	0
5	150,000	30,000	100,000	0	0	20,000	15,000	15,000	100,000	20,000	150,000	0

(*1) 追証拠金２万円が発生し、同額を証拠金不足額として請求

(*2) 翌日追証拠金２万円の預託があったもの。

（６）オプション取引と先物取引の組み合わせ（その１）

先物の買とコールオプションの売の組み合わせ（損益が反対方向で、値洗損益金通算額が０となる場合）

値洗損益金通算額は常に０であるため、値洗充当可能額に増減はない。

先物に値洗益が発生した場合は、当該値洗益相当額が流動証拠金所要額の増加分となる。

先物に値洗損が発生した場合は、当該値洗損相当額が流動証拠金所要額の減少分となる。

委託者と商品取引員との関係							商品取引員（清算参加者）と清算機関との関係					
購入値段	預り証拠金	本証拠金	プレミアム証拠金	追証拠金	値洗損益金通算額	返還可能額	維持額	値洗充当可能額	流動証拠金	余剰証拠金	清算機関申告額計	立替え
F:1400 OP:100	190,000	90,000	100,000	0	0	0	45,000	45,000	100,000	0	190,000	0
F:1420 OP:120	190,000	90,000	100,000	0	0	0	45,000	45,000	120,000 (*1)	0	210,000	0
F:1380 OP:80	190,000	90,000	100,000	0	0	0	45,000	45,000	80,000 (*2)	0	170,000	0

(*1) 先物の値洗益２万円を流動証拠金所要額の増加分２万円に充てる。

(*2) 流動証拠金の減少分４万円を先物の値洗損４万円に充てる。

（７）オプション取引と先物取引の組み合わせ（その２）

先物の買とプットオプションの売の組み合わせ（損益が同じ方向で、値洗損益金通算額が倍増する場合）

値洗損益金通算額の損益に応じて値洗充当可能額が増減する。

先物の値洗益と流動証拠金所要額の減少分の合計が値洗充当可能額の増加分となる。

先物の値洗損と流動証拠金所要額の増加分の合計が値洗充当可能額の減少分となる。

委託者と商品取引員との関係							商品取引員（清算参加者）と清算機関との関係					
帳入値段	預り証拠金	本証拠金	プレミアム証拠金	追証拠金	値洗損益金通算額	返還可能額	維持額	値洗充当可能額	流動証拠金	余剰証拠金	清算機関申告額計	立替え
F:1400 OP:100	190,000	90,000	100,000	0	0	0	45,000	45,000	100,000	0	190,000	0
F:1420 OP:80	190,000	90,000	100,000	0	40,000	0	45,000	85,000 (*1)	80,000 (*1)	0	210,000	0
F:1380 OP:120	190,000	90,000	100,000	0	-40,000	0	45,000	5,000 (*2)	120,000 (*2)	0	170,000	0
F:1370 OP:130	190,000	90,000	100,000	60,000 (*3)	-60,000	-60,000 (*3)	45,000	0	130,000	0	175,000	15,000
F:1370 OP:130	250,000 (*4)	90,000	100,000	60,000	-60,000	0	45,000	0	130,000	45,000	220,000	0

(*1) 先物の値洗益 2 万円と流動証拠金所要額の減少分 2 万円の計 4 万円を値洗充当可能額に加算する。

(*2) 値洗充当可能額から 4 万円を減じ、先物の値洗損 2 万円と流動証拠金所要額の増加分 2 万円の計 4 万円に充てる。

(*3) 追証拠金 6 万円が発生し、同額を証拠金不足額として請求

(*4) 翌日追証拠金 6 万円の預託があったもの。

（8）オプション取引と先物取引の組み合わせ（その3）

先物の売とコールオプションの買の組み合わせ（買玉の計算上の益金額をプール計算の対象としない取扱いの場合）

委託者と商品取引員との関係							商品取引員（清算参加者）と清算機関との関係					
帳入値段	預り証拠金	本証拠金	プレミアム証拠金	追証拠金	値洗損益金通算額	返還可能額	維持額	値洗充当可能額	流動証拠金	余剰証拠金	清算機関申告額計	立替え
F:1400 OP:100	60,000	60,000	0	0	0	0	30,000	30,000	0	0	60,000	0
F:1420 OP:120	60,000	60,000	0	0	-20,000	0	30,000	10,000	0	0	40,000	0
F:1440 OP:140	60,000	60,000	0	40,000 (*1)	-40,000	-40,000 (*1)	30,000	0	0	0	30,000	10,000
F:1440 OP:140	100,000 (*2)	60,000	0	40,000	-40,000	0	30,000	0	0	30,000	60,000	0
F:1460 OP:160	100,000	60,000	0	40,000	-60,000	0	30,000	0	0	10,000	40,000	0
F:1380 OP:80	100,000	60,000	0	0	20,000	40,000	30,000	50,000	0	40,000	120,000	0

(*1) 追証拠金 2 万円が発生し、同額を証拠金不足額として請求

(*2) 翌日追証拠金 2 万円の預託があったもの。

会員の法定帳簿

現行	新規（案）
先物取引日記帳	先物取引日記帳
先物取引勘定元帳	先物取引勘定元帳
先物取引建玉計算帳	先物取引建玉計算帳
先物取引受渡計算帳	先物取引受渡計算帳
実物取引勘定元帳	（廃止）

商品取引員の法定帳簿

現行	新規（案）
注文伝票	注文伝票
先物取引計算帳	先物取引計算帳
委託者別先物取引勘定元帳	委託者別先物取引勘定元帳
委託証拠金出納帳、 取次委託証拠金出納帳	出納帳
委託者別委託証拠金現在高帳	委託者別証拠金等現在高帳
預り委託証拠金差入明細帳	預り有価証券差入明細帳
委託者別資産管理台帳	委託者別資産管理・保全台帳
	委託者総合管理表

（9）オプション取引と先物取引の組み合わせ（その４）

先物の売とコールオプションの買の組み合わせ（買玉の計算上の益金額をプール計算の対象として取扱った場合）

	委託者と商品取引員との関係						商品取引員（清算参加者）と清算機関との関係					
帳入値段	預り証拠金	本証拠金	プレミアム証拠金	追証拠金	値洗損益金通算額	返還可能額	維持額	値洗充当可能額	流動証拠金	余剰証拠金	清算機関申告額計	立替え
F:1400 OP:100	60,000	60,000	0	0	0	0	30,000	30,000	0	0	60,000	0
F:1420 OP:120	60,000	60,000	0	0	0 (*1)	0	30,000	10,000 (*1)	0	0	40,000	0
F:1440 OP:140	60,000	60,000	0	0	0 (*2)	0	30,000	0 (*2)	0	0	30,000	10,000 (*2)
F:1460 OP:160	60,000	60,000	0	0	0 (*3)	0	30,000	0 (*3)	0	0	30,000	30,000 (*3)
F:1380 OP:80	60,000	60,000	0	0	20,000 (*4)	0	30,000	50,000 (*4)	0	0	80,000	0 (*4)

(*1)受託契約準則における値洗損益金通算額は０万円（計算上の益金額：+2 万円、先物の値洗損：-2 万円）であるが、清算機関における値洗損は-2 万円となることから、値洗充当可能額から２万円を減じる。

(*2)受託契約準則における値洗損益金通算額は０万円（計算上の益金額：+4 万円、先物の値洗損：-4 万円）であるが、清算機関における値洗損は前日比-2 万円となることから、値洗充当可能額から１万円を減じ、１万円を立替え。

(*3)受託契約準則における値洗損益金通算額は０万円（計算上の益金額：+6 万円、先物の値洗損：-6 万円）であるが、清算機関における値洗損は前日比-2 万円となることから、さらに２万円を立替え（立替え合計３万円)。

(*4)受託契約準則における値洗損益金通算額は２万円（計算上の益金額：0 万円、先物の値洗益：2 万円）であるが、清算機関における値洗益は前日比８万円となることから、立替え分の３万円に充当した後、値洗充当可能額に５万円を加算する。

以上

別表第四　会員等の法定帳簿

帳簿の種類	記載すべき事項	備　　考
先物取引 日記帳	1　商品取引所名 2　上場商品又は上場商品指数の種類 3　日付 4　限月（オプション取引については、限月、権利行使価格及びプット又はコールの別） 5　単一の対価の額又は約定価格等による競売買の方法による取引については場節、個別に形成される対価の額及び約定価格等による競売買の方法による取引については時間 6　取引高 7　権利行使又は権利割当による取引高（先物取引の場合に限る。） 8　権利行使高又は権利割当高（オプション取引の場合に限る。） 9　対価の額又は約定価格等 10　帳入値段又は帳入指数（先物取引の場合に限る。） 11　約定差金及び権利行使約定差金（先物取引の場合に限る。） 12　総取引金額（オプション取引の場合に限る。）	1. 商品取引受託業務を行う者にあっては、作成しないことができる。 2. 先物取引とオプション取引は区別して記載すること。 3. 取引高及び権利行使又は権利割当による取引高については、その限月ごと、売買の別ごと及び新規又は仕切の別ごとに記載するとともに、その日及びその月の合計額をその限月ごと及び売買の別ごとに記載すること。 4. 権利行使高及び権利割当高については、その限月ごと、権利行使価格ごと、プット又はコールの別ごとに記載することとし、その日及びその月の合計額をその限月ごと及びプット又はコールの別ごとに記載すること。 5. 約定差金及び権利行使約定差金については、その限月ごとに記載するとともに、その日及びその月の合計額をその限月ごとに記載すること。 6. 総取引金額については、その限月ごと、権利行使価格ごと及びプット又はコールの別ごとに記載するとともに、その日及びその月の合計額をその限月ごと及び売買の別ごとに記載すること。
先物取引 勘定元帳	1　帳簿の作成日 2　商品取引所名 3　上場商品又は上場商品指数の種類 4　限月（オプション取引については、限月、権利行使価格及びプット又はコールの別） 5　成立年月日 6　単一の対価の額又は約定価格等による競売買の方法による取引については場節、個別に形成される対価の額及び約定価格等による競売買の方法による取引については時間 7　数量 8　対価の額又は約定価格等 9　売買差損益金又は総取引金額 10　差引損益金 11　商品先物決済損益	1. 商品取引受託業務を行う者にあっては、作成しないことができる。 2. 先物取引とオプション取引は区別して記載すること。 3. 成立年月日、場節又は時間、数量及び対価の額又は約定価格等にあっては、売買の別、受渡しの別、権利行使、権利割当又は権利消滅の別ごとに記載すること。 4. 権利行使又は権利割当により現物先物取引の売買が成立した場合は、その旨及び新規又は仕切の別を記載すること。 5.　商品先物決済損益にあっては、その年月日、摘要、損益及び差引残高を記載すること。
先物取引 建玉計算帳	1　商品取引所名 2　上場商品又は上場商品指数の種類 3　日付 4　限月（オプション取引にあっては、限月、権利行使価格及びプット又はコールの別） 5　前日建玉残高（売買の別） 6　取引高（売買の別、新規又は仕切の別及びその合計額） 7　権利行使又は権利割当による取引高（売買の別、新規又は仕切の別及びその合計額）（先物取引の場合に限る。） 8　受渡高（先物取引の場合に限る。） 9　権利行使高又は権利割当高（オプション取引の場合に限る。） 10　本日建玉残高（売買の別） 11　帳入値段又は帳入指数（本日及び前日比） 12　帳入差金 13　取引証拠金預託必要額	1. 先物取引とオプション取引は区別して記載すること。ただし、オプション取引については11及び12の記載は要しない。 2. 商品取引受託業務を行う者にあっては、自己又は委託の別ごとに記載すること。 3. 帳入差金にあっては、本日建玉に係る帳入差金、約定差金及び権利行使約定差金の合計額（翌営業日正午までに支払いまたは受け取るべき金額）を記載すること。 4. 取引証拠金預託必要額は、自己について本証拠金、定時増証拠金、臨時増証拠金、受渡証拠金及び流動証拠金ごと並びにこれらの合計額を記載すること。
先物取引 受渡計算帳	1　上場商品の種類 2　限月 3　受渡の日時 3　委託者名 4　受渡供用品の種類、銘柄 5　受渡高（受渡の別） 6　倉庫名 7　倉荷証券番号 8　約定価格 9　受渡値段 10　格付差金 11　約定価格に基づく受渡代金 12　受渡値段に基づく受渡代金 13　受渡値段に基づく受渡代金に係る消費税額 14　委託手数料及び委託受渡手数料 15　委託手数料に係る消費税額 16　諸勘定 17　差引受払額（受払の別） 18　受渡仕切差金 19　取引所における受渡代金	委託を受けて取引する会員は、自己又は委託の別ごとに記載すること。

【先物取引日記帳：先物取引用】

商品取引所名　　　上場商品又は上場商品指数の種類　　　平成　年　月　日

限月	場節又は時間	取引高				権利行使又は権利割当による取引高				約定価格等	帳入値段又は帳入指数	約定差金及び権利行使約定差金
		売		買		売		買				
		新規	転売	新規	買戻	新規	転売	新規	買戻			

限月	取引高日計		取引高月計		権利行使又は権利割当による取引高日計		権利行使又は権利割当による取引高月計		約定差金及び権利行使約定差金日計	約定差金及び権利行使約定差金月計
	売	買	売	買	売	買	売	買		
合計										

【先物取引日記帳：オプション取引用】

商品取引所名　　　上場商品又は上場商品指数の種類　　　平成　年　月　日

限月	権利行使価格	プット又はコール	場節又は時間	取引高				権利行使高	権利割当高	対価の額	総取引金額
				売		買					
				新規	転売	新規	買戻				

限月	取引高日計		取引高月計		権利行使高日計		権利行使高月計		権利割当高日計		権利割当高月計	
	売	買	売	買	プット	コール	プット	コール	プット	コール	プット	コール
合計												

限月	総取引金額日計		総取引金額月計	
	売	買	売	買
合計				

【先物取引勘定元帳】

平成　年　月　日

商品取引所名 上場商品又は 上場商品指数の種類	限月	売				買				売買差損益金 又は 総取引金額	差引損益金	商品先物決済損益			
		成立 年月日	場節 又は 時間	数量	対価の額 又は約定価 格等	成立 年月日	場節 又は 時間	数量	対価の額 又は約定価 格等			年月日	摘要	損益	差引残高

【先物取引建玉計算帳：先物取引用】

商品取引所名　　　　　上場商品又は上場商品指数の種類　　　　　平成　年　月　日

限月	自己 又は 受託	前日建玉 残高		取引高						権利行使又は権利割当による取引高						受渡高		本日建玉 残高		帳入値段 又は 帳入指数		帳入差金	取引証拠金預託必要額				
		売	買	売			買			売			買			受高	渡高	売	買	本日	前日比		本証拠金	定時増証拠金 臨時増証拠金	受渡証拠金	臨増証拠金 特別証拠金	合計
				新規	転売	売合計	新規	買戻	買合計	新規	転売	売合計	新規	買戻	買合計												
	受託																										
計																											
	自己																										
計																											
合計																											

【先物取引建玉計算帳：オプション取引用】

商品取引所名　　　　　　　　　　　　　上場商品又は上場商品指数の種類　　　　　　　　　　　　　平成　　年　　月　　日

銘柄			自己又は委託	前日建玉残高		取引高						権利行使高	権利割当高	本日建玉残高		取引証拠金預託必要額				
限月	権利行使価格	プット又はコール		売	買	売			買					売	買	本証拠金	定時増証拠金臨時増証拠金	流動証拠金	割増証拠金特別証拠金	合計
						新規	転売	売合計	新規	買戻	買合計									
			委託																	
計																				
			自己																	
計																				
合計																				

【先物取引受渡計算帳】

商品取引所名　　　　　　　　上場商品の種類　　　　　　　　受渡限月

受渡の日時	委託者名	受渡供用品の種類、銘柄	受渡高		倉庫名	倉荷証券番号	①約定価格	②受渡値段	③格付差金		④約定価格に基づく受渡代金（①×倍率×受渡高＋③）	⑤受渡値段に基づく受渡代金（②×倍率×受渡高＋③）	⑥（⑤）に係る消費税額		⑦委託手数料及び委託受渡手数料	⑧同左消費税額	⑨諸勘定	⑩差引受払額（対委託者）（④＋⑥＋⑦＋⑧＋⑨）		⑪受渡仕切差金（①－②）×倍率×受渡高		⑫取引所における受渡代金相当額（⑤＋⑥）	
			渡	受					摘要	金額			受・払	金額				受・払	金額	損・益	金額	受・払	金額

別表第六　商品取引員法定帳簿

帳簿の種類	記載すべき事項	備　考
注文伝票	1　受注日時 2　商品取引所名 3　上場商品又は上場商品指数の種類 4　自己又は委託の別（委託の場合にあっては委託者名） 5　受注者名 6　売買の別 7　数量 8　現物先物取引、現金決済先物取引及び指数先物取引については限月、新規、仕切又は受渡しの別、オプション取引についてはオプション銘柄（限月、権利行使価格、プット又はコールの別）、新規、仕切、権利行使又は権利割当の別 9　指値又は成行その他注文の種類の別（指値の場合にあつては、その値段及び注文の有効期限。成行の場合にあつては、取引を行う日及び場節） 10　単一の対価の額又は約定価格等による競売買の方法による取引については成立日及び場節、個別に形成される対価の額又は約定価格等による競売買の方法による取引については成立日時 11　対価の額又は約定価格等 12　取引が不成立となった場合にあっては、その理由 13　仕切の場合にあっては、当初約定日、数量及び現物先物取引、現金決済先物取引及び指数先物取引については約定価格等、オプション取引については対価の額 14　権利行使の場合にあっては、権利行使に係るオプション取引の買建玉	1. 日付順につづり込んで作成すること。 2. コンピューターへの直接入力により注文伝票の作成を行う場合は以下の①から⑤までの全ての要件を満たすことが必要である。なお、その場合、一覧表形式で注文伝票を作成できるものとする。 ①受注と同時に、注文内容をコンピューターへ入力すること。 ②入力データのバックアップを作成・保存すること。 ③入力時刻が自動的に記録されるシステムとなっていること。 ④入力事績の取消・修正を行った場合その取消・修正記録がそのまま残されるシステムとなっていること。 ⑤注文内容を電話により執行店に連絡するケース、コンピューターシステム稼働終了後に翌日の注文を受注するケース、災害等によりコンピューターが使用不能となるケース等受注と同時にコンピューターに直接入力して作成することが不可能な場合は、従来通り、受注時に手書きで注文伝票を作成すること。ただし、受注時に作成した手書きの注文伝票とその注文内容を後で入力して作成した約定結果等が記載されたコンピューター作成の注文伝票を併せて保存する場合は手書きの注文伝票に追記を行う必要はない。 3. 不成立の場合は、その旨表示の上保存すること。 4. 法第二条第十六項第二号又は第四号に掲げる商品市場における取引等の受託を行うものにあっては、その委託を受ける商品取引員の商号を記載すること。 5. オプション取引について、権利行使の場合及び権利割当の場合にあっては、新規、仕切の別及びその数量を記載すること。
先物取引計算帳	1　商品取引所名 2　上場商品又は上場商品指数の種類 3　日付 4　自己又は委託の別（委託の場合にあっては委託者名） 5　限月（オプション取引にあっては、限月、権利行使価格、プット又はコールの別） 6　単一の対価の額又は約定価格等による競売買の方法による取引については場節、個別に形成される対価の額又は約定価格等による競売買の方法による取引については時間 7　取引高 8　権利行使又は権利割当による取引高（先物取引の場合に限る。） 9　権利行使高及び権利割当高（オプション取引の場合に限る。） 10　対価の額又は約定価格等 11　帳入値段又は帳入指数（先物取引の場合に限る。） 12　約定差金及び権利行使約定差金（先物取引の場合に限る。） 13　総取引金額（オプション取引の場合に限る。）	1. 法第二条第十六項第二号又は第四号に掲げる商品市場における取引等の受託を行うものにあっては、その委託を受ける商品取引員の商号を記載すること。 2. 先物取引とオプション取引は区別してまとめて記載すること。 3. 7及び8については、自己又は委託者の別ごと、限月ごと、場節又は時間ごと、売買の別ごと及び新規又は仕切の別ごとに記載するとともに、その日及びその月の合計額をその限月ごと、自己又は委託の別ごと及び売買の別ごとに記載すること。 4. 9については、その限月ごと、権利行使価格ごと、プット又はコールの別ごと及び自己又は委託者の別ごとに記載することとし、その日及びその月の合計額をその限月ごと、自己又は委託の別ごと及びプット又はコールの別ごとに記載すること。 5. 10中約定価格等、11及び12については、自己又は委託者の別ごと及び限月ごとに記載するとともに、その日及びその月の合計額を自己又は委託者の別ごと及び限月ごとに記載すること。 6. 10中対価の額及び13については、その限月ごと、権利行使価格ごと及びプット又はコールの別ごとに記載するとともに、その日及びその月の合計額をその限月ごと、自己又は委託の別ごと及び売買の別ごとに記載すること。

別表第六　商品取引員法定帳簿

帳簿の種類	記載すべき事項	備　考
委託者別先物取引勘定元帳	1　委託者名 2　帳簿の作成日 3　商品取引所名 4　上場商品又は上場商品指数の種類 5　限月（オプション取引にあっては、限月、権利行使価格、プット又はコールの別） 6　成立年月日 7　単一の対価の額又は約定価格等による競売買の方法による取引については場節、個別に形成される対価の額又は約定価格等による競売買の方法による取引については時間 8　数量 9　対価の額又は約定価格等 10　売買差損益金又は総取引金額 11　委託手数料 12　消費税額 13　差引損益金又は差引受払金 14　損益の清算又は受払の状況	1. 法第二条第十六項第二号又は第四号に掲げる商品市場における取引等の受託を行うものにあっては、その委託を受ける商品取引員の商号を記載すること。 2. 先物取引とオプション取引は区別して記載すること。 3. 6から9までについては、売買の別、受渡しの別又は権利行使、権利割当若しくは権利消滅の別ごとに記載すること。 4. 権利行使又は権利割当により現物先物取引の売買が成立した場合は、その旨及び新規又は仕切の別を記載すること。 5. 14については、その年月日、摘要、損益及び差引残高を記載すること。 6. 自己取引についても記載すること。
出納帳	1　帳簿の作成日 2　委託者名 3　証拠金等の別 4　有価証券又は倉荷証券 5　現金 6　預託合計額	1. 3には、証拠金の種類（取引証拠金、委託証拠金、取次証拠金又は清算取次証拠金）、オプション料預り金及び預り金（仮称）の別を記載すること。 2. 4にはその種類又は銘柄名、数量又は額面、単価、預託額、返戻額及び差引預託額を、5には預託額、返戻額及び差引預託額を記載すること。 3. 4及び5中単価、預託額、返戻額及び差引預託額、並びに6については、充用価格に基づく評価額及び時価に基づく評価額を記載すること。
委託者別証拠金等現在高帳	1　委託者名 2　帳簿の作成日 3　証拠金等が預託された年月日 4　摘要 5　証拠金等の別 6　有価証券又は倉荷証券 7　現金 8　預託現在高	1. 5には、証拠金の種類（取引証拠金、委託証拠金、取次証拠金又は清算取次証拠金）、オプション料預り金及び預り金（仮称）の別を記載すること。 2. 6にはその種類又は銘柄名、数量又は額面、単価、預託額及び返戻額を、7には預託額及び返戻額を、8には有価証券又は倉荷証券及び現金ごとの額並びにそれらの合計額を記載すること。 3. 6及び7中単価、預託額、返戻額については、並びに8中有価証券又は倉荷証券、現金及び合計額については、充用価格に基づく評価額及び時価に基づく評価額を記載すること。
預り有価証券差入明細帳	1　差入先及び差入目的 2　帳簿の作成日 3　差入又は返戻年月日 4　委託者名 5　有価証券銘柄名 6　数量又は額面 7　単価 8　差入額 9　返戻額 10　現在高	1. 差入先別に別葉とすること。 2. 同一差入先に別目的で差し入れている場合は別葉とすること。 3. 7から10までについては、充用価格に基づく評価額及び時価に基づく評価額を記載すること。

別表第六　商品取引員法定帳簿

帳簿の種類	記載すべき事項	備考
委託者総合管理表	1 帳簿の作成日 2 委託者名 3 商品取引所名 4 上場商品又は上場商品指数の種類 5 限月（オプション取引にあっては、権利行使価格及びプット又はコールの別を加える。） 6 約定年月日 7 単一の対価の額又は約定価格等による競売買の方法による取引については場節、個別に形成される対価の額又は約定価格等による競売買の方法による取引については時間 8 建玉残高 9 対価の額又は約定価格等 10 帳入値段又は帳入指数 11 値洗損益金通算額 12 無担保値洗損金通算額 13 直接預託又は差換預託の別 14 預り証拠金額 15 委託者未払金又は委託者未収金 16 無担保委託者未収金 17 取引本証拠金基準額 18 証拠金預託必要額 19 返還可能額又は不足請求額 20 本証拠金維持額 21 値洗充当可能額 22 清算機関預託申告額	1. 8については、売買の別ごとに記載すること。 2. 14については、現金、有価証券又は倉荷証券及びそれらの合計額を記載し、それぞれについて充用価格に基づく評価額及び時価に基づく評価額を記載すること。 3. 18については、本証拠金、定時増証拠金、臨時増証拠金、受渡証拠金、プレミアム証拠金及び追証拠金ごと並びにそれらの合計額を記載すること。 4. 8から22までの記載すべき事項については、個々の建玉、個々の委託者、直接預託に係る全ての委託者、差換預託に係る全ての委託者及び全ての委託者ごとにその額を記載すること。ただし、12、14から16まで、18の合計額及びその内訳中追証拠金、19から22までについては、個々の建玉ごとにその額を記載することを要しない。
委託者別資産管理・保全台帳	1 日付 2 委託者名 3 証拠金の種別 4 証拠金合計額 5 預り金 6 受渡しに係る負債 7 値洗損益金通算額 8 商品取引清算機関に対する未払委託者差金又は未収委託者差金 9 委託者未収金又は未払金 10 委託者仮払金 11 委託者に係る純負債 12 商品取引清算機関に対して預託された証拠金の額 13 保全対象財産	1. 3については、取引証拠金又は委託証拠金の別を記載すること。 2. 7及び9については、無担保部分の内訳を記載すること。 3. 12の内訳として、直接預託の場合にあっては現金の額、有価証券又は倉荷証券の額、立替額及び委託者が返還請求権を有する額を、差換預託の場合にあってはその額、立替額及び委託者が返還請求権を有する額を記載すること。 4. 7及び8については時価に基づく評価額のみ記載するものとし、それ以外の記載すべき事項（7の無担保部分を含む。）については充用価格に基づく評価額及び時価に基づく評価額ごとに記載すること。 5. 全ての記載すべき項目について委託者ごとの合計額及び証拠金の種別ごとに全ての委託者分の合計額を記載すること。

【注文伝票】

（現物先物取引、現物決済先物取引、指数先物取引）

売　注　文　伝　票

受注日時：平成○年○月○日　△時△分
商品取引所名：
上場商品又は上場商品指数の種類：
自己 ・ 委託 （委託者名：　　　　　　）
受注者名：
数量：
限月：
新規　・　仕切　・　受渡し
指値：（値段）　　（有効期限）
成行：（取引日）　（場節）
その他注文の種類（　　　）
成立年月日：平成●年●月●日
（場節）　　／　▲時▲分
約定価格等

仕切玉指定	建玉日	枚数	約定価格等

備考（不成立となった場合の理由等）

（現物先物取引、現物決済先物取引、指数先物取引）

買　注　文　伝　票

受注日時：平成○年○月○日　△時△分
商品取引所名：
上場商品又は上場商品指数の種類：
自己 ・ 委託 （委託者名：　　　　　　）
受注者名：
数量：
限月：
新規　・　仕切　・　受渡し
指値：（値段）　　（有効期限）
成行：（取引日）　（場節）
その他注文の種類（　　　）
成立年月日：平成●年●月●日
（場節）　　／　▲時▲分
約定価格等

仕切玉指定	建玉日	枚数	約定価格等

備考（不成立となった場合の理由等）

（オプション取引）

売　注　文　伝　票

受注日時：平成○年○月○日　△時△分
商品取引所名：
上場商品又は上場商品指数の種類：
自己 ・ 委託 （委託者名：　　　　　　）
受注者名：
数量：
限月：
権利行使価格：
プット　・　コール
新規　・　仕切
権利割当（新規数量　　・仕切数量　　）
指値：（値段）　　（有効期限）
成行：（取引日）　（場節）
その他注文の種類（　　　）
成立年月日：平成●年●月●日
（場節）　　／　▲時▲分
対価の額

仕切玉指定	建玉日	枚数	対価の額

備考（不成立となった場合の理由等）

（オプション取引）

買　注　文　伝　票

受注日時：平成○年○月○日　△時△分
商品取引所名：
上場商品又は上場商品指数の種類：
自己 ・ 委託 （委託者名：　　　　　　）
受注者名：
数量：
限月：
権利行使価格：
プット　・　コール
新規　・　仕切
権利行使（新規数量　　・仕切数量　　）
指値：（値段）　　（有効期限）
成行：（取引日）　（場節）
その他注文の種類（　　　）
成立年月日：平成●年●月●日
（場節）　　／　▲時▲分
対価の額

仕切玉指定又は権利行使に係る買建玉	建玉日	枚数	対価の額

備考（不成立となった場合の理由等）

【先物取引計算帳:先物取引用】

商品取引所名　　　　上場商品又は上場商品指数の種類　　　　平成　年　月　日

自己又は委託	限月	場節又は時間	取引高				権利行使又は権利割当による取引高				約定価格等	帳入値段又は帳入指数	約定差金及び権利行使約定差金
			売		買		売		買				
			新規	転売	新規	買戻	新規	転売	新規	買戻			
委託者A													
委託者B													
自己													
自己													

限月	取引高日計				取引高月計				権利行使又は権利割当による取引高日計				権利行使又は権利割当による取引高月計			
	委託		自己		委託		自己		委託		自己		委託		自己	
	売	買	売	買	売	買	売	買	売	買	売	買	売	買	売	買
合計																

限月	約定差金及び権利行使約定差金日計		約定差金及び権利行使約定差金月計	
	委託	自己	委託	自己
合計				

【先物取引計算帳:オプション取引用】

商品取引所名　　　　上場商品又は上場商品指数の種類　　　　平成　年　月　日

自己又は委託	限月	権利行使価格	プット又はコール	場節又は時間	取引高				権利行使高	権利割当高	対価の額	総取引金額
					売新規	転売	買新規	買戻				
委託者A												
委託者B												
自己												
自己												

限月	取引高日計				取引高月計			
	委託		自己		委託		自己	
	売	買	売	買	売	買	売	買
合計								

限月	権利行使高日計				権利行使高月計				権利割当高日計				権利割当高月計			
	委託		自己		委託		自己		委託		自己		委託		自己	
	プット	コール	プット	コール	プット	コール	プット	コール	プット	コール	プット	コール	プット	コール	プット	コール
合計																

限月	総取引金額日計				総取引金額月計			
	委託		自己		委託		自己	
	売	買	売	買	売	買	売	買
合計								

【委託者別先物取引勘定元帳】

委託者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成　年　月　日

商品取引所名 上場商品又は 上場商品指数の種類	限月	売				買				売買差損益金 又は 総取引金額	委託 手数料	消費税	差引損益金 又は 差引受払金	損益の清算・受払状況			
		成立 年月日	場節 又は 時間	数量	対価の額 又は 約定価格等	成立 年月日	場節 又は 時間	数量	対価の額 又は 約定価格等					年月日	摘要	損益	差引残高

【出納帳】

平成　年　月　日

委託者名	証拠金等の別	預り証拠金											預り金										
		有価証券又は倉荷証券						現金			預託合計額		有価証券又は倉荷証券						現金			預託合計額	
		種類又は銘柄名	数量又は額面	単価	預託額	返戻額	差引預託額	預託額	返戻額	差引預託額			種類又は銘柄名	数量又は額面	単価	預託額	返戻額	差引預託額	預託額	返戻額	差引預託額		
				充価時価	充価時価	充価時価	充価時価	充価時価	充価時価	充価時価	充価時価				充価時価	充価時価	充価時価	充価時価	充価時価	充価時価	充価時価	充価時価	
日計													日計										
残高													残高										

【委託者別証拠金等現在高帳】

委託者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成　年　月　日

年月日	摘要	証拠金等の別	預り証拠金										預り金									
			有価証券又は倉荷証券の内訳					現金		預託現在高			有価証券又は倉荷証券の内訳					現金		預託現在高		
			種類又は銘柄名	数量又は額面	単価	預託額	返戻額	預託額	返戻額	有価証券又は倉荷証券	現金	合計	種類又は銘柄名	数量又は額面	単価	預託額	返戻額	預託額	返戻額	有価証券又は倉荷証券	現金	合計
					充価 時価	充価 時価	充価 時価	充価 時価	充価 時価	充価 時価	充価 時価	充価 時価			充価 時価	充価 時価	充価 時価	充価 時価	充価 時価	充価 時価	充価 時価	充価 時価

【預り有価証券差入明細帳】

差入先及び差入目的　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　月　日

差入又は返戻年月日	委託者名	有価証券銘柄名	数量又は額面	単価	差入額	返戻額	現在高
				充価 時価	充価 時価	充価 時価	充価 時価

【委託者別資産管理・保全台帳】

年　月　日

委託者名	証拠金の種別	証拠金合計額	預り金	受渡しに係る負債	値洗損益金通算額		商品取引清算機関に対する未払委託者差金又は未収委託者差金	委託者未収金又は未払金		委託者仮払金	委託者資産額	商品取引清算機関に対して預託された証拠金の額					保全対象財産
					値洗損益金通算額	うち無担保額(▲)		委託者未収金又は未払金	うち無担保額(▲)			直接預託の場合 現金	直接預託の場合 有価証券又は倉荷証券	差換預託の場合	立替額(▲)	委託者が返還請求権を有する額	
		充価	充価	充価		充価		充価	充価		充価	充価	充価	充価	充価	充価	充価
		時価	時価	時価		時価		時価	時価		時価	時価	時価	時価	時価	時価	時価
A	取引証拠金																
B	委託証拠金																
合計	取引証拠金																
	委託証拠金																
	計																

	差換預託の場合の合計額の内訳			
	現金	有価証券又は倉荷証券	預託猶予額	合計
充価				
時価				

【委託者総合管理表】

年　月　日

委託者名 商品取引所名 上場商品又は上場商品指数の種類	限月	約定年月日	場節又は時間	建玉残高		対価の額又は約定価格等	帳入値段又は帳入指数	値洗損益金通算額	無担保値洗損金通算額	直接又は差換の別	預り証拠金額			委託者未払金(上段) 委託者未収金(下段)	無担保委託者未収金	取引本証拠金基準額	証拠金預託必要額					返還可能額(上段) 不足額請求額(下段)	本証拠金維持額	値洗充当可能額	清算機関預託申告額
				売	買						現金	有価証券及び倉荷証券	合計				本証拠金	定時増証拠金(上段) 臨時増証拠金(下段)	受渡証拠金(上段) プレミアム証拠金(下段)	追証拠金	合計				
											充価 時価	充価 時価	充価 時価												
委託者A										直接															
委託者B										差替															
直接預託計																									
差替預託計																									
総合計																									

【委託者総合管理表】

委託者名 商品取引所名 上場商品又は 上場商品指数 の種類	値洗 損益金 通算額	無担保 値洗 損金 通算額	直接 又は 差換 の別	預り証拠金額 現金 充価／時価	有価証券 及び 倉荷証券 充価／時価	合計 充価／時価	委託者 未払金 （上段） 委託者 未収金 （下段）	無担保 委託者 未収金	取引本 証拠金 基準額	証拠金預託必要額 本証拠金	定時増 証拠金 （上段） 臨時増 証拠金 （下段）	受渡 証拠金 （上段） プレミアム 証拠金 （下段）	追証拠金	合計	返還 可能額 （上段） 不足 請求額 （下段）	本証拠金 維持額	値洗充当 可能額	清算機関 預託 申告額
平成16年12月17日																		
委託者A			直接	120000		120000									120000			120000
平成16年12月19日																		
委託者A				120000		120000			100000	100000				100000	20000	50000	50000	120000
平成16年12月20日																		
委託者A	10000			120000		120000			100000	100000				100000	20000	50000	60000	130000
平成16年12月21日																		
委託者A	-20000			120000		120000			100000	100000				100000	20000	50000	30000	100000
平成16年12月22日																		
委託者A	20000			120000		120000			100000	100000				100000	20000	50000	70000	140000
平成16年12月22日																		
委託者A	-20000			120000		120000			100000	100000				100000	20000	50000	30000	100000
平成16年12月24日																		
委託者A	-60000			120000		120000			100000	100000			60000	160000	-40000	50000	0	60000
平成16年12月27日																		
委託者A	-60000			160000		160000			100000	100000			60000	160000	0	50000	0	100000
平成16年12月28日																		
委託者A	-80000			160000		160000			100000	100000			60000	160000	0	50000	0	80000
平成16年12月29日																		
委託者A	-40000			160000		160000			100000	100000			40000	140000	20000	50000	40000	120000
平成16年12月30日																		
委託者A	0			110000		110000			0	0					110000	0	0	110000

※差引損益金が-50,000円の場合

商品取引所法施行規則改正案及び商品取引清算機関に係る
会員代表者懇談会

議　事　次　第

日　　時　　平成１６年１２月２１日（火）　午後１時３０分～４時３０分

場　　所　　アーバンネット大手町ビル２１階
　　　　　　ＬＥＶＥＬ　ＸＸＩ（レベル２１）スタールーム

議　　事　　１．清算機関の設立について
　　　　　　２．改正商品取引所法の施行について
　　　　　　３．委託者保護ガイドライン（案）について

【資　料】　株式会社日本商品清算機構資料
　　　　　　「商品取引所法施行規則の全部を改正する省令案」の概要
　　　　　　純資産額規則比率について
　　　　　　商品先物取引の委託者の保護に関するガイドライン（案）

会　員　代　表　者　懇　談　会　資　料

平成 16 年 12 月 21 日

株式会社　日本商品清算機構

Ⅰ．清算会社の設立について

１．名称
株式会社日本商品清算機構（英文名　Japan Commodity Clearing House Co.,Ltd.（JCCH））

２．事務所の所在地
東京都中央区日本橋人形町三丁目８番１号　ＴＴ－２ビル

３．設立時期等
平成１６年１２月２４日設立予定（登記申請日）
平成１７年１月下旬を目途に業務を開始
平成１７年５月１日までに主務大臣の許可を受ける予定
平成１７年５月２日から清算業務を開始

４．新会社の事業目的
①商品取引債務引受業
②前号に附帯又は関連する一切の業務

５．発起人
７取引所
発起人総代　東京工業品取引所

６．資本の額及び株式の数
払込資本　５億円（１万株）
発行する株式の総数　４万株
増資　　１億円（２千株、発行価額１株５万円の予定）（設立後、速やかに）
払込資本は６億円

７．出資者
設立時は、取引所のみ。
設立後、速やかに増資し、日本商品先物振興協会が引き受ける。

８．出資構成

	（設立時）	（増資後）
東工取・東穀取	各１．５億円	各１．５億円
中部取	０．７５	０．７５
大阪取	０．５	０．５
関西取・福岡取・横浜取	各０．２５	各０．２５
振興協会		１．０
計	５．０億円	６．０億円

９．役員構成（予定）
取締役１２名以内
代表取締役社長　南學政明（全商連会長）
代表取締役副社長　森實孝郎（全商連副会長）
取締役　天野正義、岩村信、木村文彦、佐藤陽紀、中村光弘、藤田庸右、二家勝明、横山和男、鷲野宏、和田治（五十音順）
監査役３名　井端博人、関保喜代、藤沼貴司（五十音順）

１０．組織体制

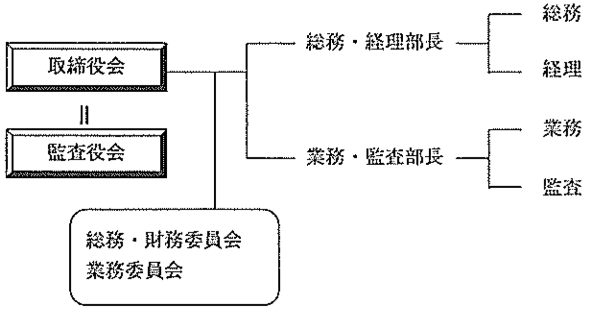

１１．職員数
１５名程度（その他に、取引所在所勤務８名程度）
職員は、取引所及び全商連からの出向

１２．予算規模
年約３億円

１３．預り証拠金額
約２千億円

１４．清算手数料
清算参加者から取引所及び全商連経由で徴収
（各取引所は、従来の会費の中から手数料として支出）

１５．スケジュール（案）（別紙）

清算会社設立に伴う効果

1．市場の信頼性の向上

清算会社が決済の相手方となることによる内外投資家の信頼性の向上

- 我が国の商品先物市場における場勘定（値洗い）の受払いは、現在、東工取を除き、取引所を経て売り方の会員集団と買い方の会員集団との間で行われることから、特に海外の投資家からは市場参入リスクを算出するためには個々の会員のリスクを算出しなければならないと指摘されている。これに対し、清算会社は清算会社自らが取引の債権債務の相手方になるので、市場参入リスクは清算会社のみを対象に算出すればよいこととなり、市場の信頼性は著しく向上する。

2．資金の効率化

従来の最大１４口座（７取引所×（自己＋委託））の決済口座が１口座になることによる商品取引員の運転資金の効率化

- 複数の取引所に加入する取引員は、場勘定が取引所毎に発生するため、損口座と益口座がある場合、口座間の振替には一定の時間を必要とするため、損口座について一時的な資金の手当てを行わなければならなかったが、決済口座の一元化によりネット決済が可能となりこの問題が解消する。（資金の効率化）

3．証拠金等のプール計算の維持

証拠金及び値洗損益金の委託者ごとのプール計算の継続を可能とすることによる投資家資金の効率化

- 新法で導入される取引証拠金の直接預託制度の下で委託者に係る証拠金の「プール制」を維持するためには、７取引所共通の清算会社を設立しなければならないという主務省の見解が示されたところであるが、本清算会社はこれに対応したものであり、投資家資金の効率化が図られる。

4．充用有価証券の効率的運用

充用有価証券の一元管理に伴う効率的運用

5．商品取引員の事務の簡素化・合理化

場勘定の決済、証拠金管理及び充用有価証券事務の一元化に伴う商品取引員の事務の軽減

- 場勘定の決済業務及び取引証拠金管理業務が清算会社に一元化されることに伴い、商品取引員に係る事務の簡素化及び合理化が図られる。

「商品取引所法施行規則の全部を改正する省令案」の概要

平成１６年１２月２１日

農林水産省商品取引監理官

経済産業省商務課

1．商品取引所関係

（１） 株式会社形態の導入に伴うもの【第３０条関係】

株式保有制限（株式会社商品取引所の総株主の５％以上の議決権の保有禁止）の対象となる議決権から除外される議決権を規定。

（２） 商品取引所に関する規定の見直し

① 会員商品取引所の会員及び株式会社商品取引所の取引参加者（以下「会員等」という。）の純資産額の計算基準【第３８条関係】

➢ 換金可能性の観点から、会員等の一部の資産及び負債の評価を厳格化するための規定を整備。

② 新取引証拠金制度【第４０条～第４３条関係】

➢ 委託者が商品取引所に直接預託する取引証拠金について、預託の過程における代理人を明確化。

➢ 商品取引員が委託者から預託を受けた証拠金を差し替えて商品取引所に預託する（「差替預託」）取引証拠金の場合には、委託者がその取引証拠金の返還請求権を有する旨を規定。

➢ 商品取引員が差替預託を行う場合には、予め委託者の同意を必要とする旨を規定。

➢ 預託を受けた取引証拠金の管理区分及び管理方法についての規定を整備。

③ 組織変更及び合併【第５３条～第６０条関係】

➢ 会員商品取引所から株式会社商品取引所への組織変更に伴う手続き規定の整備。

➢ 会員商品取引所と他の会員商品取引所又は株式会社商品取引所との合併に伴う手続き規定の整備。

2．商品取引清算機関関係

（１） 新取引証拠金制度【第７２条～第７４条】

➢ 上記１．（２）②と同様。

3．　商品取引員関係

（１）　商品取引員の許可制度の合理化等【第８０条及び第８２条】

商品市場毎、使用人の規模、及び受託／取次ぎの区分に基づく許可制度を廃止し、「商品取引受託業務」の許可として一本化したことに伴う手続き規定の見直し。

（２）　商品取引員の許可要件である純資産額（１億円）の規定【第８１条】

（３）　商品取引員の分離保管義務

①　商品取引員が分離保管しなければならない委託者資産（分離保管対象財産）の範囲【第９７条】
　新取引証拠金制度を踏まえた分離保管対象財産の範囲の見直し。

②　委託者資産保全措置【第９８条】
　委託者資産保全措置の一部を見直すと共に、個々の保全措置の要件を規定。

- 金銭信託　（第１項第１号）
- 委託者保護基金への預託　（第１項第２号）
- 金融機関による保証　（第１項第３号）
- 委託者保護基金による保証（第１項第４号）

（４）　純資産額規制の導入

①　商品取引員が抱えるリスク（純資産額規制比率の分母）の算出方法【第９９条】
　ＢＩＳ規制及び（証券会社の）自己資本規制を踏まえたリスク算出方法を規定（参照：別添）。

②　純資産額規制比率の届出及び改善義務【第１００条】

- 純資産額規制比率の維持水準である１４０％を下回った商品取引員には、営業日毎に純資産額規制比率に関する届出書を作成し、遅滞なく、主務大臣に提出することを義務づけ。

（５）　行為規制

①　取引一任勘定取引の一部解禁【第１０２条】
　以下の２類型について取引一任勘定取引を容認。

- 外国の関連会社から価格及び数量について一任された取引の受託
- 非居住者から価格について時差を考慮した一定範囲内で一任された取引の受託

②　禁止事項【第１０３条】

- 向い玉規制の強化
- 新たに虚偽又は誤解を生じせしめる表示を禁止。

③　顧客に対する説明義務

- 説明義務の適用除外となる専門的知識及び経験を有する者として、適格機関投資家、商品投資販売業者、商品投資顧問業者、当業者を規定。【第１０７条】
- 顧客に対する説明の方法【第１０８条】
  - ✓ 先ず、商品先物取引の①レバレッジ性、②過大な損失のおそれ、③その他の事項を記載した書面を交付すること
  - ✓ その上で、①及び②について顧客が理解できるように説明をした後、③について顧客が理解できるように説明をすること

（６）　合併、新規・吸収分割、営業譲渡に係る手続き規定を整備【第１１７条～第１２０条】

4．　委託者保護基金

（１）　委託者保護基金が支払を行う補償対象債権（委託者保護基金が商品取引員による円滑な弁済が困難であると認めるもの）について、金銭、有価証券、店頭有価証券及びそれ以外の場合におけるその評価方法を規定【第１３５条】

（２）　保全対象財産（委託者資産の価額に相当する財産）の管理区分及び管理方法【第１３７条】

（３）　一般委託者債務（一般委託者に対する委託者資産の返還に係る債務）の迅速な弁済に資するための業務（３．（３）②関係）【第１３８条】

- 信託契約に基づく信託管理人としての業務
- 委託者保護基金が預託を受けた保全対象財産、金融機関による保証及び委託者保護基金による保証を原資とした代位弁財業務

（４）　予算及び資金計画の作成に係る規定の整備【第１４０条～第１５３条】

5．　取引所外市場

（１）　第２種特定商品市場類似施設において取引を行うことができる上場商品又は上場商品指数を規定【第１６３条】

〔別添〕

純資産額規制比率について

平成１６年１２月２１日

１．純資産額規制比率の算定方法（改正商品取引所法第２１１条第１項）

「純資産額規制比率」＝（純資産保有額）÷（省令で定めるリスク対応額）

２．純資産保有額（省令案第３８条）

○ 資産評価の厳格化
前渡金、前払費用、無形固定資産、長期前払費用、繰延税金資産（固定資産に属するものに限る。）、繰延資産についてはゼロ評価（第１項第２号、第３号、第８号から第１６号まで）
○ 一般貸倒引当金（流動資産に属する資産に係るものに限る。）の純資産額への算入（第１項第４号）
○ 第三者のために担保に供されている資産の控除（第１項第１７号）
○ 保証債務のオンバランス化（第４項）
○ 劣後債務の純資産額への算入

３．省令で定めるリスク対応額

（１）基本的な考え方

先進国間の金融当局間での規制の統一化を目的に合意された国際決済銀行（ＢＩＳ）規制、この規制を踏まえた『証券会社の自己資本規制に関する内閣府令』等の既存のルールを参考にしながら、商品先物取引の実態等を勘案し、商品取引員の純資産額規制比率の分母に当たる商品取引員のリスク対応額を定めるものとする。

（２）現物先物取引、現金決済型先物取引及び指数先物取引の場合

○ 自己玉に係るリスク
商品取引員が本来負担するリスクであり、そのリスクは市場リスク（保有する建玉の価格変動等の理由により

（３）オプション取引の場合

○ 自己玉に係るリスク
以下の①から④までのいずれかを選択するものとする。
- （当該原資産の時価）×１８％
- 取引にかかる取引証拠金が商品取引清算機関に預託された場合：（当該取引証拠金の額）
- 買建玉の場合：（当該取引に係るプレミアムの額）
- 売建玉であってアウト・オブ・ザ・マネーの場合：
（当該原資産の時価）×１８％－（売建玉の数量）×（アウト・オブ・ザ・マネーの額）×（取引単位）÷（呼値）

○ 委託玉に係るリスク（売建玉の場合に限る。）
現物先物取引等の場合と基本的に同様。
〔（ネットの値洗損）＋（加重平均した潜在的価格変動リスク）－（証拠金必要額または預り証拠金額のどちらか小さい額）〕×（委託者の信用リスクに応じた係数）
<加重平均した潜在的価格変動リスク>
（加重平均した潜在的価格変動リスク）＝０．４×（委託者が保有する全オプション建玉を原資産に換算した場合の約定代金）×０．１＋０．６×（ネット値洗損（益の場合は０））÷（グロス値洗損（値洗損だけを集計したもの））×（当該委託者が保有する全オプション建玉を原資産に換算した場合の約定代金の約定代金）×０．１

発生しうる危険に相当する額）の性格を有する。

売買残高の合計部分（グロス）と売買の差引残高部分（ネット）とでは、市場リスクが異なる（後者の市場リスクの方が大きい）。

<リスク計算式：グロスの建玉の残高に係るリスク>

（グロスの建玉残高）×（帳入値段）×（取引単位）÷（呼値）×３％

<リスク計算式：ネットの建玉の残高に係るリスク>

（ネットの建玉残高）×（帳入値段）×（取引単位）÷（呼値）×１５％

○ 委託玉に係るリスク

取引の相手方である委託者がその義務を履行しない場合に、商品取引員が負担するリスクのこと。

取引先リスクは、委託玉において発生する可能性のある損失（ある営業日において現に発生している損失と、その営業日の翌日以降に発生する可能性のある損失に区分）及び委託者がその義務を履行しない可能性（委託者の信用リスクに応じた係数を設ける）の双方を勘案して、委託者毎に算出される。

<リスク計算式>

〔(ネットの値洗損）＋（加重平均した潜在的価格変動リスク）－（証拠金必要額または預り証拠金額のどちらか小さい額)〕×（委託者の信用リスクに応じた係数）

<加重平均した潜在的価格変動リスク>

（加重平均した潜在的価格変動リスク）＝０．４×（当該委託者が保有する全建玉の約定代金）×０．１＋０．６×（ネット値洗損（益の場合は０））÷（グロス値洗損（値洗損だけを集計したもの））×（当該委託者が保有する全建玉の約定代金）×０．１

<委託者の信用リスクに応じた係数>

① 一般委託者（個人及び②から④までを除く法人）：２５％

② 指定格付けを付与された金融機関等：１．２％

③ 指定格付けを付与されていない金融機関等：５％

④ 指定格付けを付与された法人等（金融機関等を除く）：６％

商品先物取引の委託者の保護に関するガイドライン（案）

本ガイドラインは、商品取引所法（昭和２５年法律第２３９号。以下「法」という。）における商品取引員の勧誘行為等に係る規制についての解釈指針を示すことにより、商品取引員の受託業務の適正化を通じた委託者の保護を図ることを目的とする。

本ガイドラインについては、法の規制の実施状況、商品先物市場を取り巻く社会経済状況等の変化を勘案し、必要があると認めるときは、その内容を見直すこととする。

なお、本ガイドラインの目的を達成するため、商品取引員自らが、所属する組織による自主規制又は各社毎の自主規則を通じて、各社の実態に応じた委託者保護に努めることが求められる。

A．適合性の原則（法第２１５条）関係

法第２１５条　商品取引員は、顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不適当と認められる勧誘を行つて委託者の保護に欠け、又は欠けることとなるおそれがないように、商品取引受託業務を営まなければならない。

１．定義

「勧誘」とは、商品取引員が顧客に対して、商品先物取引の委託契約締結又は契約締結後の個々の取引の委託の意思形成に影響を与える程度に商品先物取引を勧める行為をいう。

したがって、初めて勧誘する顧客に「商品先物取引を始めませんか。」などと勧める場合のみならず、既に取引を行っている顧客に「取引枚数を増やしてみませんか。」などと勧める場合も含まれる。

また、このように直接取引を勧める場合のほか、客観的にみて顧客の取引の委託の意思決定に影響を与える程度に商品先物取引のメリットを強調する場合も「勧誘」に含まれる。一方、客観的な事実の確認のみを行うなど、委託の意思決定を全面的に顧客に委ねていると考えられる場合は、「勧誘」には該当しない。

２．勧誘に当たっての前提となる顧客の属性の把握

適合性の原則に照らして不適当と認められる勧誘（下記３．参照）に該当するかどうかの判断を行うために、商品取引員は、顧客に適合性の原則の趣旨を説明した上で、顧客の知識、経験及び財産の状況に関する情報の提供を求め、顧客の属性の把握に努めることが求められる。

このため、商品取引員は、取引を勧誘する顧客について、その申告に基づき、①氏名、②住所、③生年月日、④職業、⑤収入、⑥資産の状況、⑦投資可能資金額、⑧商品先物取引その他の投資経験の有無及びその程度等について、情報収集を行う必要がある。

さらに、これらの情報を記載した顧客カードを作成し、その情報に変更があればその都度更新し、顧客情報を適切に管理することが求められる。

（注１）「投資可能資金額」とは、顧客が、商品先物取引の担保として預託する取引証拠金等（法第２１７条第１項第１号に規定する取引証拠金等をいい、相場の変動等によって追加的に預託が必要な追証拠金その他の種類の証拠金（以下「追証拠金等」という。）を含む。以下同じ。）の性質を十分に理解した上で、損失を被っても生活に支障のない範囲で取引証拠金等として差入れ可能な資金総額をいう。

（注２）既に商品先物取引によって損失（評価損を含む。）及び手数料並びに手数料に係る消費税（以下「損失額等」という。）が発生している場合には、顧客が当初届け出た投資可能資金額から当該損失額等を控除した額を、当該顧客の投資可能資金額とする。

３．適合性の原則に照らして不適当と認められる勧誘

(1)　常に、不適当と認められる勧誘

次に掲げる勧誘は、適合性の原則に照らして、常に不適当と認められる勧誘であると考えられる。

・未成年、成年被後見人、被保佐人、精神障害者、知的障害者及び痴呆症状の認められる者に対する勧誘
・生活保護法による保護を受けている世帯に属する者に対する勧誘
・破産者で復権を得ない者に対する勧誘
・商品先物取引をするための借入れの勧誘

(2)　原則として、不適当と認められる勧誘

次に掲げる勧誘は、適合性の原則に照らして、原則として不適当と認められる勧誘であると考えられる。

ただし、以下に記載する要件に該当し、かつ、それを４．に記載する社内審査手続において厳格に審査した上で確認した場合には、直ちに適合性の原則に照らし不適当と認められる勧誘にはならないと考えられる。

【原則として不適当と認められる勧誘の類型】

①　給与所得等の定期的所得以外の所得である年金、恩給、退職金、保険金等（以下「年金等」という。）により生計をたてている（注）者に対する勧誘

（注）「生計をたてている」とは、年金等の収入が収入全体の過半を占めている場合をいう。

②　一定以上の収入（注）を有しない者に対する勧誘

（注）「一定以上の収入」は、年間５００万円以上を目安とする。

③　投資可能資金額を超える取引証拠金等を必要とする取引に係る勧誘

（注）　取引を継続するために追証拠金等を支払うことにより取引証拠金等の金額が投資可能資金額を超えることとなる場合、顧客に対し追証拠金等を支払って取引を継続するよう勧める行為は、上記の適合性原則に照らして原則として不適当と認められる勧誘に該当する。

④　一定の高齢者（注１）に対する勧誘

（注１）「一定の高齢者」は、年齢７５歳以上を目安とする。

（注２）７５歳未満の高齢者についても、損失を被っても生活に支障のない範囲で投資可能資金額が設定されているか、説明を受けた商品先物取引の仕組み・リスク等を十分に理解しているか等について、特に厳格に審査して判断する必要がある（４．【社内審査体制】と同様の審査体制が求められる。）。さらに、厳格な審査を経て取引の開始に至った場合であっても、商品取引員は、当該顧客の損益状況等の取引状況を常時確認することにより、予期せぬ大きな損失を被ることにより、老後の生活の備えとして蓄えた資産まで投資する取引を勧誘することのないように注意することが必要である。

【不適当と認められない例外の要件】

１）次の事項を満たしていることを証明できるものがあること。

・　年金等で生計をたてている者（上記①）及び一定以上の収入を有しない者（上記②）に対する勧誘については、顧客が申告した投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していること。

・　投資可能資金額を超える取引証拠金等を必要とする取引に係る勧誘（上

記③）については、ｉ）顧客が新たに申告した投資可能資金額が損失をしても生活に支障のない範囲で設定されていること及びⅱ）新たな投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していること。

・　一定の高齢者に対する勧誘（上記④）については、ｉ）当該顧客が、過去一定期間以上（注）にわたり商品先物取引を行った経験があることなど、商品先物取引を行うのにふさわしい十分な投資経験があると認められること及びⅱ）商品先物取引の仕組み・リスクその他説明を受けた事項を的確かつ十分に理解していること。

（注）「過去一定期間以上」は、直近の３年以内に延べ９０日以上を目安とする。

２）顧客本人の自署により、自らが適合性原則に照らして原則として不適当と認められる勧誘の対象者であることを理解しているとともに、上記１）の例外の要件を自らが満たすことについて確認している旨の書面による申告があること。

４．社内審査手続等

顧客の適合性については、外務員による一連の勧誘過程における確認に加え、最終的に社内の管理部門において確認することが求められ、勧誘過程において顧客が適合性を有しないことが判明した場合には、直ちに勧誘を中止しなければならない。

また、社内審査手続については、各社で適合性の原則の審査にふさわしい手続を定めることとし、その中で、少なくとも、本店レベルにおいて、①営業部門とは独立した組織である管理部門において上記３．(2)の【不適当と認められない例外の要件】１）及び２）に掲げる要件の適合性を厳格に審査し、②統括管理責任者（最終的に管理部門を統括する役員クラスの者）がこれを決裁することとする。この場合において、管理部門の職員は営業部門の役職を兼務してはならないものとする。

５．商品先物取引未経験者の保護措置

過去一定期間以上（注1）にわたり商品先物取引の経験がない者に対し、受託契約締結後の一定の期間（注2）において商品先物取引の経験がない者にふさわしい一定取引量（注3）を超える取引の勧誘を行う場合には、適合性原則に照らして、

原則として不適当と認められる勧誘となると考えられる。

（注１）「過去一定期間以上」とは、直近の３年以内に延べ９０日間以上を目安とする。

（注２）「一定の期間」とは、最初の取引を行う日から最低３ヶ月を経過する日までの期間を目安とする。

（注３）「商品先物取引の経験がない者にふさわしい一定取引量」は、建玉時に預託する取引証拠金等の額が顧客が申告した投資可能資金額の１／３となる水準を目安とする。

さらに、当該期間において、上記の商品先物取引の経験がない顧客に対し投資可能資金額の引上げを勧めることも、適合性原則に照らして不適当と認められる勧誘となると考えられる。

ただし、顧客本人が上記の一定取引量を超える取引を希望する場合にあって、商品先物取引に習熟していると認められる場合に限り、当該期間における当該一定取引量を超える取引に係る勧誘は、直ちに適合性原則に照らして不適当と認められる勧誘にはならないと考えられる。

この場合、商品取引員は、当該顧客から、商品先物取引の経験がない者を保護するために取引量を制限する措置が設けられていること及び上記の例外の要件を理解しているとともに、当該要件を自らが満たすことについて確認している旨の自署による書面での申告を得るとともに、当該顧客が商品先物取引に習熟していることを客観的に確認しなければならないものとする。これらの審査にあたっては、上記４．に記述した社内審査手続と同様の手続きをとる必要がある。

B．不当勧誘規制（法第２１４条第５号から第７号まで）関係

法第２１４条における「勧誘」とは、A．で定義した法第２１５条のおける「勧誘」と同じ意味であり、商品取引員が顧客に対して、商品先物取引の委託契約締結又は契約締結後の個々の取引の委託の意思形成に影響を与える程度に商品先物取引を勧める行為をいう。

したがって、本条についての次の２．及び３．の禁止行為は、委託契約締結前の勧誘行為のみならず、契約締結後の取引継続期間中における個々の取引の委託の勧誘についても適用される。

１．勧誘の告知・確認の義務（法第２１４条第７号）

法第２１４条　商品取引員は、次に掲げる行為をしてはならない。
第７号　商品市場における取引等につき、その勧誘に先立つて、顧客に対し、自己の商号及び商品市場における取引等の勧誘である旨を告げた上でその勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘すること。

(1)勧誘に先立っての告知

「勧誘に先立つて」「自己の商号及び商品市場における取引等の勧誘である旨」を告げるとは、電話勧誘及び訪問勧誘に当たっては、相手が出たときに、勧誘に入る前に、顧客に対して、自らの会社の名称及びこれから行おうとする勧誘が商品先物取引についての勧誘である旨を告げることである。

（注）例えば、長々と世間話をしたりアンケートと称して会話に引き込んだ後に商品先物取引の勧誘を行うことは本号の違反となる。また、顧客への訪問に先立って電話でアポイントをとる場合においても、本号の告知を行う必要がある。

（注）「自己の商号及び商品市場における取引等の勧誘である旨」を告げる際、商品取引員は、顧客がその勧誘を受けるか否かを判断できるよう、これから行おうとする勧誘がどのような取引についての勧誘なのか明確に伝えるとともに、顧客が商品先物取引を現物の商品や有価証券の取引等と混同することのないよう留意する必要がある。

(2)顧客の意思確認

「勧誘を受ける意思の有無を確認」とは、例えば、「これから商品先物取引の勧誘をさせて頂いてよろしいですか。」等の質問を行うことによって、顧客に勧誘を受ける意思があるかを問いかけ、それに対する顧客の意思表示を明

示的に確認することをいう。

このため、商品取引員が顧客の意思表示を待たずに勧誘を開始すること、商品取引員が顧客の意思表示を聞き流して勧誘を開始することは、顧客の意思を適切に確認したことにならない。

また、仮に、顧客が婉曲的な表現を用いるなど、その意思表示に不明な点がある場合は、商品取引員は顧客の意思を再確認することが求められる。

２．委託を行わない旨の意思を表示した顧客への勧誘禁止（法第２１４条第５号）

法第２１４条　商品取引員は、次に掲げる行為をしてはならない。
第５号　商品市場における取引等につき、その委託を行わない旨の意思（その委託の勧誘を受けることを希望しない旨の意思を含む。）を表示した顧客に対し、その委託を勧誘すること。

顧客が委託を行わない旨又は勧誘を受けることを希望しない旨の意思表示には、商品先物取引に関し「いりません。」「関心がありません。」などと表明することが考えられる。

顧客からこのような意思表示が明確になされたにもかかわらず、その内容に反して、当該顧客に対して継続して勧誘すること、又は、その後改めて電話をかけてあるいは顧客を訪問して勧誘を行うことは禁止される。

また、住居の戸口に例えば「勧誘お断り」の表示を掲げているなど、商品先物取引の委託又はその勧誘を望んでいない意思を表明していると考えられる場合には、顧客による事前の指示又は承諾が無い限り、当該顧客に対して勧誘を行うことも本規定に違反すると考えられる。

３．迷惑な仕方での勧誘の禁止（法第２１４条第６号）

法第２１４条　商品取引員は、次に掲げる行為をしてはならない。
第６号　商品市場における取引等につき、顧客に対し、迷惑を覚えさせるような仕方でその委託を勧誘すること。

「迷惑を覚えさせるような仕方」とは、社会通念上迷惑であると考えられる時間・場所・方法による勧誘であり、実際に顧客が迷惑と感じることは必要ではない。例えば、次に掲げる勧誘は本規定に違反すると考えられる。ただし、顧客による事前の具体的な指示又は承諾に基づく場合は、違反にはならない。

① 迷惑な時間帯に、電話又は訪問による勧誘を行うこと。
（注）迷惑な時間帯として、夜間・早朝、勤務時間中等が考えられる。

② 顧客の意思に反して、長時間に亘る勧誘を行うこと。

③ 顧客に対し、威迫し、困惑させ、又は不安の念を生じさせるような勧誘を行うこと。
（注）例えば、顧客に対して、声を上げたり乱暴な言葉を使ったりすることにより、相手方に不安の念を生じさせる言動はこれに該当する。ただし、具体的にどのような行為が該当するかについては個々の事例について、行為が行われていた状況等を総合的に勘案し判断される。

④ 顧客が迷惑であると表明した時間・場所・方法で勧誘を行うこと。

C．説明義務等（法第２１４条、第２１７条及び第２１８条）関係

法第２１７条第１項　商品取引員は、商品市場における取引等の受託を内容とする契約（以下この条から第二百十九条まで及び第三百六十九条第五号において「受託契約」という。）を締結しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、顧客に対し次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

第１号　当該受託契約に基づく取引（第二条第八項第四号に掲げる取引にあつては、同号の権利を行使することにより成立する同号イからハまでに掲げる取引）の額（当該受託契約に係る上場商品構成物品又は上場商品指数に係る商品指数ごとに商品取引所の定める取引単位当たりの価額に、当該受託契約に基づく取引の数量を乗じて得た額をいう。）が、当該取引について顧客が預託すべき取引証拠金、委託証拠金、取次証拠金又は清算取次証拠金（次号において「取引証拠金等」という。）の額に比して著しく大きい旨
第２号　商品市場における相場の変動により当該受託契約に基づく取引について当該顧客に損失が生ずることとなるおそれがあり、かつ、当該損失の額が取引証拠金等の額を上回ることとなるおそれがある旨
第３号　前二号に掲げるもののほか、当該受託契約に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定めるもの。
第４号　前三号に掲げるもののほか、当該受託契約の概要その他の主務省令で定める事項

第２項　商品取引員は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該顧客の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該書面に記載すべき事項を当該方法により提供した商品取引員は、当該書面を交付したものとみなす。

法第２１８条第１項　商品取引員は、受託契約を締結しようとする場合において、顧客が商品市場における取引に関する専門的知識及び経験を有する者として主務省令で定める者以外の者であるときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該顧客に対し、前条第一項各号に掲げる事項について説明をしなければならない。

商品取引員は、委託の勧誘を受ける意思を表明した顧客（前述B．参照）に対しては、まず、勧誘の冒頭に法第２１７条第１項に定める「書面」を交付した上で、対面若しくは電話による口頭で、又は２．(3)に定めるインターネット等を介した方法で、法第２１８条第１項に定める「説明」を行う必要がある。

（注）例えば、商品取引員が新規の顧客に対して電話による勧誘を行い、書面交付手続を経ずに継続して電話で商品先物取引の説明を行った場合には、第２１８条第１項に定める「説明」とはならない。

1．契約締結に際しての書面交付（法第２１７条）

この書面交付は、書面を顧客に直接手交するか又は郵便等の方法によって行うほか、法第２１７条第２項の規定により、例えば、「インターネット取引を行いたい」旨の意思表示をしている顧客に対しては、インターネットを介して顧客に記載事項を提供する等の電磁的方法で代替することができる。

2．契約締結に際しての説明（法第２１８条第１項）

（1）商品先物取引の仕組み・リスク等の説明及び顧客の理解確認

商品取引員は、法第２１８条第１項の説明にあたって、まず、第２１７条第１項第１号から第３号までに規定する商品先物取引の仕組み・リスク等について説明するものとする。その際、あらかじめ交付した書面の記述や図画の該当箇所を示しながら説明するなどして、顧客が次の事項を容易に理解できるよう留意しつつ説明する必要がある。

・ 商品先物取引は、現物の取引とは異なり、（商品の種類や相場の動向にもよるが）商品先物取引の担保として預託しなければならない商品取引所法で定める取引証拠金等の１０～３０倍程度の額の取引を行うものであり、相場の変動幅が小さくとも取引額全体では大きな額の変動（つまり、大きな利益又は損失）が生ずるハイリスク・ハイリターンの取引であること。

（注） この説明の際に、商品取引員は「顧客が預託する取引証拠金等の○○倍程度の額の取引を行うことになるので、相場が○○円変動したら、これだけの利益・損失が出る。」というように具体例を用いて説明することが望ましい。

・ 商品先物取引は、預託した取引証拠金等が相場の変動によって短期間に滅損するおそれがあり、預託した取引証拠金等の全額を上回る損失が発生するおそれがあること。

商品取引員は、上記の事項を説明した後、これらの事項について顧客が理解をしていることを書面にて確認するものとする。商品取引員は、顧客の理解が十分でない場合、再度説明する必要がある。なお、電話での説明を行う場合、商品取引員は、通話中にそれぞれの事項についての顧客の理解を口頭で確認するとともに、顧客に確認書面の送付を求め、それにより後日改めて確認するものとする。

（2）その他事項の説明及び顧客の理解確認

上記の理解の確認の後、商品取引員は、顧客に対して、法第２１７条第１項第４号に基づく商品取引所法施行規則（以下「施行規則」という。）第１０４条に定める事項について説明するものとする。

この場合においては、以下の点に留意する必要がある。

・ 施行規則第１０４条第１項第５号に規定する取引証拠金等に関する事項について、取引証拠金等の種類を説明する際には、相場の変動等によって追加的に預託する追証拠金等を含む、商品取引所法において商品先物取引の担保として預託が求められる全ての種類の証拠金について、その発生する仕組みも含めて説明する必要がある。

・ 施行規則第１０４条第１項第６号に規定する委託手数料に関する事項について説明する際には、取引の損益に加えて委託手数料がかかることを説明するとともに、委託手数料は売り・買い双方の取引に必要か否か、さらには、電子取引や大口取引等において異なる手数料体系を採用している場合におけるその概要についても説明する必要がある。

・ 施行規制第１０４条第１項第７号に規定する法第２１４条各号に掲げる行為に関する事項について説明する際には、禁止行為の概要及び当該行為が禁止されている趣旨を説明する必要がある。特に、法第２１４条第８号及び法第２１４条第９号に基づく施行規則第１０３条第２号に掲げる禁止行為については、当該行為が複雑で分かりにくいことから、顧客が理解できるように分かりやすく説明するよう留意する必要がある。

この説明の終了後、顧客が施行規則第１０４条に規定する事項について説明内容を理解していることを、（１）と同様の方法で確認するものとする。

（３）その他

① 顧客が「説明は不要」との意思表示をした場合

法第２１８条第１項の「商品市場における取引に関する専門知識及び経験を有する者」に該当しない顧客が「説明は不要」との意思表示をした場合でも、商品取引員は、当該顧客への説明を行わずに契約を締結してはならない。

② インターネットを介して説明を行う場合

インターネットを介して説明を行う場合においても、対面による勧誘の場合と同様に、商品取引員は上記手順に準じて説明を行う必要がある。この場合において、商品取引員による「説明」とは、顧客がその操作する電子計算機の画面上で表示される説明事項を読み、その内容を理解した上で画面上のボタンをクリックする等の方法で理解した旨を確認することにより行われるものとする。

３．断定的判断の提供（法第２１４条第１号）

法第２１４条　商品取引員は、次に掲げる行為をしてはならない。 第１号　商品市場における取引等につき、顧客に対し、利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供してその委託を勧誘すること。

「利益を生ずることが確実である」とは、「必ず」又は「絶対」などというような表現を伴うものに限定される訳ではなく、例えば、「１００％とは言えないが値上がりが期待できる。」等の表現も、その表現の前後の文脈や説明の状況から判断して、それが顧客をして「値上がりは間違いない。」と誤解させるものであれば、本規定に違反する。

もっとも、商品取引員の言動が「誤解させるべき」ものであったか否かは当該判断の提供を受ける顧客の属性等を勘案して判断される。例えば、商品先物取引につき専門的知識と豊富な経験を持つ委託者に対しては、商品取引員の断定的な言動が「誤解させるべき断定的判断の提供」に該当しないこともある。

なお、誤解させるべき断定的判断を提供して商品先物取引の委託の勧誘が行われれば、顧客がそれに応じて委託をしたか否か、委託によって損害が生じたか否かは、違法性の判断に影響しない。

17先物振興発第3号

平成17年1月26日

会　員　各　位

日本商品先物振興協会

会　長　　二　家　勝　明

新取引証拠金制度及び法定帳簿に関するＱ＆Ａの送付について

標記のことにつきまして、昨年12月に開催した説明会以降に会員各位から寄せられたご質問について、主務省及び商品取引所から回答が示されましたので、下記の「Ｑ＆Ａ」をＦＡＸ及び郵送にてご送付申し上げます。

なお、本Ｑ＆Ａに記載したものの他にも「別紙」の追加のご質問が寄せられておりますので、引き続き主務省及び商品取引所においてご検討いただいております。

これらの追加の質問につきましても、回答が提示され次第、追って会員の皆様にご送付させていただきます。

記

「新取引証拠金制度に関するＱ＆Ａ」

「法定帳簿に関するＱ＆Ａ」

（別紙）「回答を求めているその他のご質問」

以　上

（追記）上記「Ｑ＆Ａ」は、当協会のホームページの「協会会員用ページ」からご覧になることもできます。

新取引証拠金制度に関するＱ＆Ａ

Ｑ1．「預託されている取引追証拠金の額」について①

取引追証拠金の発生時期、不要となる時期及びそれらの額の計算において、値洗損益金通算額の損計算額から「預託されている取引追証拠金の額」を控除することとされていますが、委託者から取引追証拠金の預託必要額（請求額）の一部しか入金されなかった場合は、当該入金額を控除することとなるのですか。

そうなると、入金された額によって2回目の取引追証拠金の発生時期が異なることになるのですか。

Ａ．　「預託されている取引追証拠金の額」とは、準則の規定により算出された取引追証拠金の預託必要額のことであり、当該金額に対し一部しか入金がなかった場合の入金額そのものを「預託されている取引追証拠金」として取り扱うものではありません。

例えば、取引本証拠金が10万円の商品を1枚建玉し、取引証拠金として10万円を預託したケースにおいて、ある日の取引終了時における建玉の値洗損が△6万円となり、取引員が委託者に取引追証拠金として6万円を請求したが4万円しか入金されなかった場合、「預託されている取引追証拠金の額」とは、実際に入金された4万円ではなく準則の規定により算出された6万円ということになります。

したがって、建玉に変動がない場合における2回目の取引追証拠金の発生時期は、値洗損通算額から「預託されている取引追証拠金の額」である6万円を差し引いた額が、取引本証拠金基準額の2分の1（この場合は5万円）を超えたとき、つまり値洗損通算額が△11万円を超えたときとなりますので、取引追証拠金が規定どおり入金された場合でも一部しか入金されなかった場合でも2回目の取引追証拠金の発生時期が異なることとはなりません。

Ｑ2．「預託されている取引追証拠金の額」について②

取引追証拠金30万円と取引臨時増証拠金20万円が同時に発生し、取引員は委託者に対して50万円を請求しましたが30万円しか入金されなかった場合において、「預託されている取引追証拠金の額」はいくらとなるのですか。

また、このケースで取引員が任意処分権を行使しなかった場合、翌日の清算機関へ

の預託（申告）額はどのようになるのですか。

A.　ご質問の前段の「預託されている取引追証拠金の額」は、Ｑ１で説明したとおり、この場合は 30 万円となります。

後段の取引員の清算機関への預託（申告）額については、取引追証拠金として 30 万円、取引臨時増証拠金として０円と処理したときは、取引臨時増証拠金 20 万円を取引員が立替えて預託しなければならなくなり、清算機関への預託（申告）額は 50 万円増加となります。

一方、取引追証拠金として 10 万円、取引臨時増証拠金として 20 万円と処理したときは、取引追証拠金の 10 万円で取引本証拠金維持額を確保できる限り、清算機関への預託（申告）額は 30 万円増加となります。

Ｑ３．増玉、一部決済等を行った場合の取引追証拠金について

取引追証拠金が発生し、委託者からその預託が行われた後に増玉をしたこと又は建玉の一部を決済したことにより、取引終了時の値洗損通算額が取引本証拠金基準額の２分の１以下となったときは、すでに預託されている取引追証拠金は不要となるのですか。

A.　現行証拠金制度ではご質問のようなケースでは取引追証拠金の預託は不要となりますが、新取引証拠金制度においては、取引終了時において、取引追証拠金発生時における建玉（前日取引終了時におけるすべての建玉）が一部でも残っていれば、取引終了時に残った建玉に係る値洗損通算額が取引追証拠金の預託必要額となります。

また、取引終了時に残った建玉が増玉だけのケースにおいて、取引終了までの間において取引追証拠金発生時における建玉（前日取引終了時におけるすべての建玉）が仕切られる以前に増玉されたものである場合は同様に、残った建玉に係る値洗損通算額が取引追証拠金の預託必要額となります。

なお、増玉又は一部決済後の建玉に係る取引本証拠金基準額と値洗損通算額の状況によっては、取引追証拠金の預託必要額が増加することがあります。

〔平成 16 年 12 月 17 日説明会資料「新取引証拠金制度について」６～11 ページ「６．新取引証拠金制度における取引追証拠金」参照〕

Ｑ４．取引本証拠金基準額が変更された場合の追証拠金について

月が変わって取引本証拠金基準額が変更となり、取引終了時の値洗損が変更後の取引本証拠金基準額の２分の１以下となった場合、必要となっていた取引追証拠金は不要となるのですか。

A.　新取引証拠金制度においては、取引本証拠金基準額が変更となっただけでは取引追証拠金の額は変わらず、引き続き取引追証拠金の預託は必要ですが、変更後の取引本証拠金基準額と値洗損通算額の状況によって、取引追証拠金の預託必要額が変動することとなります。

〔取引追証拠金の額の変更については、平成 16 年 12 月 17 日説明会資料「新取引証拠金制度について」６～11 ページ「６．新取引証拠金制度における取引追証拠金」参照〕

Ｑ５．余剰(過剰)預託がある場合の取引追証拠金の額について

取引本証拠金基準額 10 万円の建玉について委託者が証拠金として 12 万円を預託した場合、取引追証拠金は値洗損が取引本証拠金基準額の２分の１（△５万円）を超えたときに発生するのですか。それとも、値洗損により預り証拠金額が取引本証拠金維持額を割り込んだとき（値洗損が△７万円を超えたとき）に発生するのですか。

また、その場合の取引追証拠金の預託必要額及び請求額はいくらになるのですか。通知はいつの時点で行う必要がありますか。

A.　ご質問のケースでは、取引追証拠金は値洗損が取引本証拠金基準額の２分の１である△５万円を超えたときに発生します（委託者が任意に基準額以上に２万円を預託していますが、これにより取引追証拠金の発生が遅くなることはありません。）。

この場合、値洗損が△７万円発生したことから、取引追証拠金の預託必要額は５万円～７万円の範囲で取引員が定めた額となり、請求する額(不足する額)は取引本証拠金額以上に委託者が任意に預託した証拠金２万円があることから、それを控除した３万円～５万円の範囲の額となります。

委託者への通知は、請求額が発生する、しないにかかわらず、値洗損が取引本証拠金基準額の２分の１を超えた日に行うことが望まれます。

Q６．取引員が取引本証拠金基準額以上の取引本証拠金の額を定めた場合の取引追証拠金の額について

取引本証拠金基準額 10 万円の商品について取引員が取引本証拠金の額を 12 万円と定めた場合、値洗損が△６万円となったときに、２万円は超過預託として維持し、５万円～６万円の範囲で取引追証拠金を請求することとして差し支えないでしょうか。

A．　取引本証拠金基準額 10 万円の建玉について、取引員が取引本証拠金の額を 12 万円と定めた場合でも、取引追証拠金は値洗損が取引本証拠金基準額の２分の１である△５万円を超えたときに発生します（取引本証拠金基準額との差額の２万円は、いわゆる超過預託ではなく取引本証拠金の一部ですので、当該建玉が維持される限り預託が必要になります。）。

この場合、値洗損が△６万円発生したことから、取引追証拠金の預託必要額も請求する額(不足する額)も５万円～６万円の範囲で取引員が定めた額となります（取引本証拠金が 10 万円である場合と変わりません。）。

Q７．取引本証拠金基準額を超える値洗損が発生した時の取引追証拠金の額について

「新取引証拠金制度について」（12 月 17 日説明会資料）の６ページ、取引追証拠金が発生したときの額について、『なお、値洗損益金通算額が１日で取引本証拠金基準額を超えることとなったような場合は、取引本証拠金基準額以上当該値洗損金額の範囲内で、受託会員の定めた額（この場合の受託会員の定める額は当該値洗損益金通算額を下回り、かつこれに最も近くなるよう取引本証拠金基準額の２分の１の額を整数倍した額を下ることがあってはならない）』とあるのはどのような意味ですか。その額はいくらになるのですか。

A．　例えば、取引本証拠金基準額 10 万円の建玉について、１日で△22 万円の値洗損益金通算額が発生した場合、取引員の定める取引追証拠金の額は、取引本証拠金基準額の２分の１である５万円から 22 万円の範囲ではなく、５万円の整数倍のうち、取引本証拠金基準額以上値洗損益金通算額の範囲内で、かつ値洗損益金通算額に最も近くなる 20 万円から 22 万円の範囲で定めるという趣旨です。

以　上

法定帳簿に関するＱ＆Ａ

〔先物取引日記帳〕

Q１．別表第四の備考に「商品取引受託業務を行う者にあっては作成しないことができる」とありますが、商品取引員は作成する必要はありませんか。

A．　商品取引員にあっては「先物取引日記帳」を作成する必要はありません。別表第六に掲げる「先物取引計算帳」に自己及び委託の別を記載し作成して下さい。

〔先物取引勘定元帳〕

Q２．別表第四の備考に「商品取引受託業務を行う者にあっては作成しないことができる」とありますが、商品取引員は作成する必要はありませんか。

A．　「先物取引日記帳」と同様、商品取引員にあっては「先物取引勘定元帳」を作成する必要はありません。別表第六に掲げる「委託者別先物取引勘定元帳」によって自己取引を委託とは区別して作成して下さい。

〔先物取引建玉計算帳〕

Q３．「取引証拠金預託必要額」の「定時増証拠金／臨時増証拠金」は各々記載するのですか。合算して表示すればよいのですか。

A．　別表第四の備考に書かれているとおり、定時増証拠金、臨時増証拠金ごとに記載して下さい。

〔注文伝票〕

Q４．「仕切玉指定」欄に「当初約定日」が追加されていますが、委託者が指定した場合のみ記載すればよいのですか。建玉処分において委託者の指定がなく、建玉の古い順に仕切る場合や、その限月の全建玉を決済する場合は記載する必要はありませんか。

A．　注文伝票は、自己又は委託による商品取引の売買に係る受注伝票と約定伝票の２つの役割を兼ね備えています。委託者が仕切玉を指定した場合は、当該指定された建玉を記載し、指定がない場合は、受託契約準則において「特に委託者の指示がない限り、既存の取引の成立の古い順序に従って転売又は買戻しをするものとする。」と規定されていることから、当該規定に従い転売又は買戻しの対象となった建玉を記載する必

要があります。

Q５．受渡しを行う場合は、市場に注文を出すわけではない（納会日まで仕切らない）ので注文伝票を起票する必要はないと思いますが、いかがですか。

A．受渡しは市場取引ではありませんが、受渡しによる決済を申し出るのは委託者ですので、委託者からの指示によって受渡しを行う旨を明確にする趣旨から、委託者が受渡しによる決済を申し出た日等を注文伝票に残すこととしたものです。

〔先物取引計算帳〕

Q６．営業所の備え付け帳簿については現在、省令第51条第２項及び「事務ガイドライン」で指定されていますが、「先物取引計算帳」は「先物取引日記帳」に代わる帳簿として営業所の備え付け帳簿となるのですか。

A．現行では、事務ガイドライン３－３　商品取引員の法定帳簿において、営業所備え付け帳簿について以下のものを指定しています。

① 委託者別先物取引勘定元帳

② 委託証拠金出納帳

③ 委託者別委託証拠金現在高帳

以上に加え、先物取引日記帳を作成するものとされています。

このたびの法定帳簿見直しにより、注文伝票以外に営業所に備え付ける帳簿は以下のものになります。また、Q１．への回答のとおり、商品取引員にあっては「先物取引日記帳」を作成する必要がないため、それに代えて「先物取引計算帳」を備え付けることとなりますが、現行の受託契約準則等運用基準によれば、先物取引日記帳については「注文伝票に基づき取引発生順に記帳し、日計、月計を記入すること。」、「本店又は統括店を除く営業所にあっての作成は、注文伝票の綴り込みをもってこれに代えることができる。」と規定されていることから、先物取引計算帳も同様に取り扱うことができます。

① 委託者別先物取引勘定元帳

② 先物取引計算帳

③ 証拠金等出納帳

④ 委託者別証拠金等現在高帳

⑤ 委託者総合管理表

⑥ 委託者別資産管理・保全台帳

〔委託者別先物取引勘定元帳〕

Q７．自己取引については、「損益の清算・受払状況」欄は記載する必要はありませんか。

A．　委託者別先物取引勘定元帳上の「損益の清算・受払状況」欄は、商品取引員にとっては、商品先物決済損益の内訳を示す重要な情報であり、物販会社で言えば売上帳に相当するものですので記載していただく必要があります。なお、証券会社においては法定帳簿である「トレーディング商品勘定元帳」にて同様の情報の記載を求められています。また、日々、その日の自己取引損益金勘定に振替処理をする必要があります。

〔証拠金等出納帳／委託者別証拠金等現在高帳〕

Q８．「証拠金等の別」には何を記載するのですか。

A．　別表第六の備考に書かれているとおり、取引証拠金、委託証拠金、取次証拠金（法定帳簿の作成者が取次者である場合）、清算取次証拠金（法定帳簿の作成者が清算取次者である場合）、オプション料預り金、商品取引受託業務に係る預り金、の別を記載して下さい。

Q９．「現金」に充価と時価の区分は不要ではないでしょうか。

A．　証拠金として外貨が充用されることが予定されているため、充価及び時価の欄を設けたものです。

Q10．充用有価証券の評価替の時は、充価と時価の両方を記載する必要がありますか。

A．　証拠金としての評価は充用価格で行いますが、委託者資産としての評価は時価で行う必要があるため、充価と時価の両方を記載する必要があります。

Q11．時価は毎日評価替する必要がありますか。

A．　充用価格と同じ基準日の時価を、充用価格の適用日以降１ヵ月間、時価として取扱うこととなります。

〔預り有価証券差入明細帳〕

Q12．「差入先及び差入目的」には何を記載するのですか。

A．　預り有価証券差入明細帳は委託者から預託を受けた有価証券の所在を明確にするた

めに作成するものです。差入先及び差入目的としては以下のようなものが考えられます。

差入目的	差入先	担保提供の種類
取引証拠金・直接預託	清算機関	商品市場における取引の受託に係る担保
取引証拠金・差換預託	清算機関	商品市場における取引の受託に係る担保
委託証拠金	会員等	商品市場における取引の受託に係る担保
差換預託に基づく借入金担保	金融機関等	差換預託により、清算機関には自己資金等を用いて証拠金を差し入れ、委託者から預託を受けた証拠金相当額の有価証券を自己の担保提供に使用する。
差換預託に基づく代位弁済委託契約に対する担保	委託者保護基金	
差換預託に基づく清算預託金	清算機関	

〔委託者別資産管理・保全台帳〕

Q13. 受渡証拠金は「証拠金合計額」に含めて記載するのですか、「受渡に係る負債」に記載するのですか。

また、証拠金等出納帳や証拠金等現在高帳には記載する必要はありませんか。

A. 「証拠金合計額」に含めて記載し、「受渡に係る負債」には記載しないで下さい。証拠金等出納帳や証拠金等現在高帳には、受渡証拠金が預託されたときに「預り証拠金」に含めて記載することとなります。

なお、現行「受渡に係る負債」に記載している「受渡保証金」は「受渡証拠金」と改めることとしていますので、上記と同様に記載して下さい。

Q14. 「受渡に係る負債」には何を記載するのですか。

A、 受方の委託者から受渡しのために差し入れられた「受渡代金」又は渡方の委託者から差し入れられた「倉荷証券の額」及び取引所から受け取り、渡方の委託者に引き渡すまでの「受渡代金」又は受方の委託者に引き渡すまでの「倉荷証券の額」を記載して下さい。

Q15. 「値洗損益金通算額」の「うち無担保額」欄に充価と時価の区分があるのはなぜですか。

A. 委託者からの預り資産について、分離保管等の保全対象額を時価で評価することとしたこと、取引に係る証拠金は従前どおり充用価格で評価することにより、併記が必要となったものです。預り証拠金として有価証券が預託されている場合は、当該有価証券を充用価格で評価した無担保額と時価で評価した無担保額の両方を記載して下さい。

Q16. 「商品取引清算機関に対する未払委託者差金又は未収委託者差金」は何を記載するのですか。

A 作成日の帳入値段により計算された委託者差金は清算機関との決済が翌営業日（T＋1）に行われることから、当日は「未払先物取引差金」「未収先物取引差金」として経理処理されています。この「未払先物取引差金」「未収先物取引差金」を記載することになります。

Q17. 「委託者未払金」は毎日、預り証拠金に算入されるので発生しないのではないでしょうか。

A. 新法施行後は原則発生しませんが、現行法において発生している委託者未払金があるため、当該欄を設けています。

Q18. 「委託者未収金又は委託者未払金」の「うち無担保額」欄に充価と時価の区分があるのはなぜですか。

A. Q15.の「値洗損益金通算額」の「うち無担保額」欄と同様、委託者資産の評価を時価で行うためです。預り証拠金として有価証券が預託されている場合は、当該有価証券を充用価格で評価した無担保額と時価で評価した無担保額の両方を記載して下さい。

Q19. 「委託者仮払金」は何を記載するのですか。

A. 東穀取の粗糖及び東工取の上場商品に係る値洗益の仮払金を記載して下さい。

Q20. 「商品取引清算機関に対して預託された証拠金の額」の「現金」、「立替額」及び「委託者が返還請求権を有する額」に充価と時価の区分があるのはなぜですか。

A. 「現金」については、Q９.と同様に、証拠金として外貨が充用されることが予定さ

れているため、充価及び時価の欄を設けたものです。「立替額」については、充価と時価の区別は不要です。「委託者が返還請求権を有する額」に関しては、取引証拠金として有価証券を預託している場合には、省令案第97条に基づき保全対象財産を計算するに当たり、清算機関に預託した取引証拠金に相当する有価証券については、委託者等が返還請求権を有するものを算出する必要があり、その場合に時価を用いるものと定められていることから充価と時価の区分を設けています。

〔委託者総合管理表〕

Q21. 「無担保値洗損金通算額」は何を記載するのですか。

A. 預り証拠金額を超える値洗損金通算額が発生した場合に、当該預り証拠金額を超える額を記載します。

Q22. 「現金」に充価と時価の区分は不要ではないでしょうか。

A. 証拠金として外貨が充用されることが予定されているため、充価及び時価の欄を設けたものです。

Q23. 差引益金は発生の都度、預り証拠金に算入されるので、「委託者未払金」は発生しないのではないでしょうか。

A. 新法施行後は原則発生しませんが、現行法において発生している委託者未払金があるため、当該欄を設けています。

Q24. 「証拠金預託必要額」の「受渡証拠金」欄には何を記載するのですか。

A. 「受渡証拠金」だけを記載して下さい。

なお、現在の「受渡保証金」は「受渡証拠金」と改めることとしていますので、この欄に記載して下さい。

Q25. 「委託者総合管理表(事例)」(12月17日説明会資料)の12月29日の値洗充当可能額は10,000円となるのではないでしょうか。

A. 12月29日は前日比40,000円の値洗益が生じています。12月28日時点では値洗充当可能額は0円でしたが、12月29日に受け取った値洗益はすべて取引証拠金の値洗充

当可能額に記載されます。この日の清算機関預託申告額は120,000円(預り証拠金額160,000円+値洗損益金通算額▲40,000円)ですが、その内訳は本証拠金維持額が50,000円、値洗充当可能額が40,000円、余剰証拠金(仮称)が30,000円ということになります。

Q26. 同事例で12月30日に清算せず、値洗損益通算額が+10,000円となった場合は、それぞれの金額はどのようになりますか。

A. 12月30日の値洗損益金通算額が+10,000円となったということは、30日に値洗益50,000円が発生したということになります。当該50,000円は値洗充当可能額として清算機関に預託されます。12月30日の清算機関預託申告額は170,000円(預り証拠金額160,000円+値洗損益金通算額10,000円)ですが、その内訳は本証拠金維持額が50,000円、値洗充当可能額が90,000円、余剰証拠金(仮称)が30,000円ということになります。

Q27. 同事例で12月30日に返還可能額20,000円を返戻し、建玉は清算せず、値洗損益通算額が△60,000円となった場合は、どのようになりますか。

A. 20,000円を返戻した後、預り証拠金額は140,000円となります。本証拠金額100,000円に対し値洗損益金通算額が▲60,000円となった場合は追証拠金60,000円が発生するため(注)、証拠金預託必要額は160,000円となります。従って不足請求額が20,000円発生し、清算機関預託申告額は80,000円(預り証拠金額140,000円+値洗損益金通算額▲60,000円)、その内訳は本証拠金維持額が50,000円、値洗充当可能額が20,000円、余剰証拠金(仮称)が10,000円ということになります。

なお、12月30日に20,000円の返戻を受けるためには、12月29日の委託者総合管理表における清算機関預託申告額を100,000円(本証拠金維持額50,000円+値洗充当可能額40,000円+余剰証拠金10,000円)としておく必要があります。

(注):12月24日の事例においても同様ですが、値洗損金通算額のすべてを追証拠金として請求する商品取引員を想定しています。

〔その他〕

Q28. LGで差換預託をしている場合において、差引益金の発生、値洗益の増加、証拠金

の入金等により委託者の資産が増加し、差換預託の金額以上になったときはどうなるのですか。

A.　差換預託の増加分につき、現金又は有価証券を積み増ししなければなりません。

Q29. ＬＧで差換預託をしている場合において、差引損金の発生、値洗損の増加、証拠金の出金等により委託者の資産が減少し、差換預託の金額が余剰となった場合、直接預託の委託者の清算機関預託額に振り替えることはできますか。

A.　ＬＧは、法令上「差換預託」に限定されますので、直接預託に振り替えることはできません。

「差換預託」：委託者の同意を得て委託者から預託を受けた委託証拠金を差し換えて清算機関に取引証拠金を預託すること。

Q30. 法定帳簿を電磁的方法により保存する場合、記録するファイルの形式，バックアップの方法等について、条件はありますか。ガイドラインのようなものが作成されるのですか。

A.　省令案第51条及び第113条をご参照ください。

Q31. すべての法定帳簿を電磁的方法で保存してよいですか。

A.　すべての法定帳簿について電磁的方法により保存することができます（Q30. の回答参照）。ただし、注文伝票については、備考欄に記載している所定の要件を満たさなければ電磁的方法による保存は認められません。

Q32. 一部を電磁的方法、一部を紙で保存することはできますか。

A.　注文伝票に関してはQ31. に対してお答えしたとおり、所定の要件を満たさない限り電磁的方法による保存は認められません。注文伝票以外の法定帳簿に関しては、法定帳簿の種類によって紙面による保存と電子媒体による保存といった２つの選択肢からどちらかを選ぶことは可能です。

Q33. 主務省をはじめ各機関の検査・監査において、電磁的方法で保存している法定帳簿については電磁的方法により提出するはできませんか。（印刷に相当の時間を要する

帳票があるため。）

A.　これまで電磁的方法による提出につき、具体的なご提案はいただいておりませんが、主務省としては紙面による提出が必要であると考えております。

Q34. 有価証券の時価データは、４月分（４月25日実施）の充価表と併せて提供してもらえるのですか。

A.　全商連において、時価データを提供する方向で検討しております。

別　紙

回答を求めているその他のご質問

新取引証拠金制度について

Q.　取引追証拠金の発生した建玉（前日取引終了時におけるすべての建玉）を全部決済し、新たに建玉した場合の取引追証拠金について

前営業日の帳入値段により取引追証拠金が発生した建玉（前日取引終了時におけるすべての建玉）をすべて決済し、新たに建玉した場合の取引追証拠金はどのように計算するのですか。

Q.　代用有価証券を受け入れた場合、当該有価証券を商品取引清算機関に預託するまでの間は、当該有価証券の時価評価額以上の額を差換預託しておく必要がありますか。

その場合、１委託者について取引証拠金（直接預託）と委託証拠金（差換預託）が混在することになるのでしょうか。

Q.　委託者別資産保全・管理台帳に記載する「保全対象財産額」は、委託者保護基金に預託することになる額ですか。また、預託すべき金額は充価に基づく額ですか。時価に基づく額ですか。

Q.　委託者から預託を受けた証拠金に証拠金規則でいうところの「余剰証拠金」がある場合、〔値洗充当可能額＋余剰証拠金－値洗損〕が取引本証拠金維持額を超えていれば追証はかからない、という考え方でよいのですか。

Q.　今後、オプション料概算額は「証拠金」ではなく「預り金」として経理処理をすることになるのでしょうか。

法定帳簿について

〔先物取引建玉計算帳〕

Q.　先物取引建玉計算帳の出力順序は、自己・委託、取引所、上場商品、限月の順で、枚数は集計値でよいのですか。

〔注文伝票〕

Q.　仕切対象玉について建玉年月日を記載する必要はありますか。

Q.　別表第六の記載事項以外に、当社が独自に記録している事項（架電・受電の別、自宅・勤務先・携帯の別等）について記載しても差し支えありませんか。

Q.　別表第六の備考欄に「日付順につづり込んで作成すること」とありますが、現在と同様、銘柄別、取引成立順につづり込む必要はありますか。

Q.　本店等で保存する形式については、１注文を１行単位で連記した一覧表形式でよいのでしょうか。（過去の検査において、本店での保存帳票についても、原始伝票と同形式の１注文１枚の連続帳票で保存するよう指導を受けたため、今は当該形式で保存している。）

Q.　本店等で保存する「注文伝票整理表」には、注文伝票の記載事項をすべて表示しなければなりませんか。

〔先物取引計算帳〕

Q.　先物取引計算帳の出力順序は、取引所、上場商品、限月、自己・委託の順で、枚数は集計値でよいのですか。

〔委託者別先物取引勘定元帳〕

Q.　「損益の清算・受払状況」欄の損益金は、その日の最後に一日一回、益金は帳尻から証拠金へ振替、損金は証拠金（現金のみ）から帳尻へ振替を表示し、毎日の残高をゼロにしてよいのですか。

〔出納帳〕

Q.　差引損益金を預り証拠金（現金部分）と相殺することについて、出納帳ではどのように表示すればよいのでしょうか。

〔証拠金等出納帳／委託者別証拠金等現在高帳〕

Q.　「預り金」には何を記載するのですか。

Q.　過剰預託についても「取引証拠金」として受け入れるのであれば、「預り金」項目を設けなくてもよいですか（Ｂ４横１枚では収まらないため）。

〔委託者総合管理表〕

Q.　プリンターで出力する場合、日本語１文字につき２カラム、英数字１文字につき１カラム必要であり、連続用紙で最大 135 カラムまでしか出力できないため、すべての記載事項を一葉に表示できない場合は、建玉にの関する項目と証拠金に関する項目を別葉に記載することとしてもよいでしょうか。

Q.　「返還可能額／不足請求額」、「値洗充当可能額」及び「清算機関預託申告額」の計算式を教えて下さい。

〔委託者別資産管理・保全台帳〕

Q.　「立替額」は取引員が立て替えて清算機関に預託した額を記載するのですか。どのような場合に立替えが発生するのですか。

Q.　「預り金」には何を記載するのですか。

Q.　「委託者試算額」及び「保全対象財産」の計算式を教えて下さい。

Q.　「委託者が返還請求権を有する額」の計算式を教えて下さい。

Q.　「差換預託の場合の合計額の内訳」欄にある預託猶予額とは何ですか。どのように計算するのですか。

Q.　「差換預託の場合の合計額の内訳」について、「商品取引清算機関に対して預託された証拠金の額」欄に内訳の項目を設けて記載することはできますか。

Q.　現在の「委託者資産管理台帳」の保存は、３年を経過したものは月末日作成のものだけを保存することでよいとされている（受託契約準則等運用基準）が、これと同様の保存方法でよいのですか。

〔その他〕

Q.　差引益金は発生の都度、預り証拠金に算入されるため、益金を出金する場合はすべて「預り証拠金」からの出金でよいのですか。

Q.　ＬＧは差替預託必要額のすべて（例えば立替金等）について預託が猶予されるのですか。

準則関係書類について

Q.　売買報告書及び売買計算書は、改正商取法第 220 条第 2 項の規定により電磁的方法により通知することが認められているが、残高照合通知書についても同様の方法で通知することができるのでしょうか。

その場合、残高照合通知書の回答書についても電磁的方法による回答でよいのでしょうか。タイムスタンプ等による認証が必要でしょうか。

17 先物振興発第 6 号
平成 17 年 2 月 7 日

会 員 各 位

日本商品先物振興協会
会長　二家 勝明

新取引証拠金制度及び法定帳簿に関するQ&Aの
訂正版の送付について

標記の件につきまして、平成17年1月26日付で会員各位に送付いたしました「新取引証拠金制度に関するQ&A」及び「法定帳簿に関するQ&A」について、一部の回答に不備もしくは誤りがありました。つきましては当該Q&Aの訂正版を作成いたしましたので、FAX 及び郵送にてご送付申し上げます。訂正後の Q&A は、本会ホームページの「協会会員用ページ」でご覧になることができます(ホームページ上での情報掲載は2月7日夕方頃からになります)。

なお、先日お送りしたQ&A以外にも追加のご質問が寄せられておりますので、引き続き主務省及び商品取引所においてご検討いただいております。

記

「新取引証拠金制度・法定帳簿に関するQ&A(訂正)」

以上

新取引証拠金制度・法定帳簿に関するＱ＆Ａ（訂正）

〔新取引証拠金に関するＱ＆Ａ〕の訂正

Ｑ３．増玉、一部決済等を行った場合の取引追証拠金について

取引追証拠金が発生し、委託者からその預託が行われた後に増玉をしたこと又は建玉の一部を決済したことにより、取引終了時の値洗損通算額が取引本証拠金基準額の２分の１以下となったときは、すでに預託されている取引追証拠金は不要となるのですか。

［訂正後］

Ａ．　現行証拠金制度ではご質問のようなケースでは取引追証拠金の預託は不要となりますが、新取引証拠金制度においては、取引終了時において、取引追証拠金発生時における建玉（前日取引終了時におけるすべての建玉）が一部でも残っていれば、取引追証拠金の預託が必要です。

なお、取引追証拠金の預託必要額は、増玉等した後の建玉に係る値洗損通算額が減少したときはそれに伴って減少し、値洗損通算額（預託されている取引追証拠金額を控除した額）が取引本証拠金基準額の２分の１を超えて増加し、新たな取引追証拠金が発生したときは増加することとなります。

〔平成16年12月17日説明会資料「新取引証拠金制度について」６～11ページ「６．新取引証拠金制度における取引追証拠金」参照〕

［訂正前］

Ａ．　現行証拠金制度ではご質問のようなケースでは取引追証拠金の預託は不要となりますが、新取引証拠金制度においては、取引終了時において、取引追証拠金発生時における建玉（前日取引終了時におけるすべての建玉）が一部でも残っていれば、取引終了時に残った建玉に係る値洗損通算額が取引追証拠金の預託必要額となります。

また、取引終了時に残った建玉が増玉だけのケースにおいて、取引終了までの間において取引追証拠金発生時における建玉（前日取引終了時におけるすべての建玉）が仕切られる以前に増玉されたものである場合は同様に、残った建玉に係る値洗損通算額が取引追証拠金の預託必要額となります。

なお、増玉又は一部決済後の建玉に係る取引本証拠金基準額と値洗損通算額の状況

によっては、取引追証拠金の預託必要額が増加することがあります。

〔平成16年12月17日説明会資料「新取引証拠金制度について」６～11ページ「６．新取引証拠金制度における取引追証拠金」参照〕

Ｑ４．取引本証拠金基準額が変更された場合の追証拠金について

月が変わって取引本証拠金基準額が変更となり、取引終了時の値洗損が変更後の取引本証拠金基準額の２分の１以下となった場合、必要となっていた取引追証拠金は不要となるのですか。

［訂正後］

Ａ．　新取引証拠金制度においては、取引本証拠金基準額が変更となったことにより値洗損合計額が変更後の取引本証拠金基準額の２分の１以下となった場合でも、引き続き取引追証拠金の預託は必要です。

例えば、取引本証拠金基準額が10万円の建玉について取引追証拠金６万円が預託されているとき（値洗損が△６万円のとき）に取引本証拠金基準額が13万円に変更された場合、値洗損が△６万円であれば（取引本証拠金基準額の２分の１以下となりますが）取引追証拠金の額は変わりません。

ただし、値洗損通算額が減少したときは取引追証拠金の預託必要額も減少し、値洗損通算額（預託されている取引追証拠金額を控除した額）が変更後の取引本証拠金基準額の２分の１を超えて増加し、新たな取引追証拠金が発生したときは増加することとなります。

〔取引追証拠金の額の変更については、平成16年12月17日説明会資料「新取引証拠金制度について」６～11ページ「６、新取引証拠金制度における取引追証拠金」参照〕

［訂正前］

Ａ．　新取引証拠金制度においては、取引本証拠金基準額が変更となっただけでは取引追証拠金の額は変わらず、引き続き取引追証拠金の預託は必要ですが、変更後の取引本証拠金基準額と値洗損通算額の状況によって、取引追証拠金の預託必要額が変動することとなります。

〔取引追証拠金の額の変更については、平成16年12月17日説明会資料「新取引

証拠金制度について」６～11ページ「６．新取引証拠金制度における取引追証拠金」参照〕

〔法定帳簿に関するＱ＆Ａ〕の訂正

Q27. 同事例で12月30日に返還可能額20,000円を返戻し、建玉は清算せず、値洗損益通算額が△60,000円となった場合は、どのようになりますか。

［訂正後］

Ａ．　20,000円を返戻した後、預り証拠金額は140,000円となります。値洗損益金通算額が▲60,000円となっていますが、既に預託された追証拠金額40,000円を差し引いた額が20,000円となり、取引本証拠金基準額の２分の１である50,000円以下であることから新たな追証拠金は発生しません。清算機関預託申告額は80,000円（預り証拠金額140,000円＋値洗損益金通算額▲60,000円）、その内訳は本証拠金維持額が50,000円、値洗充当可能額が20,000円、余剰証拠金（仮称）が10,000円ということになります。

なお、12月30日に20,000円の返戻を受けるためには、12月29日の委託者総合管理表における清算機関預託申告額を100,000円（本証拠金維持額50,000円＋値洗充当可能額40,000円＋余剰証拠金10,000円）としておく必要があります。

［訂正前］

Ａ．　20,000円を返戻した後、預り証拠金額は140,000円となります。本証拠金額100,000円に対し値洗損益金通算額が▲60,000円となった場合は追証拠金60,000円が発生するため（注）、証拠金預託必要額は160,000円となります。従って不足請求額が20,000円発生し、清算機関預託申告額は80,000円（預り証拠金額140,000円＋値洗損益金通算額▲60,000円）、その内訳は本証拠金維持額が50,000円、値洗充当可能額が20,000円、余剰証拠金（仮称）が10,000円ということになります。

なお、12月30日に20,000円の返戻を受けるためには、12月29日の委託者総合管理表における清算機関預託申告額を100,000円（本証拠金維持額50,000円＋値洗充当可能額40,000円＋余剰証拠金10,000円）としておく必要があります。

（注）：12月24日の事例においても同様ですが、値洗損金通算額のすべてを追証拠金として請求する商品取引員を想定しています。

以　上

17先物振興発第14号

平成17年2月28日

会　員　各　位

日本商品先物振興協会

会　長　　二　家　勝　明

新取引証拠金制度及び法定帳簿に関するQ&A（第2集）等の送付について

標記のことにつきまして、会員各位から寄せられたご質問について、主務省、商品取引所及び商品取引清算機構から回答が示されましたので、下記の「Q&A」をFAX及び郵送にてご送付申し上げます。

なお、2月22日に公布された商品取引所法施行規則において、「会員の法定帳簿」については別表第三に、「商品取引員の法定帳簿」は別表第五に規定されておりますので、お知らせいたします。

記

「新取引証拠金制度に関するQ&A（第2集）」

「法定帳簿に関するQ&A（第2集）」

〔参考〕商品取引所法施行規則別表第三「会員の法定帳簿」

別表第五「商品取引員の法定帳簿」

以　上

（追記）上記「Q&A」は、当協会のホームページの「協会会員用ページ」からご覧になることもできます。

新取引証拠金制度に関するQ&A（第2集）

Q1．代用有価証券を受け入れた場合、当該有価証券を商品取引清算機関に預託するまでの間は、当該有価証券の時価評価額以上の額を差換預託しておく必要がありますか。

その場合、1委託者について取引証拠金（直接預託）と委託証拠金（差換預託）が混在することになるのでしょうか。

A．　直接預託の委託者から差し入れを受けた有価証券につき、物理的に翌営業日までに清算機関に預託できない場合（例、地方における有価証券による受託、取次からの受託、海外からの受託等）、当該有価証券の差し入れを受けた日から4営業日以内の範囲で差換預託の扱いとする必要があります。この場合、差換預託に係る同意書は不要です。

Q2．委託者への「返還可能額」、「不足請求額」はどのように計算するのですか。

A．　「預り証拠金」－「証拠金預託必要額」がプラスのときは返還可能額、マイナスのときには不足請求額となります。

なお、「返還可能額」については、新しい受託契約準則において「預り証拠金余剰額」という用語に改められる予定です。法定帳簿への記載も「預り証拠金余剰額」となります。（商品取引所法施行規則別表第五参照）

〔参考〕

「預り証拠金余剰額」（現在の「返還可能額」）と清算機関預託額の「余剰証拠金」の額と同額ではありません。例えば、取引本証拠金基準額6万円の商品につき、受託会員が取引本証拠金を8万円と設定している場合、8万円預託されたときの「預り証拠金余剰額（返還可能額）」はゼロですが、取引本証拠金基準額と取引本証拠金との差額である2万円（8万円－6万円）は清算機関では余剰証拠金として管理することとなります。

Q3．「値洗充当可能額」はどのように計算するのですか。

A．　委託者の建玉に係る取引本証拠金については、「取引本証拠金基準額」の10分の5の額を取引本証拠金維持額（委託者の建玉が決済されるまでの間、値洗損益金通算額

にかかわらず、常に維持されなければならない額）とし、残りの 10 分の5の額を値洗充当可能額として取り扱います。この値洗充当可能額は、その後の日々の値洗損益金が益勘定のときはその益金を加算し、損勘定のときはその損金を減算します（値洗充当可能額を超えて損金を減算することはできません。）。

Q４．「清算機関預託申告額」はどのように計算するのですか。

A．　清算機関の証拠金規則により、委託者ごとに、次に掲げる（１）～（６）を合算した額を、直接預託、差換預託等の区分に応じて清算機関に申告することとなります。

（12/17 説明会資料Ｐ１「証拠金の預託区分について」参照）

（１）取引本証拠金【取引本証拠金維持額及び値洗充当可能額】

（２）取引流動証拠金

（３）取引定時増証拠金

（４）取引臨時増証拠金

（５）取引受渡証拠金

（６）余剰証拠金

Q５．清算機関への預託額ではどのようなものが余剰証拠金となるのですか。

A．　委託者が取引証拠金所要額（Q４の回答の（１）～（５））を超えて預託した次のような証拠金が、清算機関における「余剰証拠金」となります。

（１）委託者が建玉する前に予め取引員に預託した証拠金

（２）委託者が任意に取引本証拠金額以上の証拠金を預託した場合の取引本証拠金額を超える額

【12/17 説明会資料Ｐ12(1)②参照】

（３）取引員が取引本証拠金基準額以上の取引本証拠金額を定めている場合の取引本証拠金基準額を超える額

【12/17 説明会資料Ｐ12(1)③参照】

（４）取引追証拠金として預託された額（取引本証拠金維持額について取引員が立替えた額を控除した額）

【12/17 説明会資料Ｐ15(3)①参照】

（５）取引を決済したことにより預託が不要となった取引証拠金所要額（決済した日の前営業日における当該建玉に係る値洗損益金通算額と当該建玉に係る差引損益金額の差額を加減したもの）

【12/17 説明会資料Ｐ15(4)参照】

（６）清算機関が証拠金の額を変更し、又は、その預託を不要としたことに伴い預託が不要となった取引証拠金（取引臨時増証拠金の預託の解除等）

（７）受託契約準則に基づき、当該受託契約準則の定める取引追証拠金の預託が不要となり、当該不要となった額が余剰証拠金の額を超過する場合に値洗充当可能額から減じる当該超過相当額

【12/17 説明会資料Ｐ15(3)②参照】

（８）受託契約準則に基づき受託会員が委託者（会員、準会員に限る）と取引証拠金に係る特約を結んでいる場合であって、委託者に値洗益金を返還する場合に値洗充当可能額から減じる当該値洗益金相当額

【現行受託契約準則第 32 条第２項の扱い】

Q６．委託者から預託を受けた証拠金に証拠金規則でいうところの「余剰証拠金」がある場合、〔値洗充当可能額＋余剰証拠金－値洗損〕が取引本証拠金維持額を超えていれば追証はかからない、という考え方でよいのですか。

A．　取引追証拠金は、値洗損益金通算額が損計算となった場合において、当該値洗損額が取引本証拠金基準額の２分の１を超えることとなったときに発生するものです。清算機関における「余剰証拠金」の有無は、取引追証拠金の発生に直接関係するものではありません。

証拠金規則でいう「余剰証拠金」は、Q５の回答を参照して下さい。

Q７．委託者から取引証拠金の全部又は一部を充用有価証券で預託を受けている場合、値洗損金への充当はできますか。

A．　取引証拠金を清算機関に直接預託している委託者の場合は、値洗充当可能額及び余剰証拠金の現金の預託額を超えて値洗損金に充当することはできません。

以　上

2005.2.28

法定帳簿に関するQ＆A（第２集）

〔注文伝票〕

Q１．別表第五の記載事項以外に、当社が独自に記録している事項（架電・受電の別、自宅・勤務先・携帯の別等）について記載しても差し支えありませんか。

A．　記載事項は当該法定帳簿に記載すべき必要最小限の事項を規定したものであり、商品取引員が独自に管理上必要な項目を追加することは何ら問題ありません。

Q２．別表第五の備考欄に「日付順につづり込んで作成すること」とありますが、現在と同様、銘柄別、取引成立順につづり込む必要はありますか。

A．　現在と同様に自己と受託とを区別し、上場商品又は上場商品指数の種類別、取引成立順につづり込み、日計、月計（自己・委託）を添付してください。

Q３．本店等で保存する形式については、１注文を１行単位で運記した一覧表形式でよいのでしょうか。（過去の検査において、本店での保存帳票についても、原始伝票と同形式の１注文１枚の連続帳票で保存するよう指導を受けたため、今は当該形式で保存しています。）

A．　「本店・統括店等の営業所が保存するものについては、注文伝票整理表等の綴り込みをもってこれに代えることができる。」という現行の受託契約準則等運用基準の規定の趣旨は、注文伝票の原本は当該受託場所に保存することとされていることから、本店・統括店等に各支店の受注・約定の情報を集約する際に、注文伝票原本を本店・統括店等に取り寄せるのではなく、注文伝票と同様の内容を記した注文伝票整理表等を用いることとしたものです。あくまでも支店備え付けの注文伝票が正であり、注文伝票整理表は副です。従って注文伝票原本と同じ形式である必要はなく、注文伝票と同じ情報の記載があれば足ります。

Q４．本店等で保存する「注文伝票整理表」には、注文伝票の記載事項をすべて表示しなければなりませんか。

A．　「注文伝票整理表」は上記質問への回答のとおり、本店・統括店等において各支店の受注及び約定の情報について集約しておくという趣旨であることから、その内容は

注文伝票の記載事項を全て網羅することが必要です。

〔委託者別先物取引勘定元帳〕

Q５．「損益の清算・受払状況」欄の損益金は、その日の最後に一日一回、益金は帳尻から証拠金へ振替、損金は証拠金（現金のみ）から帳尻へ振替を表示し、毎日の残高をゼロにしてよいのですか。

A．　新取引証拠金制度においては、差引益金（決済益）は発生の都度、預り証拠金に加算され、差引損金（決済損）は発生の都度、預り証拠金の現金部分と相殺（減額）されることとなります。従って建玉を決済すれば、一日のうちにも預り証拠金残高は変動することになります。委託者管理において、新規に玉を建てる際には、当然にその時点での預り証拠金残高を把握する必要がありますが、委託者別先物取引勘定元帳上の預り証拠金への振替処理の表示は、その日の最後に一日一回まとめて表示することも可能です。

また、預り証拠金を超える差引損金（いわゆる「アシ」）が発生する場合及び預り証拠金の全部又は一部が有価証券で預託されている場合で預り証拠金のうち有価証券部分の額を超える差引損金が生じた場合を除いては、差引損金残高（帳尻損残高）は発生しないこととなります。

〔証拠金等出納帳〕

Q６．差引損益金を預り証拠金（現金部分）と相殺することについて、出納帳ではどのように表示すればよいのでしょうか。

A．　上記Q５の回答を参照のうえ、委託者別証拠金等現在高帳と同様に表示して下さい。

〔委託者別資産管理・保全台帳〕

Q７．「立替額」は取引員が立て替えて清算機関に預託した額を記載するのですか。どのような場合に立替えが発生するのですか。

A．　下記Q８の回答を参照して下さい。

Q８．「値洗損益金通算額のうち無担保額」、「委託者未収金のうち無担保額」、「委託者資産額」、「立替額」、「委託者が返還請求権を有する額」及び「保全対象財産」の計算式を教えて下さい。

A.　委託者毎に以下の計算式により算出して下さい。

①「値洗損益金通算額のうち無担保額」

「無担保値洗損益金通算額」＝「値洗損益金通算額（損計算の場合に限る。）」－（「預り証拠金額」＋「商品取引受託業務に係る預り金」＋「オプション料預り金」＋「委託者未払金」＋「受渡に係る負債」－「委託者仮払金」－「委託者未収金」）（プラスの場合に限る。）

②「委託者未収金のうち無担保額」

「無担保委託者未収金」＝「委託者未収金」－（「預り証拠金額」＋「商品取引受託業務に係る預り金」＋「オプション料預り金」＋「委託者未払金」＋「受渡に係る負債」－「委託者仮払金」）（プラスの場合に限る。）

③「委託者資産額」

「委託者資産額」＝｛「証拠金合計額」＋「商品取引受託業務に係る預り金額」＋「オプション料預り金額」＋「受渡に係る負債」＋「値洗益金通算額」＋「商品取引清算機関に対する未払委託者差金」＋「委託者未払金」｝－｛（「値洗損金通算額」－「無担保値洗損金通算額」）＋（「委託者未収金」－「無担保委託者未収金」）＋「商品取引清算機関に対する未収委託者差金」＋「委託者仮払金」｝

④「委託者が返還請求権を有する額」

「委託者が返還請求権を有する額」＝「清算機関に預託された取引証拠金の額」－「立替額」

⑤「立替額」

ⅰ）現金による直接預託の場合

「立替額」＝｛「取引本証拠金維持額」－「預り証拠金額－前営業日における値洗損益金通算額（損金の場合に限る。）」｝（零より大きい場合に限る。）

ⅱ）有価証券による直接預託の場合

「立替額」＝前営業日における値洗損益金通算額（損金の場合に限る。）

ⅲ）差換預託の場合

現金による直接預託の場合に同じ。

⑥「保全対象財産」

「保全対象財産」＝「委託者資産額」－「商品取引清算機関に対して預託された証拠金の額のうち、委託者が返還請求権を有する額」

Q９．「差換預託の場合の合計額の内訳」欄にある預託猶予額とは何ですか。どのように計算するのですか。

A.　預託猶予とは、主務大臣の承認を受け、改正商品取引所法第 179 条第７項（第 103 条第７項の準用）に規定する契約を銀行等と締結した場合、清算機関への取引証拠金の預託が猶予されるもので、契約した額の範囲内において、かつ、差換預託により清算機関に預託しなければならない取引証拠金の額を上限に、預託猶予を受けたい額として清算機関に申告した額が預託猶予額となります。したがって計算式等で額を算出するものではありません。

Q10.「差換預託の場合の合計額の内訳」について、「商品取引清算機関に対して預託された証拠金の額」欄に内訳の項目を設けて記載することはできますか。

A.　預託猶予額及び差換預託の場合に実際に清算機関に預託される取引証拠金の額は特定の委託者毎に確定できるものとは限りませんので、「商品取引清算機関に対して預託された証拠金の額」欄の内訳項目として記載することは困難です。「商品取引清算機関に対して預託された証拠金の額」欄の内訳項目には、個々の委託者ごとに清算機関等に預託されるべき取引証拠金の額が示されることになります。「差換預託の場合の合計額の内訳」欄には、差換預託の場合に実際に清算機関に預託した取引証拠金の額について、その内訳を記載することとなります。

Q11. 現在の「委託者資産管理台帳」の保存は、３年を経過したものは月末日作成のものだけを保存することでよいとされています（受託契約準則等運用基準）が、これと同様の保存方法でよいのですか。

A.「委託者資産管理台帳」は大部の帳票であることから、上記運用基準により、毎月最終営業日に作成したものを除き保存期間を３年としたものです。新法において新たに法定帳簿に定められた「委託者別資産管理・保全台帳」も同様に取り扱う予定です。

〔その他〕

Q12. ＬＧは差替預託必要額のすべて（例えば立替金等）について預託が猶予されるのですか。

A.　法第 103 条第７項によれば、主務省令で定めるところにより、主務大臣の承認を受けて、銀行その他の主務省令で定める金融機関と当該会員等又は取次者のために「所要の取引証拠金に相当する額」が商品取引所の指示に応じて当該商品取引所に預託される旨の契約を締結して、その旨を当該商品取引所に届け出ることができると規定されています。したがって、預託猶予契約金額の範囲内で、所要の取引証拠金の額に相当する額についてその預託が猶予されるものと解されます。立替金がある場合は、当該預託猶予の額から立替金を控除した額を「委託者が返還請求権を有する額」とすることとなります。

以　上

別表第三　会員等の法定帳簿

帳簿の種類	記載事項	記載上の注意
先物取引日記帳	1　商品取引所名 2　上場商品又は上場商品指数の種類 3　日付 4　限月（オプション取引については、限月、権利行使価格及びプット又はコールの別） 5　単一の対価の額又は約定価格等による競売買の方法による取引については場節、個別に形成される対価の額又は約定価格等による競売買の方法による取引については時間 6　取引高 7　権利行使又は被権利行使による取引高（現物先物取引、現金決済先物取引及び指数先物取引の場合に限る。） 8　権利行使高又は被権利行使高（オプション取引の場合に限る。） 9　対価の額又は約定価格等 10　帳入値段又は帳入指数（現物先物取引、現金決済先物取引及び指数先物取引の場合に限る。） 11　約定差金及び権利行使約定差金（現物先物取引、現金決済先物取引及び指数先物取引の場合に限る。） 12　総取引金額（オプション取引の場合に限る。）	1. 商品取引受託業務を行う者にあっては、作成しないことができる。 2. 現物先物取引、現金決済先物取引及び指数先物取引とオプション取引は区別して記載すること。 3. 取引高及び権利行使又は被権利行使による取引高については、その限月ごと、場節又は時間ごと、売買の別ごと及び新規又は転売若しくは買戻しの別ごとに記載するとともに、その日及びその月の合計額をその限月ごと及び売買の別ごとに記載すること。 4. 権利行使高又は被権利行使高については、その限月ごと、権利行使価格ごと、プット又はコールの別ごと、場節又は時間ごと、売買の別ごと及び新規又は転売若しくは買戻しの別ごとに記載することとし、その日及びその月の合計額をその限月ごと及びプット又はコールの別ごとに記載すること。 5. 約定価格等、帳入値段又は帳入指数並びに約定差金及び権利行使約定差金については、その限月ごと及び場節又は時間ごとに記載するとともに、その日及びその月の合計額をその限月ごとに記載すること。 6. 対価の額及び総取引金額については、その限月ごと、権利行使価格ごと、プット又はコールの別ごと及び場節又は時間ごとに記載するとともに、総取引金額については、その日及びその月の合計額をその限月ごと及び売買の別ごとに記載すること。
先物取引勘定元帳	1　帳簿の作成日 2　商品取引所名 3　上場商品又は上場商品指数の種類 4　限月（オプション取引については、限月、権利行使価格及びプット又はコールの別） 5　成立年月日 6　単一の対価の額又は約定価格等による競売買の方法による取引については場節、個別に形成される対価の額又は約定価格等による競売買の方法による取引については時間 7　数量 8　対価の額又は約定価格等 9　売買差損益金又は総取引金額 10　差引損益金 11　商品先物決済損益	1. 商品取引受託業務を行う者にあっては、作成しないことができる。 2. 現物先物取引、現金決済先物取引及び指数先物取引とオプション取引は区別して記載すること。 3. 成立年月日、場節又は時間、数量及び対価の額又は約定価格等については、売買の別、受渡しの別及び権利行使、被権利行使又は権利消滅の別ごとに記載すること。 4. 権利行使又は被権利行使により現物先物取引の売買が成立した場合は、その旨及び新規又は転売若しくは買戻しの別を記載すること。 5. 商品先物決済損益については、その年月日、摘要、損益及び差引残高を記載すること。

帳簿の種類	記載事項	記載上の注意
先物取引建玉計算帳	1　商品取引所名 2　上場商品又は上場商品指数の種類 3　日付 4　限月（オプション取引にあっては、限月、権利行使価格及びプット又はコールの別） 5　前日建玉残高 6　取引高 7　権利行使又は被権利行使による取引高（現物先物取引、現金決済先物取引及び指数先物取引の場合に限る。） 8　受渡高（現物先物取引、現金決済先物取引及び指数先物取引の場合に限る。） 9　権利行使高又は被権利行使高（オプション取引の場合に限る。） 10　本日建玉残高 11　帳入値段又は帳入指数（現物先物取引、現金決済先物取引及び指数先物取引の場合に限る。） 12　帳入差金（現物先物取引、現金決済先物取引及び指数先物取引の場合に限る。） 13　取引証拠金預託必要額	1．現物先物取引、現金決済先物取引及び指数先物取引とオプション取引は区別して記載すること。 2．商品取引受託業務を行う者にあっては、自己又は受託の別ごとに記載すること。 3．前日建玉残高及び本日建玉残高については、売買の別ごとに記載すること。 4．取引高及び権利行使又は被権利行使による取引高については、売買の別ごと、新規又は転売若しくは買戻しの別ごと及びその合計額を記載すること。 5．帳入値段又は帳入指数については、当日のもの及び前営業日のものとの差を記載すること。 6．帳入差金については、本日建玉に係る帳入差金、約定差金及び権利行使約定差金の合計額を記載すること。 7．取引証拠金預託必要額は、商品取引市場における会員等の自己の計算による取引の場合に、本証拠金、定時増証拠金、臨時増証拠金、受渡証拠金及び流動証拠金ごと並びにこれらの合計額を記載すること。
先物取引受渡計算帳	1　上場商品の種類 2　限月 3　受渡の日時 4　委託者名 5　受渡供用品の種類及び銘柄 6　受渡高 7　倉庫名 8　倉荷証券番号 9　約定価格 10　受渡値段 11　格付差金 12　約定価格に基づく受渡代金 13　受渡値段に基づく受渡代金 14　受渡値段に基づく受渡代金に係る消費税額 15　委託手数料及び委託受渡手数料 16　委託手数料に係る消費税額 17　諸勘定 18　差引受払額 19　受渡仕切差金 20　商品取引所における受渡代金	1．商品取引受託業務を行う者にあっては、自己又は受託の別ごとに記載すること。 2．受渡高については、受渡しの別ごとに記載すること。 3．差引受払額については、受払いの別ごとに記載すること。

別表第五　商品取引員法定帳簿

帳簿の種類	記載事項	記載上の注意
注文伝票	1　受託日時 2　商品取引所名 3　上場商品又は上場商品指数の種類 4　自己又は受託の別（受託の場合にあっては委託者名） 5　受託者名 6　売買の別 7　数量 8　現物先物取引、現金決済先物取引及び指数先物取引については限月、新規、転売若しくは買戻し又は受渡しの別、オプション取引についてはオプション銘柄（限月、権利行使価格、プット又はコールの別）、新規又は転売若しくは買戻し、権利行使又は被権利行使の別 9　指値又は成行その他注文の種類の別（指値の場合にあっては、その値段及び注文の有効期限。成行の場合にあっては、取引を行う日及び場節） 10　単一の対価の額又は約定価格等による競売買の方法による取引については成立日及び場節、個別に形成される対価の額又は約定価格等による競売買の方法による取引については成立日時 11　対価の額又は約定価格等 12　取引が不成立となった場合にあっては、その理由 13　転売又は買戻しの場合にあっては、当初約定日、数量及び対価の額（オプション取引の場合に限る。）又は約定価格等（現物先物取引、現金決済先物取引及び指数先物取引の場合に限る。） 14　権利行使の場合にあっては、権利行使に係るオプション取引の買建玉	1．日付順につづり込んで作成すること。 2．コンピューターへの直接入力により注文伝票の作成を行う場合は、以下の(1)から(5)までの全ての要件を満たすこと。なお、この場合においては、一覧表形式で注文伝票を作成できるものとする。 (1)受託と同時に、注文内容をコンピューターへ入力すること。 (2)入力されたデータの控えを作成し、及び保存すること。 (3)入力時刻が自動的に記録されること。 (4)入力された事項を取消し、又は修正した場合は、その取消し又は修正の記録がそのまま残されること。 (5)注文内容を電話により営業所に連絡する場合、コンピューターの稼働終了後に翌日の注文を受託する場合、災害等によりコンピューターが使用不能となる場合等受託と同時にコンピューターに直接入力して作成することが不可能な場合は、受託時に手書きで注文伝票を作成すること。ただし、受託時に作成した手書きの注文伝票とその注文内容を後で入力して作成した約定結果等が記載されたコンピューターへの直接入力により作成した注文伝票を併せて保存する場合は、手書きの注文伝票に追記する必要はない。 3．取引が不成立の場合は、その旨を記載した注文伝票を保存すること。 4．法第二条第十六項第二号又は第四号に掲げる商品市場における取引等の受託を行うものにあっては、その委託を受ける商品取引員の商号を記載すること。 5．オプション取引について、権利行使の場合及び被権利行使の場合にあっては、新規、転売又は買戻しの別及びその数量を記載すること。
先物取引計算帳	1　商品取引所名 2　上場商品又は上場商品指数の種類 3　日付 4　自己又は受託の別（受託の場合にあっては委託者名） 5　限月（オプション取引にあっては、限月、権利行使価格、プット又はコールの別） 6　単一の対価の額又は約定価格等による競売買の方法による取引については場節、個別に形成される対価の額又は約定価格等による競売買の方法による取引については時間 7　取引高 8　権利行使又は被権利行使による取引高（現物先物取引、現金決済先物取引及び指数先物取引の場合に限る。） 9　権利行使高及び被権利行使高（オプション取引の場合に限る。） 10　対価の額又は約定価格等 11　帳入値段又は帳入指数（現物先物取引、現金決済先物取引及び指数先物取引の場合に限る。） 12　約定差金及び権利行使約定差金（現物先物取引、現金決済先物取引及び指数先物取引の場合に限る。） 13　総取引金額（オプション取引の場合に限る。）	1．法第二条第十六項第二号又は第四号に掲げる商品市場における取引等の受託を行うものにあっては、その委託を受ける商品取引員の商号を記載すること。 2．現物先物取引、現金決済先物取引及び指数先物取引とオプション取引は、区別して記載すること。 3．取引高及び権利行使又は被権利行使による取引高については、自己又は委託者の別ごと、限月ごと、場節又は時間ごと、売買の別ごと及び新規又は転売若しくは買戻しの別ごとに記載するとともに、その日及びその月の合計額をその限月ごと、自己又は受託の別ごと及び売買の別ごとに記載すること。 4．権利行使高及び被権利行使高については、自己又は委託者の別ごと、限月ごと、権利行使価格ごと、プット又はコールの別ごと、売買の別ごと及び新規又は転売若しくは買戻しの別ごとに記載することとし、その日及びその月の合計額をその限月ごと、自己又は受託の別ごと及びプット又はコールの別ごとに記載すること。 5．約定価格等、帳入値段又は帳入指数並びに約定差金及び権利行使約定差金については、自己又は委託者の別ごと及び限月ごとに記載するとともに、その日及びその月の合計額を自己又は受託の別ごと及び限月ごとに記載すること。 6．対価の額及び総取引金額については、限月ごと、権利行使価格ごと及びプット又はコールの別ごとに記載するとともに、総取引金額については、その日及びその月の合計額をその限月ごと、自己又は受託の別ごと及び売買の別ごとに記載すること。

帳簿の種類	記載事項	記載上の注意
委託者別 先物取引 勘定元帳	1　委託者名 2　帳簿の作成日 3　商品取引所名 4　上場商品又は上場商品指数の種類 5　限月（オプション取引にあっては、限月、権利行使価格、プット又はコールの別） 6　成立年月日 7　単一の対価の額又は約定価格等による競売買の方法による取引については場節、個別に形成される対価の額又は約定価格等による競売買の方法による取引については時間 8　数量 9　対価の額又は約定価格等 10　売買差損益金又は総取引金額 11　委託手数料 12　消費税額 13　差引損益金又は差引受払金 14　損益の清算又は受払いの状況	1. 法第二条第十六項第二号又は第四号に掲げる商品市場における取引等の受託を行うものにあっては、その委託を受ける商品取引員の商号を記載すること。 2. 現物先物取引、現金決済先物取引及び指数先物取引とオプション取引は、区別して記載すること。 3. 成立年月日、場節又は時間、数量及び対価の額又は約定価格等については、売買の別、受渡しの別又は権利行使、被権利行使若しくは権利消滅の別ごとに記載すること。 4. 権利行使又は被権利行使により現物先物取引の売買が成立した場合は、その旨及び新規又は転売若しくは買戻しの別を記載すること。 5. 損益の清算又は受払いの状況については、その年月日、摘要、損益及び差引残高を記載すること。 6. 商品市場における会員等の自己の計算による取引についても記載すること。
証拠金等出納帳	1　帳簿の作成日 2　委託者名 3　証拠金等の別 4　有価証券又は倉荷証券 5　現金 6　預託現在高	1. 証拠金等の別については、取引証拠金、委託証拠金、取次証拠金、清算取次証拠金、オプション料預り金又は商品取引受託業務に係る預り金の別を記載すること。 2. 有価証券又は倉荷証券については、その内訳として、その種類又は銘柄名、数量又は額面、単価、預託額、返戻額及び差引預託額を記載し、現金については、その内訳として、預託額、返戻額及び差引預託額を記載すること。 3. 有価証券又は倉荷証券及び現金のそれぞれの内訳並びに預託現在高については、充用価格に基づく評価額及び時価に基づく評価額を記載すること。
委託者別 証拠金等 現在高帳	1　委託者名 2　帳簿の作成日 3　証拠金等が預託された年月日 4　摘要 5　証拠金等の別 6　有価証券又は倉荷証券 7　現金 8　預託現在高	1. 証拠金等の別については、取引証拠金、委託証拠金、取次証拠金、清算取次証拠金、オプション料預り金又は商品取引受託業務に係る預り金の別を記載すること。 2. 有価証券又は倉荷証券については、その内訳として、その種類又は銘柄名、数量又は額面、単価、預託額及び返戻額を、現金については、その内訳として、預託額及び返戻額を、預託現在高については、その内訳として、有価証券又は倉荷証券及び現金ごとの額並びにそれらの合計額を記載すること。 3. 有価証券又は倉荷証券、現金及び預託現在高のそれぞれの内訳については、充用価格に基づく評価額及び時価に基づく評価額を記載すること。
預り有価証券 差入明細帳	1　差入先及び差入目的 2　帳簿の作成日 3　差入又は返戻年月日 4　委託者名 5　有価証券銘柄名 6　数量又は額面 7　単価 8　差入額 9　返戻額 10　現在高	1. 差入先別に別葉とすること。 2. 同一差入先に別目的で差し入れている場合は別葉とすること。 3. 単価、差入額、返戻額及び現在高については、充用価格に基づく評価額及び時価に基づく評価額を記載すること。

帳簿の種類	記載事項	記載上の注意
委託者 総合管理表	1　帳簿の作成日 2　委託者名 3　商品取引所名 4　上場商品又は上場商品指数の種類 5　限月（オプション取引にあっては、限月、権利行使価格及びプット又はコールの別。） 6　約定年月日 7　単一の対価の額又は約定価格等による競売買の方法による取引については場節、個別に形成される対価の額又は約定価格等による競売買の方法による取引については時間 8　建玉残高 9　対価の額又は約定価格等 10　帳入値段又は帳入指数 11　値洗損益金通算額 12　無担保値洗損金通算額 13　差換の有無又は預託猶予の別 14　預り証拠金額 15　委託者未払金又は委託者未収金 16　無担保委託者未収金 17　取引本証拠金基準額 18　取引証拠金預託必要額 19　預り証拠金余剰額又は不足請求額 20　取引本証拠金維持額 21　値洗充当可能額 22　商品取引所又は商品取引清算機関に対する預託申告額	1. 建玉残高については、売買の別ごとに記載すること。 2. 預託猶予（法第百三条第八項（法第百七十九条第七項において準用する場合を含む。）の規定により取引証拠金の全部又は一部についてその預託の猶予を受けることをいう。以下同じ。）の別については、委託者が法第百三条第三項の取次者、法第百七十九条第三項の取次者又は同条第四項の清算取次者である場合に限って記載すること。 3. 預り証拠金額については、現金及び有価証券又は倉荷証券並びにそれらの合計額を記載し、それぞれについて充用価格に基づく評価額及び時価に基づく評価額を記載すること。 4. 取引証拠金預託必要額については、本証拠金、定時増証拠金、臨時増証拠金、受渡証拠金、プレミアム証拠金及び追証拠金ごとに記載するとともに、それらの合計額を記載すること。 5. 記載事項（帳簿の作成日、委託者名、商品取引所名、上場商品又は上場商品指数の種類、限月、約定年月日及び場節又は時間を除く。）については、個々の建玉、委託者（一人ずつ及び差換の有無又は預託猶予の別ごと）及び全ての委託者ごとにその額を記載すること。ただし、無担保値洗損金通算額、預り証拠金額、委託者未払金又は委託者未収金、無担保委託者未収金、取引証拠金預託必要額の合計額及びその内訳中追証拠金、預り証拠金余剰額又は不足請求額、取引本証拠金維持額、値洗充当可能額並びに商品取引所又は商品取引清算機関に対する預託申告額については、個々の建玉ごとにその額を記載することを要しない。
委託者別 資産管理 ・保全台帳	1　日付 2　委託者名 3　証拠金等の別 4　証拠金合計額 5　オプション料預り金及び商品取引受託業務に係る預り金 6　受渡しに係る負債 7　値洗損益金通算額 8　商品取引所又は商品取引清算機関に対する未払委託者差金又は未収委託者差金 9　委託者未払金又は委託者未収金 10　委託者仮払金 11　委託者に係る負債から委託者に係る資産（商品取引所又は商品取引清算機関等に預託された証拠金の額を除く。）を控除した額 12　商品取引所又は商品取引清算機関等に預託された証拠金の額 13　保全対象財産	1. 証拠金等の別については、取引証拠金、委託証拠金、取次証拠金若しくは清算取次証拠金又は預託猶予の別を記載すること。ただし、預託猶予については、委託者が法第百三条第三項の取次者、法第百七十九条第三項の取次者又は同条第四項の清算取次者である場合に限って記載すること。 2. 値洗損益金通算額及び委託者未払金又は委託者未収金については、無担保部分の内訳を記載すること。 3. 商品取引所又は商品取引清算機関等に預託された証拠金の額については、その内訳として、差換をしていない場合にあっては現金の額、有価証券又は倉荷証券の額、立替額及び委託者が返還請求権を有する額を、差換をした場合にあっては差し換えて預託した額、立替額及び委託者が返還請求権を有する額を記載すること。 4. 値洗損益金通算額及び商品取引所又は商品取引清算機関に対する未払委託者差金又は未収委託者差金については、時価に基づく評価額のみ記載するものとし、それ以外の記載事項（値洗損益金通算額のうち無担保部分を含み、商品取引所又は商品取引清算機関等に預託された証拠金の額のうち立替額を除く。）については、充用価格に基づく評価額及び時価に基づく評価額を記載すること。 5. 全ての記載事項について、委託者ごとの合計額、証拠金等の別ごとの全ての委託者分の合計額及び全ての委託者分の合計額を記載すること。ただし、商品取引所又は商品取引清算機関等に預託された証拠金の額の合計額については、差換をした場合に限って、証拠金の別ごとに、その内訳として、現金、有価証券又は倉荷証券及び預託猶予の額を記載すること。

〔資料5－(3)－④〕

【証拠金等出納帳】

（　年　月　日）

委託者名	証拠金等の別	有価証券又は倉荷証券						現金			預託合計額
		種類又は銘柄名	数量又は額面	単価	預託額	返戻額	差引預託額	預託額	返戻額	差引預託額	
				充価時価	充価時価	充価時価	充価時価	充価時価	充価時価	充価時価	充価時価
A	取引証拠金										
B	取引証拠金										
C	委託証拠金										
D	委託証拠金										
E	委託証拠金										
F	委託証拠金										
G	委託証拠金										
H	委託証拠金										
I	取引証拠金										
J	委託証拠金										
K	委託証拠金										
L	委託証拠金										
M	取引証拠金										
N	委託証拠金										
				日計							
				残高							
A	オプション料預り金										
E	商品取引受託業務預り金										
F	オプション料預り金										
G	オプション料預り金										
K	商品取引受託業務預り金										
L	オプション料預り金										
N	商品取引受託業務預り金										
				日計							
				残高							

17先物振興発第18号

平成17年3月8日

会　員　各　位

日本商品先物振興協会

会　長　二　家　勝　明

法定帳簿の様式について

標記のことにつきまして、下記の帳簿について、プリンターの制約から商品取引所法施行規則別表第五に規定された記載事項を一列に表示することが困難な場合は、別紙の様式により作成することとして差し支えないとの主務省よりの回答がありましたので、取り急ぎＦＡＸ及び郵送にてご通知申し上げます。

記

1．証拠金等出納帳

証拠金（取引証拠金、委託証拠金、取次証拠金及び清算取次証拠金）と預り金（オプション料預り金及び商品取引受託業務に係る預り金）とに区分し、それぞれについて日計及び残高を記載すること。

2．委託者別証拠金等現在高帳

証拠金（取引証拠金、委託証拠金、取次証拠金及び清算取次証拠金）と預り金（オプション料預り金及び商品取引受託業務に係る預り金）とに区分して記載すること。

3．委託者総合管理表

以　上

【委託者別証拠金等現在高帳】

委託者名　　　　　　　　　　　　平成16年 6月 30日

年月日	摘要	証拠金等の別	有価証券又は倉荷証券の内訳 種類又は銘柄名	数量又は額面	単価 充価/時価	預託額 充価/時価	返戻額 充価/時価	現金 預託額 充価/時価	返戻額 充価/時価	預託現在高 有価証券又は倉荷証券 充価/時価	現金 充価/時価	合計 充価/時価
2004.01.01	繰越預け入れ	取引証拠金						100000				100000
2004.02.25		取引証拠金						200000				300000
2004.03.25		取引証拠金							50000			350000
2004.04.25		取引証拠金						300000				650000
2004.05.25		取引証拠金							100000			550000
2004.06.25		取引証拠金						100000				650000
2004.06.30		取引証拠金						150000				800000

6月30日の残高

【委託者別証拠金等現在高帳】

委託者名　　　　　　　　　　　　平成16年 6月 30日

年月日	摘要	証拠金等の別	有価証券又は倉荷証券の内訳 種類又は銘柄名	数量又は額面	単価 充価/時価	預託額 充価/時価	返戻額 充価/時価	現金 預託額 充価/時価	返戻額 充価/時価	預託現在高 有価証券又は倉荷証券 充価/時価	現金 充価/時価	合計 充価/時価
2004.01.01	繰越預け入れ	預り金										
2004.01.25		預り金										
2004.02.25		OP預り金										
2004.05.26		預り金										

6月30日の残高

【委託者総合管理表】

委託者名 商品取引所名 上場商品又は上場商品指数の種類	限月	約定年月日	場節又は時間	建玉残高 売	買	対価の額又は約定価格等	帳入値段又は帳入指数	値洗損益金通算額	無担保値洗損金通算額	取引本証拠金基準額	取引証拠金預託必要額 本証拠金	定時増証拠金(上段) 臨時増証拠金(下段)	受渡証拠金(上段) プレミアム証拠金(下段)	追証拠金	合計
委託者名		差換の有無又は預託猶予の別	預り証拠金額 現金 充価/時価	有価証券及び倉荷証券 充価/時価	合計 充価/時価	委託者未払金(上段) 委託者未収金(下段)	無担保委託者未収金	預り証拠金余剰額(上段) 不足請求額(下段)	取引本証拠金維持額	値洗充当可能額	清算機関預託申告額				
東京ガソリン	0507	041228	9:39	3		33,680	44,140	-3,138,000		405,000	405,000	 202,500			607,500
東京ガソリン	0507	050228	12:54	1		43,640	44,140	-50,000		135,000	135,000	 67,500			202,500
東京ガソリン	0507	050228	15:54	1		43,640	44,140	-50,000		135,000	135,000	 67,500			202,500
東京ガソリン	0509	050228	9:10		3	42,800	42,500	-90,000		405,000	405,000	 202,500			607,500
	計			5	3			-3,328,000		1,080,000	1,080,000	540,000	0	3,228,000	4,848,000
委託者A		直接	16,224,050 16,224,050	385,000 557,000	16,609,050 16,781,050	0 0		11,761,050	540,000	12,741,050	13,281,050				
	計														
委託者B		差換	1,020,000 1,020,000		1,020,000 1,020,000	0 0		1,020,000			1,020,000				
金	0512	050217	13:32	83		1,438	1,464	-2,158,000		60,000	60,000				60,000
	計			83				-2,158,000		4,980,000	4,980,000				4,980,000
委託者C		直接	12,000,000 12,000,000		12,000,000 12,000,000	0 0		7,020,000	2,490,000	7,352,000	9,842,000				
直接預託計		建玉								6,060,000	6,060,000	540,000	0	3,228,000	9,828,000
		証拠金	28,224,050 28,224,050	385,000 557,000	28,609,050 28,781,050	0 0		18,781,050	3,030,000	20,093,050	23,123,050				
差換預託計		建玉													
		証拠金	1,020,000 1,020,000		1,020,000 1,020,000	0 0		1,020,000			1,020,000				
総合計		建玉								6,060,000	6,060,000	540,000	0	3,240,000	9,840,000
		証拠金	29,244,050 29,244,050	385,000 557,000	29,629,050 29,801,050	0 0		19,801,050	3,030,000	20,093,050	24,143,050				

平成17年3月17日

会　員　各　位

日本商品先物振興協会

法定帳簿に関するＱ＆Ａ（追加）の送付について

標記のことにつきまして、会員各位から寄せられたご質問について、回答が示されましたので、下記の「Ｑ＆Ａ」を取り急ぎＦＡＸにてご送付申し上げます。

記

「法定帳簿に関するＱ＆Ａ（追加）」

以　上

（追記）上記「Ｑ＆Ａ」は、当協会のホームページの「協会会員用ページ」からご覧になることもできます。

2005.3.17

法定帳簿に関するＱ＆Ａ（追加）

Ｑ.（平成17年２月28日付け「新取引証拠金Ｑ＆Ａ第２集」のＱ１に関連して）直接預託の委託者から預託された証拠金の一部を差替預託とする場合、委託者総合管理表、委託者別資産管理・保全台帳において、当該委託者の預り証拠金は、「取引証拠金」、「委託証拠金」、「合計」の３行に区分し、合計の行だけに値洗損益金通算額、委託者未収金、証拠金必要額等を表示することが必要と考えられますが、それでよいのでしょうか。

また、そのようにした場合、「直接預託計」（取引証拠金合計）、「差替預託計」（委託証拠金合計）の欄では、値洗損益金通算額、委託者未収金、証拠金必要額等はどのように表示すればよいのでしょうか。

Ａ．ご質問は、直接預託の委託者から有価証券の差し入れを遠隔地で受けた場合であって、物理的に翌営業日に清算機構へ預託できないため４営業日を限度として、差換預託として当該有価証券相当額（時価以上、充価以上）を取引証拠金として清算機構に預託する場合を指しているものと承知しています。

① 委託者総合管理表

ご指摘のとおり、証拠金の申告区分の関係から、直接預託と差換預託に分けることが必要ですが、区分毎に清算機関への預託申告額を算出するため、預り証拠金額に加え、値洗損益金通算額、預託申告額についても直接預託、差換預託の区分毎について記載してください。

値洗損益金（通算額）が益計算の場合にあっては、当該委託者は取引証拠金を直接預託したことを踏まえると、当該益金部分は直接預託の取引証拠金として計上すべきであり、全額直接預託区分に計上してください。（差換預託区分に計上すべき積極的な理由はありません。）

値洗損益金（通算額）が損計算の場合にあっては、直接預託の場合は値洗充当可能額及び余剰証拠金から減算できるのは現金で預託を受けた部分だけですので、当該損金部分は、まず直接預託区分の現金部分から減算し、減じきれない額を差換預託区分から減算してください。

上記の方法により直接預託及び差換預託の区分毎に値洗損益金通算額を算出し、区分

毎の値洗充当可能額及び預託申告額を算出してください。

（差換預託による取引証拠金を現金で預託したとしても、それは一時的なものであり、４営業日以内に有価証券が預託されます。したがって、差換預託分から値洗損益金通算額の減算を行うと直接預託に変更した場合、当該減算額は立替金扱いとなりますのでご注意ください。）

② 委託者別資産管理・保全台帳

委託者別資産管理・保全台帳は、保全対象財産を算出するために作成する法定帳簿ですので、本来は委託者毎に記載すれば足りますが、証拠金の別毎に集計する必要があることから、委託者総合管理表と同様に「取引証拠金」、「委託証拠金」及び「合計」の３行に区分し、証拠金の別毎及び「合計」欄に各項目を記載してください。

以　上

17先物振興発第22号

平成17年3月22日

会　員　各　位

日本商品先物振興協会

会　長　　二　家　勝　明

法定帳簿に関するＱ＆Ａ（第３集）の送付について

標記の件につきまして、会員各位から寄せられたご質問について、主務省、商品取引所及び商品取引清算機構から回答が示されましたので、下記の「Ｑ＆Ａ」をＦＡＸ及び郵送にてご送付申し上げます。

記

「法定帳簿に関するＱ＆Ａ（第３集）」

以　上

（追記）上記「Ｑ＆Ａ」は、当協会のホームページの「協会会員用ページ」からご覧になることもできます。

法定帳簿に関するＱ＆Ａ（第３集）

〔法定帳簿全般〕

Ｑ１．別表第三及び第五に示された「記載事項」は、該当する事項がない（生じない）場合は、項目を省略してもよいのですか。

Ａ．　該当する事項が生じない場合は当該項目を省略した帳簿を作成することも可能です。ただし、記載事項を省略する際には慎重に検討していただくことが望まれます。

〔先物取引建玉計算帳〕

Ｑ２．現在は「帳入差金」だけを記載することとされていますが、改正後は「帳入差金」だけでなく「約定差金」及び「権利行使約定差金」を含めた合計額を記載することとなるのですか。

Ａ．　現行と同様に前日の未決済建玉残高に前日の帳入値段と本日の帳入値段との差額を乗じた「帳入差金」を記載してください。「帳入差金」欄に「約定差金」及び「権利行使約定差金」を含める必要はありません。

〔先物取引受渡計算帳〕

Ｑ３．記載事項に「受渡の日時」とありますが、受渡しの時間までは把握できません。受渡日だけを記載すればよいでしょうか。

Ａ．　把握できない場合は受渡日を記載してください。

Ｑ４．格付差金の「摘要」欄及び「諸勘定」には何を記載するのですか。

Ａ．　摘要には、運賃格差、銘柄格差等の格差の理由を記載し、諸勘定には、保管料等受渡しに伴い必要となるその他の経費を記載してください。

Ｑ５．受渡高の合計を記載する必要はありますか。

Ａ．　合計を記載する必要はありません。また会員等が自主的に合計欄を設けることは何ら問題ありません。

〔注文伝票〕

Q６．平成 17 年１月 26 日付け「法定帳簿に関するＱ＆Ａ」のＱ４の回答において、委託者から仕切対象玉の指定がない場合には、準則の規定により取引の成立の古い順で対象となった建玉を記載することとされていますが、仕切玉の指定がない場合には自動的に成立の古い順から仕切るシステムとなっている場合は、注文の執行を迅速に行うため、仕切玉指定欄への記載を省略してもよいでしょうか。

また、全建玉を仕切る場合や建玉が１枚しかない場合はどうでしょうか。

Ａ．　委託者から仕切玉の指定がない場合には取引の成立の古い順から仕切ることとなりますが、システムに仕切り注文を入力するに当たり、仕切玉を入力しない場合は常に自動的に取引の成立の古い未決済建玉から仕切るようにシステム設計されている場合は、仕切玉指定欄への記載を省略することができます。

全建玉を仕切る場合及び建玉が１枚しかない場合も同様のシステム処理が行われる限り記載を省略することができます。

Q７．コンピューターへの直接入力により注文伝票を作成することとした場合、入力する時点で仕切玉指定の入力をしなければなりませんか。

Ａ．　仕切注文の場合は必ず仕切対象となる建玉があるはずです。それを特定しないで仕切注文を出すことは通常考えられません。コンピューターへの直接入力であるか否かと仕切玉指定の有無は無関係であるはずです。

Q８．成行注文について受託日時の直近の場節で執行する場合は、「取引を行う日及び場節」の記載を省略することはできますか。

Ａ．　成行注文とは、対価の額又は約定価格等を特に定めずに行う売買注文を言いますが、取引をする日時については、顧客の指示を受けるべき事項として省令第 101 条第７号に規定されており、成行の場合であっても指示を受けなければなりません。従って板寄せ方式の場合は、どの場節で成行注文をするのかにつき、委託者から指示を受ける必要があり、「取引を行う日及び場節」の記載を省略することはできません。

Q９．現在使用している注文伝票を有効活用するため、受渡しの注文を受けたときは、その旨を表示するゴム印を押すことにより起票しても差し支えないでしょうか。

Ａ．　受渡の指示を受けた旨が注文伝票に記載されていることが肝要であり、ゴム印による記載であっても特に問題はありません。

Q10．注文伝票一覧、成立伝票一覧、不成立伝票一覧を別葉にして保存してよいでしょうか。

Ａ．　コンピューターへの直接入力の場合は一覧表形式による注文伝票の作成が認められており、上記ご質問は一覧表形式による注文伝票の保存に関するご質問であると思います。省令においては一覧表の形式について特に言及していませんが、ご質問のようにすべての注文伝票を一覧表としたもの、そのうち成立したものだけを一覧表としたもの及び不成立のものだけを一覧表としたものと３通りの一覧表を作成することに問題はありません。

〔先物取引計算帳〕

Q11．「取引高」と「権利行使又は被権利行使による取引高」を横並びに表示するのではなく、１つの欄とし、それぞれを区別する印を付けて記載することとしてもよいでしょうか。または、２段書きにしてもよいでしょうか。

Ａ．　雛形においてはわかりやすさを意識して横並びで表示しましたが、「取引高」と「権利行使又は被権利行使による取引高」が明確に区別されていれば、印を付ける方法及び２段書きによる方法を採用しても構いません。

Q12．現在、先物取引日記帳に「委託手数料」欄を設けていますが、それに代わる帳簿とすることから、先物取引計算帳に「委託手数料」欄を設けてもよいでしょうか。

Ａ．　記載事項は当該法定帳簿に記載すべき必要最小限の事項を規定したものであり、商品取引員が独自に必要な項目を追加することは何ら問題ありません。

〔委託者別先物取引勘定元帳〕

Q13．委託手数料は総額表示にしているので税込金額を記載することとし、「消費税」欄を「うち消費税」と表示してもよいでしょうか。

Ａ．　特に問題はありません。

Q14. 新規建玉時に新規建玉分の手数料を委託者から徴収することとした場合は、どのように表示するのでしょうか。また、清算状況欄にはどのように記載すればよいのでしょうか。

A.　新規建玉時に委託手数料を徴収する場合は、委託手数料は差引損益の構成要素ではないため、清算状況欄に記載する必要はありません。この場合、委託手数料のみを預り証拠金から控除することになりますので、委託者別先物取引勘定元帳には記載せず、証拠金等出納帳及び委託者別証拠金等現在高帳において委託手数料の額を預り証拠金の返戻として計上することになります。なお、決済時に仕切分の委託手数料を徴収する場合は、売買損益から仕切分の委託手数料を減算した差引損益が委託者別先物取引勘定元帳の清算状況欄に記載されることになります。

Q15. 建玉に対応しない委託手数料（月○○円など）を設定した場合、委託者別先物取引勘定元帳に記載しなくてもよいでしょうか。

A.　委託手数料が差引損益の構成要素ではない場合は、委託者別先物取引勘定元帳の清算状況欄に記載する必要はありません。月極で定額を徴収する場合は、委託手数料は預り証拠金から控除されるため、証拠金等出納帳及び委託者別証拠金等現在高帳において委託手数料の額を預り証拠金の返戻として計上することになります。なお、月極委託手数料は取引高と関連なく徴収されることから、売買報告書等には当該手数料を徴収した旨が記載されないため、別途、委託手数料引落通知書（仮称）等で当該手数料を徴収した旨を委託者に連絡することが望まれます。

Q16. 「損益の清算・受払状況」欄は別葉にしてもよいのですか。（現在、事務ガイドライン別表２において、別帳とすることができることとなっています。）

A.　現行法においても認められていることから別葉にしても構いません。

Q17. 自己玉については、今までどおりに「先物取引勘定元帳」を作成することとし、委託者別先物取引勘定元帳には記載しなくてもよいでしょうか。

A.　改正法において、商品取引員は、自己の計算による取引についても「委託者別先物取引勘定元帳」に記載することとし、「先物取引勘定元帳」を作成しないことができることとしたのは、機能において重複する法定帳簿のどちらかを作成しないこととできることにより、同様の機能を持つ法定帳簿を２種類作成する必要がないこととしたためです。従って、現行において自己の計算による取引については「先物取引勘定元帳」を作成し、委託者の取引については「委託者別先物取引勘定元帳」を作成するシステムを組んでいる等の事情があれば、自己の計算による取引について「委託者別先物取引勘定元帳」を作成しなくても問題はありません。

〔証拠金等出納帳〕

Q18. 表の左端に「日付」欄を設け、１日の入出金の最後の行に「日計」及び「残高」を記載し、連続して次の行から翌日分を記載することとしてもよいでしょうか。（現在、そのように作成しているため。）

A.　記載事項が網羅され、１日ごとの入出金の合計及びその日の残高が記載されていれば、次の行から翌日分を記載しても構いません。

Q19. 充用有価証券の評価替について、全銘柄の合計額で記載してもよいでしょうか。

A.　銘柄ごとに評価額の増減を記載した一覧表を補助簿として作成している場合には、充用有価証券の評価替について、出納帳に全銘柄の合計額で記載することができます。

〔委託者総合管理表〕

Q20. オプション取引については売り方だけを記載すればよいのでしょうか。その場合、買い方の値洗益を追証計算に含めることとしたときは、買い方の取引内容について記載する必要があるのでしょうか。

A.　委託者総合管理表は、預り証拠金額が取引証拠金預託必要額を充足しているか及び清算機関に預託すべき取引証拠金の額はいくらかを管理するための帳簿ですので、取引証拠金を預託する必要のないオプションの買い建玉については記載する必要はありません。ただし、受託契約準則に基づいて、オプションの買い建玉の計算上の益金額を取引追証拠金の額を算定する際の値洗損益金通算額に含めることとしたときは、その取引内容についても記載が必要です。

Q21. オプション料預り金、商品取引受託業務に係る預り金については記載する必要はありませんか。

A.　委託者総合管理表は、預り証拠金額が取引証拠金預託必要額を充足しているか及び清算機関に預託すべき取引証拠金の額はいくらかを管理するための帳簿ですので「オプション料預り金」及び「商品取引受託業務に係る預り金」については記載する必要はありません。

〔委託者別資産管理・保全台帳〕

Q22. 平成17年1月26日付け「法定帳簿に関するQ＆A」のQ14の回答では、渡方の委託者から差し入れられた倉荷証券の額は「受渡しに係る負債」に記載するとされておりますが、取引証拠金として倉荷証券が差し入れられたときは「証拠金合計額」に記載するのでしょうか。

　その場合、受渡しまでの間に「受渡しに係る負債」への振替が必要でしょうか。振り替えるとすれば、いつの時点で行うのでしょうか。

A.　取引証拠金として差し入れられた倉荷証券はあくまでも取引証拠金として清算機関に預託することになります。それを受渡しに使う場合は「受渡しに係る負債」への振替が必要です。渡し方が倉荷証券を取引所に預託する期限は、取引所及び上場商品によって異なりますが、当該期限に合わせ、清算機関から倉荷証券の返戻を受ける必要があります。

Q23. 充用有価証券を時価評価したときの預り証拠金額が値洗損益金、委託者未収金以上であれば、「うち無担保額」欄は0と記載してよいのでしょうか。

A.　委託者別資産管理・保全台帳上、値洗損益金通算額のうち無担保部分及び委託者未収金のうち無担保部分について、充用価格に基づく評価額及び時価に基づく評価額を記載することとなっていますが、時価に基づき評価したときに預り証拠金の額が値洗損金及び委託者未収金を超える場合は「うち無担保額」の時価に基づく評価額欄に「0」と記載することとなります。

以　上

16先物振興発第92号
平成16年10月6日

会員代表者各位

日本商品先物振興協会
会長　二家勝明

純資産額規制比率の試算のお願いについて

商品取引所法の改正に伴って新たに導入される「純資産額規制比率」を算定する際の分母となる「リスク対応額」について、先般、主務省より別紙1「純資産額規制比率の分母の取扱いについて（案）」のとおり修正案が示されました。

つきましては、今後、主務省との協議を進めるにあたって、純資産額規制比率に係る実情を踏まえて取り組んでいくこととするため、まことにお手数ながら別紙2「純資産額規制比率の試算方法」により、各社において同規制比率を試算し、<u>１０月２０日（水）までにＦＡＸ(０３－３６６４－５７３３)にて</u>ご回答いただきますようお願い申し上げます。

（本修正案の「リスク対応額」は、本年6月30日に開催した「純資産額に係る説明会」において主務省から示された考え方（自己取引・委託取引に必要な取引証拠金額の50%）から修正されております。）

［資料５－(4)－①］

【別紙１】

純資産額規制比率の分母の取扱いについて（案）

平成１６年９月３日

１．　純資産額規制比率の算定方法（改正商品取引所法第２１１条第１項）

「純資産額規制比率」＝（純資産保有額）÷（省令で定めるリスク対応額）

２．　省令で定めるリスク対応額

（１）基本的な考え方

商品先物取引に係るリスクの算定については、先進国間の金融当局間での規制の統一化を目的に合意された国際決済銀行（ＢＩＳ）規制、この規制を踏まえた『証券会社の自己資本規制に関する内閣府令』等の既存のルールを参考にしながら、商品先物取引の実態等を勘案し、商品取引員の純資産額規制比率の分母に当たる商品取引員のリスク対応額を定めるものとする。

ア）　自己玉に係るリスク

商品取引員が本来負担するリスクであり、そのリスクは市場リスク（保有する建玉の価格変動等の理由により発生しうる危険に相当する額）の性格を有する。

売買残高の合計部分（グロス）と売買の差引残高部分（ネット）とでは、市場リスクが異なる（後者の市場リスクの方が大きい）。

＜リスク計算式：グロスの建玉の残高に係るリスク＞

（グロスの建玉残高）×（帳入値段）×（取引単位）÷（呼値）×３％

＜リスク計算式：ネットの建玉の残高に係るリスク＞

（ネットの建玉残高）×（帳入値段）×（取引単位）÷（呼値）×１５％

イ）　委託玉に係るリスク

取引の相手方である委託者がその義務を履行しない場合に、商品取引員が負担するリスクであり、そのリスクは取引先リスクの性格を有する。

取引先リスクは、委託玉において発生する可能性のある損失（ある営業日において現に発生している損失と、その営業日の翌日以降に発生する可能性のある損失に区分）及び委託者がその義務を履行しない可能性（委託者の信用リスクに応じた係数を設ける）の双方を勘案して、委託者毎に算出される。

<リスク計算式>

〔（ネットの値洗損）＋（加重平均した潜在的価格変動リスク）－（証拠金必要額又は預り証拠金額のどちらか小さい額）〕×（委託者の信用リスクに応じた係数）

<加重平均した潜在的価格変動リスク>

加重平均した潜在的価格変動リスク＝0.4×当該委託者が保有する全建玉の約定代金×0.1+0.6×ネット値洗損（益の場合は0）÷グロス値洗損（値洗損だけを集計したもの）×当該委託者が保有する全建玉の約定代金×0.1

<委託者の信用リスクに応じた係数>

① 一般委託者（個人及び②から④までを除く法人）：２５％
② 指定格付けを付与された金融機関等：１．２％
③ 指定格付けを付与されていない金融機関等：５％
④ 指定格付けを付与された法人等（金融機関等を除く）：６％

（２）その他

オプション取引についても、上記（１）の考え方とオプション取引の特性を踏まえて、リスク対応額を定める。

【別紙２】純資産額規制比率の試算方法

同封のＦＤには、リスク計算のExcel シートが入っています。

シートは「委託玉リスク計算（計算例）」（別紙３）と「自己玉リスク計算（計算用シート）」（別紙４）に分かれています。

〔委託玉リスクの計算〕

1．全ての委託者について、委託者ごとに、平成16年8月31日（火）の帳入値段による各建玉の値洗差金及び約定代金を算出する。
2．別紙1に記載された「リスク計算式」のうち、「ネットの値洗損」は，当該委託者の値洗差損益金の合計額とする。ただし、合計額が益となるときは0とする。
3．「加重平均した潜在的価格変動リスク」については、
① 「当該委託者の全ての建玉の約定代金の10%」の４割と、
② 「当該委託者の全ての建玉の約定代金の10%」の６割に、「グロスの値洗損（当該委託者の値洗損だけの合計）に対するネットの値洗損の割合」を乗じた値

との合計額とする。
4．リスク計算において控除する証拠金は、委託本証拠金（取引員が基準額以上の額を定めているときは、その額）、委託追証拠金、委託定時増証拠金、委託臨時増証拠金を合算した証拠金必要額とする。ただし、預り委託証拠金額が証拠金必要額に不足しているときは、預り委託証拠金額を限度とする。
5．国際生糸（横浜）の約定代金を算出する際は、帳入値段に同日のＴＴＭ（ＴＴＢとＴＴＳの中間値。なお8月31日の東京三菱銀行発表の中間値は1ドル109.88円です。本調査ではこのレートを用いて下さい。）を乗じて円建てに換算する。
6．今回の試算では、「信用リスク係数」は、個人・法人を問わず25%で計算する。
7．オプション取引については、今回の試算の対象から除外する。

8.　委託者ごとに算出した委託玉リスクを合計して委託玉リスクの総額を算出する。

〔自己玉リスクの計算〕

1.　取引所別、上場商品構成物品別、及び限月別に算出する。

2.　同封ＦＤの Excel シートで計算する場合は、「自己玉計算シート」の「未決済建玉数（自己）の売り・買い」及び「帳入値段」のセル（水色のセル）に、平成 16 年 8 月 31 日のそれぞれの数値を入力する。

（「総建玉数」「ネット建玉数」「グロス建玉リスク」「ネット建玉リスク」「自己玉リスク」及び各合計欄のセルには算式が入力されておりますので、建玉数及び帳入値段を入力すれば自動的に計算されます。）

〔純資産額規制比率の算出〕

下記の算式により純資産額規制比率を計算する。

（算式）

平成 16 年 8 月末の純資産保有額（現行の評価方法による評価額ベース）

÷　（委託玉リスクの合計値　＋　自己玉リスクの合計値）　×　１００

上記により計算された「純資産額規制比率」を、別紙「回答書」により、１０月２０日（水）までにＦＡＸでお送り下さい。 〔回答書送信先〕　日本商品先物振興協会 ＦＡＸ　０３－３６６４－５７３３

〔問い合わせ先〕企画調査部門　　鈴木（淳）、日橋、谷口

ＴＥＬ　０３－３６６４－５７３１

純資産額規制比率　試算
回　答　書

（①～③は 3 桁区切りのカンマを付して下さい。）

①　平成 16 年 8 月末の純資産額（現行の評価方法による評価額ベース）

：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

②　委託玉リスクの合計値　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

③　自己玉リスクの合計値　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※　参考までに、自己玉リスクの内のグロス建玉リスクの値もご記入下さい。　（：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　）

④　純資産額規制比率　［　①　÷　（　②　＋　③　）　］　×100

（小数点第 2 位を四捨五入して第 1 位までの表記をお願いします。）

＝＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿％

会　社　名　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ご担当者名・部署：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

TEL＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

日本商品先物振興協会 ＦＡＸ：03-3664-5733 回答書提出期限：１０月２０日(水)

委託玉リスク計算(計算例)

(別紙3)
(単位:円)

番号	委託者名	銘柄	限月		成立日	場節時間	建玉 売	建玉 買	①建玉	成立値段	値洗差金	②値洗損	③本日帳入値段	④倍率	約定代金 ①×③×④	⑤本証拠金	⑥追証・定増・臨増	証拠金必要額	預り証拠金額	控除可能証拠金額	加重平均アドオン	信用リスク係数	委託玉リスク	リスク額の証拠金に対する割合
1	個人委託者A	東工 ガソリン	3	11	03.06.03	9:08	2		2	25950	88000	0	25510	100	5,102,000	210,000								
2		東工 ガソリン	3	11	03.06.06	9:17	2		2	25400	−22000	22000	25510	100	5,102,000	210,000								
3		東穀 アラビカ	3	7	02.09.19	2−3		2	2	10080	−37000	37000	9710	50	971,000	90,000								
4		東穀 粗糖	4	3	03.05.08	2−3		2	2	19470	−67000	67000	18800	50	1,880,000	120,000								
5		東穀 粗糖	4	7	03.06.06	2−3		2	2	18820	0	0	18820	50	1,882,000	120,000								
		委託者計					4	6			−38000	126000			14,937,000	750,000	0	750,000	780,000	750,000	867,769	0.25	38,942	5.19%
6	個人委託者B	中部 ガソリン	3	12	03.06.20	1−3		1	1	25060	600	0	25090	20	501,800	21,000								
7		大阪 ゴム指数	3	2	03.06.20	2−2		12	12	127.05	−540000	540000	124.8	20000	29,952,000	1,080,000								
8		東工 銀	4	4	03.06.16	15:00		1	1	175.8	−11400	11400	173.9	6000	1,043,400	54,000								
9		東穀 小豆	3	8	03.03.19	1−1		2	2	9240	−96000	96000	8640	80	1,382,400	84,000								
		委託者計					0	16			−646800	647400			32,879,600	1,239,000	619,500	1,858,500	2,000,000	1,858,500	3,286,132	0.25	518,608	41.86%
10	個人委託者C	東工 白金	3	10	03.05.20	9:10	16		16	2697	−1232000	1232000	2851	500	22,808,000	960,000								
11		東工 白金	3	12	03.06.08	9:13	12		12	2732	−636000	636000	2838	500	17,028,000	720,000								
12		東工 白金	3	12	03.06.13	14:31		18	18	2821	153000	0	2838	500	25,542,000	1,080,000								
		委託者計					28	36			−1715000	1868000			65,378,000	2,760,000	1,380,000	4,140,000	3,500,000	3,500,000	6,216,510	0.25	1,107,877	40.14%
13	個人委託者D	東工 金	4	2	03.04.04	12:40		1	1	1244	125000	0	1369	1000	1,369,000	60,000								
14		東穀 アラビア	4	1	03.05.26	2−1		2	2	10290	53000	0	10820	50	1,082,000	90,000								
							0	3			178000	0			2,451,000	150,000	0	150,000	160,000	150,000	98,040	0.25	0	0.00%

＜注意事項＞
委託玉リスクは委託者ごとに算出する。
委託玉リスク＝〔(ネットの値洗損)＋(加重平均した潜在的価格変動リスク)−(証拠金必要額)〕×委託者の信用リスクに応じた係数
加重平均した潜在的価格変動リスク＝0.4×当該委託者が保有する全建玉の約定代金×0.1+0.6×ネット値洗損(益の場合は0)÷グロス値洗損(値洗損だけを集計したもの)×当該委託者が保有する全建玉の約定代金×0.1
約定代金の計算は、「建玉×本日の帳入値段×倍率」とする。
控除する証拠金は、本証拠金(取引員が基準額以上の額を定めているときは、その額)、追証拠金、定時増証拠金、臨時増証拠金を合算した証拠金必要額とする。ただし、預り証拠金額が証拠金必要額に不足するときは、預り証拠金額を限度とする。
国際生糸(横浜)の約定代金を算出する際には、USドル建てを円建てに換算するため、「建て玉×本日の帳入値段×倍率×本日のTTM」とする。
オプション建玉残高については、計算を省略する。

この事例は全く架空のものです。

自己玉リスク計算(計算用シート)

(別紙4)
(単位:円)

			未決済建玉数(自己)		総建玉数	ネット建玉数			グロス建玉	ネット建玉	自己玉	備考
取引所	商品名		売り	買い	売り+買い	買い−売り	帳入値段	倍率	リスク	リスク	リスク	
東工	金	10月限			0	0		1000	0	0	0	
	金	12月限			0	0		1000	0	0	0	
	金	2月限			0	0		1000	0	0	0	
	金	4月限			0	0		1000	0	0	0	
	金	6月限			0	0		1000	0	0	0	
	金	8月限			0	0		1000	0	0	0	
	銀	10月限			0	0		6000	0	0	0	
	銀	12月限			0	0		6000	0	0	0	
	銀	2月限			0	0		6000	0	0	0	
	銀	4月限			0	0		6000	0	0	0	
	銀	6月限			0	0		6000	0	0	0	
	銀	8月限			0	0		6000	0	0	0	
	白金	10月限			0	0		500	0	0	0	
	白金	12月限			0	0		500	0	0	0	
	白金	2月限			0	0		500	0	0	0	
	白金	4月限			0	0		500	0	0	0	
	白金	6月限			0	0		500	0	0	0	
	白金	8月限			0	0		500	0	0	0	
	パラジウム	10月限			0	0		500	0	0	0	
	パラジウム	12月限			0	0		500	0	0	0	
	パラジウム	2月限			0	0		500	0	0	0	
	パラジウム	4月限			0	0		500	0	0	0	
	パラジウム	6月限			0	0		500	0	0	0	
	パラジウム	8月限			0	0		500	0	0	0	
	アルミニウム	10月限			0	0		10000	0	0	0	
	アルミニウム	12月限			0	0		10000	0	0	0	
	アルミニウム	2月限			0	0		10000	0	0	0	
	アルミニウム	4月限			0	0		10000	0	0	0	
	アルミニウム	6月限			0	0		10000	0	0	0	
	アルミニウム	8月限			0	0		10000	0	0	0	
	ゴム	9月限			0	0		10000	0	0	0	
	ゴム	10月限			0	0		10000	0	0	0	
	ゴム	11月限			0	0		10000	0	0	0	
	ゴム	12月限			0	0		10000	0	0	0	
	ゴム	1月限			0	0		10000	0	0	0	
	ゴム	2月限			0	0		10000	0	0	0	
	ガソリン	10月限			0	0		100	0	0	0	
	ガソリン	11月限			0	0		100	0	0	0	
	ガソリン	12月限			0	0		100	0	0	0	
	ガソリン	1月限			0	0		100	0	0	0	
	ガソリン	2月限			0	0		100	0	0	0	
	ガソリン	3月限			0	0		100	0	0	0	
	灯油	10月限			0	0		100	0	0	0	
	灯油	11月限			0	0		100	0	0	0	
	灯油	12月限			0	0		100	0	0	0	
	灯油	1月限			0	0		100	0	0	0	
	灯油	2月限			0	0		100	0	0	0	
	灯油	3月限			0	0		100	0	0	0	
	軽油	10月限			0	0		100	0	0	0	
	軽油	11月限			0	0		100	0	0	0	
	軽油	12月限			0	0		100	0	0	0	
	軽油	1月限			0	0		100	0	0	0	
	軽油	2月限			0	0		100	0	0	0	
	軽油	3月限			0	0		100	0	0	0	
	原油	8月限			0	0		100	0	0	0	
	原油	9月限			0	0		100	0	0	0	
	原油	10月限			0	0		100	0	0	0	
	原油	11月限			0	0		100	0	0	0	
	原油	12月限			0	0		100	0	0	0	
	原油	1月限			0	0		100	0	0	0	
大阪	アルミニウム	9月限			0	0		5000	0	0	0	
	アルミニウム	11月限			0	0		5000	0	0	0	
	アルミニウム	1月限			0	0		5000	0	0	0	
	アルミニウム	3月限			0	0		5000	0	0	0	
	アルミニウム	5月限			0	0		5000	0	0	0	
	アルミニウム	7月限			0	0		5000	0	0	0	
	ニッケル	9月限			0	0		1000	0	0	0	
	ニッケル	11月限			0	0		1000	0	0	0	
	ニッケル	1月限			0	0		1000	0	0	0	
	ニッケル	3月限			0	0		1000	0	0	0	
	ニッケル	5月限			0	0		1000	0	0	0	
	ニッケル	7月限			0	0		1000	0	0	0	
	ゴム	9月限			0	0		5000	0	0	0	
	ゴム	10月限			0	0		5000	0	0	0	
	ゴム	11月限			0	0		5000	0	0	0	
	ゴム	12月限			0	0		5000	0	0	0	
	ゴム	1月限			0	0		5000	0	0	0	
	ゴム	2月限			0	0		5000	0	0	0	
	ゴム20	10月限			0	0		10000	0	0	0	
	ゴム20	11月限			0	0		10000	0	0	0	
	ゴム20	12月限			0	0		10000	0	0	0	
	ゴム20	1月限			0	0		10000	0	0	0	
	ゴム20	2月限			0	0		10000	0	0	0	
	ゴム20	3月限			0	0		10000	0	0	0	
	ゴム指数	9月限			0	0		20000	0	0	0	
	ゴム指数	10月限			0	0		20000	0	0	0	
	ゴム指数	11月限			0	0		20000	0	0	0	
	ゴム指数	12月限			0	0		20000	0	0	0	
	ゴム指数	1月限			0	0		20000	0	0	0	
	ゴム指数	2月限			0	0		20000	0	0	0	
中部	ガソリン	10月限			0	0		20	0	0	0	
	ガソリン	11月限			0	0		20	0	0	0	
	ガソリン	12月限			0	0		20	0	0	0	
	ガソリン	1月限			0	0		20	0	0	0	
	ガソリン	2月限			0	0		20	0	0	0	
	ガソリン	3月限			0	0		20	0	0	0	
	灯油	10月限			0	0		20	0	0	0	
	灯油	11月限			0	0		20	0	0	0	
	灯油	12月限			0	0		20	0	0	0	
	灯油	1月限			0	0		20	0	0	0	
	灯油	2月限			0	0		20	0	0	0	
	灯油	3月限			0	0		20	0	0	0	
	軽油	10月限			0	0		20	0	0	0	
	軽油	11月限			0	0		20	0	0	0	
	軽油	12月限			0	0		20	0	0	0	
	軽油	1月限			0	0		20	0	0	0	
	軽油	2月限			0	0		20	0	0	0	
	軽油	3月限			0	0		20	0	0	0	
	小豆	9月限			0	0		80	0	0	0	
	小豆	10月限			0	0		80	0	0	0	
	小豆	11月限			0	0		80	0	0	0	
	小豆	12月限			0	0		80	0	0	0	
	小豆	1月限			0	0		80	0	0	0	
	小豆	2月限			0	0		80	0	0	0	
	NON大豆	10月限			0	0		10	0	0	0	

自己玉リスク計算(計算用シート)

(別紙4)
(単位:円)

			未決済建玉数(自己)		総建玉数	ネット建玉数			グロス建玉	ネット建玉	自己玉	備考
取引所	商品名		売り	買い	売り＋買い	買い－売り	帳入値段	倍率	リスク	リスク	リスク	
東穀	NON大豆	12月限			0	0		10	0	0	0	
	NON大豆	2月限			0	0		10	0	0	0	
	NON大豆	4月限			0	0		10	0	0	0	
	NON大豆	6月限			0	0		10	0	0	0	
	NON大豆	8月限			0	0		10	0	0	0	
	一般大豆	10月限			0	0		50	0	0	0	
	一般大豆	12月限			0	0		50	0	0	0	
	一般大豆	2月限			0	0		50	0	0	0	
	一般大豆	4月限			0	0		50	0	0	0	
	一般大豆	6月限			0	0		50	0	0	0	
	一般大豆	8月限			0	0		50	0	0	0	
	大豆ミール	11月限			0	0		50	0	0	0	
	大豆ミール	1月限			0	0		50	0	0	0	
	大豆ミール	3月限			0	0		50	0	0	0	
	大豆ミール	5月限			0	0		50	0	0	0	
	大豆ミール	7月限			0	0		50	0	0	0	
	大豆ミール	9月限			0	0		50	0	0	0	
	とうもろこし	11月限			0	0		100	0	0	0	
	とうもろこし	1月限			0	0		100	0	0	0	
	とうもろこし	3月限			0	0		100	0	0	0	
	とうもろこし	5月限			0	0		100	0	0	0	
	とうもろこし	7月限			0	0		100	0	0	0	
	とうもろこし	9月限			0	0		100	0	0	0	
	ｱﾗﾋﾞｶｺｰﾋｰ	11月限			0	0		50	0	0	0	
	ｱﾗﾋﾞｶｺｰﾋｰ	1月限			0	0		50	0	0	0	
	ｱﾗﾋﾞｶｺｰﾋｰ	3月限			0	0		50	0	0	0	
	ｱﾗﾋﾞｶｺｰﾋｰ	5月限			0	0		50	0	0	0	
	ｱﾗﾋﾞｶｺｰﾋｰ	7月限			0	0		50	0	0	0	
	ｱﾗﾋﾞｶｺｰﾋｰ	9月限			0	0		50	0	0	0	
	ﾛﾌﾞｽﾀｺｰﾋｰ	11月限			0	0		50	0	0	0	
	ﾛﾌﾞｽﾀｺｰﾋｰ	1月限			0	0		50	0	0	0	
	ﾛﾌﾞｽﾀｺｰﾋｰ	3月限			0	0		50	0	0	0	
	ﾛﾌﾞｽﾀｺｰﾋｰ	5月限			0	0		50	0	0	0	
	ﾛﾌﾞｽﾀｺｰﾋｰ	7月限			0	0		50	0	0	0	
	ﾛﾌﾞｽﾀｺｰﾋｰ	9月限			0	0		50	0	0	0	
	粗糖	1月限			0	0		50	0	0	0	
	粗糖	3月限			0	0		50	0	0	0	
	粗糖	5月限			0	0		50	0	0	0	
	粗糖	7月限			0	0		50	0	0	0	
	粗糖	9月限			0	0		50	0	0	0	
	粗糖	11月限			0	0		50	0	0	0	
中部	小豆	9月限			0	0		40	0	0	0	
	小豆	10月限			0	0		40	0	0	0	
	小豆	11月限			0	0		40	0	0	0	
	小豆	12月限			0	0		40	0	0	0	
	小豆	1月限			0	0		40	0	0	0	
	小豆	2月限			0	0		40	0	0	0	
	NON大豆	9月限			0	0		15	0	0	0	
	NON大豆	11月限			0	0		15	0	0	0	
	NON大豆	1月限			0	0		15	0	0	0	
	NON大豆	3月限			0	0		15	0	0	0	
	NON大豆	5月限			0	0		15	0	0	0	
	NON大豆	7月限			0	0		15	0	0	0	
	鶏卵				0	0		10000	0	0	0	
	鶏卵				0	0		10000	0	0	0	
	鶏卵				0	0		10000	0	0	0	
	鶏卵				0	0		10000	0	0	0	
	鶏卵				0	0		10000	0	0	0	
	鶏卵				0	0		10000	0	0	0	
関西	小豆	9月限			0	0		80	0	0	0	
	小豆	10月限			0	0		80	0	0	0	
	小豆	11月限			0	0		80	0	0	0	
	小豆	12月限			0	0		80	0	0	0	
	小豆	1月限			0	0		80	0	0	0	
	小豆	2月限			0	0		80	0	0	0	
	NON大豆	10月限			0	0		30	0	0	0	
	NON大豆	12月限			0	0		30	0	0	0	
	NON大豆	2月限			0	0		30	0	0	0	
	NON大豆	4月限			0	0		30	0	0	0	
	NON大豆	6月限			0	0		30	0	0	0	
	NON大豆	8月限			0	0		30	0	0	0	
	ｺｰﾋｰ指数	11月限			0	0		1000	0	0	0	
	ｺｰﾋｰ指数	1月限			0	0		1000	0	0	0	
	ｺｰﾋｰ指数	3月限			0	0		1000	0	0	0	
	ｺｰﾋｰ指数	5月限			0	0		1000	0	0	0	
	ｺｰﾋｰ指数	7月限			0	0		1000	0	0	0	
	ｺｰﾋｰ指数	9月限			0	0		1000	0	0	0	
	穀物指数	11月限			0	0		10000	0	0	0	
	穀物指数	1月限			0	0		10000	0	0	0	
	穀物指数	3月限			0	0		10000	0	0	0	
	穀物指数	5月限			0	0		10000	0	0	0	
	穀物指数	7月限			0	0		10000	0	0	0	
	穀物指数	9月限			0	0		10000	0	0	0	
	冷凍エビ	9月限			0	0		60	0	0	0	
	冷凍エビ	10月限			0	0		60	0	0	0	
	冷凍エビ	11月限			0	0		60	0	0	0	
	冷凍エビ	12月限			0	0		60	0	0	0	
	冷凍エビ	1月限			0	0		60	0	0	0	
	冷凍エビ	2月限			0	0		60	0	0	0	
	粗糖	1月限			0	0		50	0	0	0	
	粗糖	3月限			0	0		50	0	0	0	
	粗糖	5月限			0	0		50	0	0	0	
	粗糖	7月限			0	0		50	0	0	0	
	粗糖	9月限			0	0		50	0	0	0	
	粗糖	11月限			0	0		50	0	0	0	
	日本生糸	9月限			0	0		150	0	0	0	
	日本生糸	10月限			0	0		150	0	0	0	
	日本生糸	11月限			0	0		150	0	0	0	
	日本生糸	12月限			0	0		150	0	0	0	
	日本生糸	1月限			0	0		150	0	0	0	
	日本生糸	2月限			0	0		150	0	0	0	
	ドル建て生糸	10月限			0	0		300	0	0	0	円への換算が必要
	ドル建て生糸	12月限			0	0		300	0	0	0	
	ドル建て生糸	2月限			0	0		300	0	0	0	
	ドル建て生糸	4月限			0	0		300	0	0	0	
	ドル建て生糸	6月限			0	0		300	0	0	0	
	ドル建て生糸	8月限			0	0		300	0	0	0	
	食用馬鈴薯	9月限			0	0		250	0	0	0	
	食用馬鈴薯	10月限			0	0		250	0	0	0	
	食用馬鈴薯	11月限			0	0		250	0	0	0	
	食用馬鈴薯	12月限			0	0		250	0	0	0	
	食用馬鈴薯	1月限			0	0		250	0	0	0	
	食用馬鈴薯	2月限			0	0		250	0	0	0	
	小豆	9月限			0	0		80	0	0	0	
	小豆	10月限			0	0		80	0	0	0	
	小豆	11月限			0	0		80	0	0	0	

(別紙4)
(単位:円)

自己玉リスク計算(計算用シート)

			未決済建玉数(自己)		総建玉数	ネット建玉数			グロス建玉	ネット建玉	自己玉	備考
取引所	商品名		売り	買い	売り＋買い	買い－売り	帳入値段	倍率	リスク	リスク	リスク	
福岡	小豆	12月限			0	0		80	0	0	0	
	小豆	1月限			0	0		80	0	0	0	
	小豆	2月限			0	0		80	0	0	0	
	NON大豆	9月限			0	0		150	0	0	0	
	NON大豆	11月限			0	0		150	0	0	0	
	NON大豆	1月限			0	0		150	0	0	0	
	NON大豆	3月限			0	0		150	0	0	0	
	NON大豆	5月限			0	0		150	0	0	0	
	NON大豆	7月限			0	0		150	0	0	0	
	IOM大豆	9月限			0	0		30	0	0	0	平成16年9月限まで適用
	IOM大豆	11月限			0	0		10	0	0	0	平成16年11月限から適用
	IOM大豆	1月限			0	0		10	0	0	0	
	IOM大豆	3月限			0	0		10	0	0	0	
	IOM大豆	5月限			0	0		10	0	0	0	
	IOM大豆	7月限			0	0		10	0	0	0	
	大豆ミール	10月限			0	0		10	0	0	0	
	大豆ミール	12月限			0	0		10	0	0	0	
	大豆ミール	2月限			0	0		10	0	0	0	
	大豆ミール	4月限			0	0		10	0	0	0	
	大豆ミール	6月限			0	0		10	0	0	0	
	大豆ミール	8月限			0	0		10	0	0	0	
	とうもろこし	12月限			0	0		50	0	0	0	
	とうもろこし	2月限			0	0		50	0	0	0	
	とうもろこし	4月限			0	0		50	0	0	0	
	とうもろこし	6月限			0	0		50	0	0	0	
	とうもろこし	8月限			0	0		50	0	0	0	
	とうもろこし	10月限			0	0		50	0	0	0	
	ブロイラー	10月限			0	0		1200	0	0	0	
	ブロイラー	11月限			0	0		1200	0	0	0	
	ブロイラー	12月限			0	0		1200	0	0	0	
	ブロイラー	1月限			0	0		1200	0	0	0	
	ブロイラー	2月限			0	0		1200	0	0	0	
	ブロイラー	3月限			0	0		1200	0	0	0	
			0	0	0	0			0	0	0	

＜注意事項＞
ネット残高は、取引所、上場商品構成物品及び限月毎に算出する。
グロス・ポジションのリスク → （売り建玉数＋買い建玉数）×帳入値段×倍率×3%
ネット・ポジションのリスク → （売り建玉数と買い建玉数の差）×帳入値段×倍率×15%
国際生糸(横浜)がある場合には、USドル建てであるため、建玉リスクは以下の要領で円貨に換算する。
　グロス・ポジション → （売り建玉数＋買い建玉数）×帳入値段×倍率×3%×基準日のTTM
　ネット・ポジション → （売り建玉数と買い建玉数の差）×帳入値段×倍率×15%×基準日のTTM
オプション取引のリスク額計算は省略する。

平成16年10月8日

会員代表者各位

日本商品先物振興協会

純資産額規制比率の試算時点の変更のお願い等について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、先般、主務省からの依頼に基づきまして、「純資産額規制比率の試算のお願いについて」をお送り申し上げたところでございますが、主務省におきましては、新法に基づく商品取引員の許可作業を円滑に行うため、純資産額要件等に関し、近々に各社に対し、本年9月末現在の純資産及び帳入値段に基づき予備審査を行う予定とのことであります。

先般の調査依頼におきましては、8月末現在の数字で試算いただくようお願い申し上げましたが、9月末現在の数字での試算をしておいて頂ければ主務省の予備審査資料の準備ともなりますことから、誠に恐縮ですが、本年9月末の数字に基づき試算していただきますよう、あらためてお願い申し上げます。

また、既に試算結果をご提出いただいた会員各位におかれましても、上記の趣旨に鑑みまして、大変お手数ですが、再度試算の上、10月20日(水)までに本会あてに試算結果をお送りいただきたく、お願い申し上げます。

なお、試算方法に関しまして、下記の通り補足説明がございますので、ご担当者へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 試算方法の説明資料「別紙1」及び「別紙2」に記載した計算式に基づいて計算した場合、委託者によっては委託玉リスクの値がマイナスとなる場合がありますが、その場合、当該委託者の委託玉リスクは0(ゼロ)として取り扱って下さい。
(エクセルシートに入っている計算式の方は、そのようになっております。)

2. 計算式中の「預り証拠金額」には帳尻損益金を加減しないで下さい。
(いわゆる名目上の預り委託証拠金額ということです。)

以 上

［資料5—(4)—②］

純資産額規制比率 試算
回 答 書

(①～③は3桁区切りのカンマを付して下さい。)

① 平成16年9月末の純資産額(現行の評価方法による評価額ベース)

: ______________________

② 委託玉リスクの合計値 : ______________________

③ 自己玉リスクの合計値 : ______________________

※ 参考までに、自己玉リスクの内のグロス建玉リスクの値もご記入下さい。 (: ____________________)

④ 純資産額規制比率 [① ÷ (② + ③)] ×100
(小数点第2位を四捨五入して第1位までの表記をお願いします。)

= ____________________ %

会 社 名 : ______________________

ご担当者名・部署 : ______________________

TEL ______________________

日本商品先物振興協会
ＦＡＸ：03-3664-5733
回答書提出期限：１０月２０日(水)

〔資料5－(5)〕

16先物振興発第91号

平成16年9月17日

社団法人全国商品取引所連合会

会　長　　南學　政明　　様

日本商品先物振興協会

会　長　二家　勝明

制度改正に係る要望について

謹啓　時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本年末の委託手数料の完全自由化並びに平成17年5月1日の改正商品取引所法施行等の制度改正を迎えるに当たり、下記の事項について要望いたしますので、その実現方につきご協力賜りたくお願い申し上げます。

敬白

記

1．新設予定の共同清算センター（仮称）に係る要望

(1)　共同清算センターの株式保有について

株式会社として発足するに際しては、弊会を発起人に加えて頂き、市場参加者の利便性を代弁する商品取引員が将来的に株式保有ができるよう、弊会に株式保有を認め、その門戸を開いておいていただきたいこと。

(2)　市場管理委員長会議の設置について

共同清算センターが設立されるのを機会に、各商品取引所の市場管理委員長が参加する「市場管理委員長会議」を全商連内に設置し、取引証拠金、臨時増証拠金、定時増証拠金等証拠金全般に係る考え方、あり方について意志の疎通を図っていただきたいこと。

2．年末立会について

現在、大納会日は12月28日となっているが、これを12月30日としていただきたいこと。特に、海外市場との連動性、証券・金融市場との連動性を有する商品を上場する商品取引所にあっては、特段のご配慮をお願いしたいこと。

平成16年11月15日

会員代表者各位

日本商品先物振興協会

「商品取引所法施行規則の全部を改正する省令案」

パブリックコメント募集のお知らせ

標記につきまして、本日から農林水産省が別紙のとおりパブリックコメントの募集を開始いたしましたのでご連絡申し上げます。（経済産業省も本日から募集を開始する予定です。）

同募集要領、改正案の概要、「商品取引所法施行規則の全部を改正する省令案」新旧対照条文は、農林水産省のホームページから入手できます。（経済産業省のホームページからも入手できるようになる予定です。）

農林水産省ホームページ　http://www.maff.go.jp/

（トップページにある「意見の募集・お問合わせ」の中の「パブリックコメント」から順次進んで行って下さい。）

経済産業省ホームページ　http://www.meti.go.jp/

パブリックコメントの提出の締切日は別紙記載の通り、１２月１５日（郵便の場合は消印有効）となっております。

以　上

〔資料５—(6)—①〕

商品取引所法施行規則の全部を改正する
省令案についての意見・情報の募集

平成16年11月15日
農林水産省総合食料局

この度、「商品取引所法施行規則の全部を改正する省令案」について、広く国民等から意見・情報を募集いたします。

今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上、決定することとしております。

記

1　意見・情報の提出方法

（1）インターネットによる提出（クリックして下さい。）

（2）郵便　〒１００－８９５０　東京都千代田区霞が関１－２－１
農林水産省総合食料局商品取引監理官
総務班

（3）ファクシミリ　03-3502-6847

2　意見・情報の提出上の注意

提出の意見・情報は、日本語に限ります。また、個人は住所・氏名・性別・年齢・職業を、法人は法人名・所在地を明記して下さい。これらは、公表する場合もありますので、御了承願います（公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨書き添えて下さい）。

なお、電話での意見・情報はお受けしませんので御了承願います。

3　意見・情報の提出の締切日

平成16年12月15日（郵便の場合は消印有効）

4　その他

・改正案の概要（別紙）[PDF]

・「商品取引所法施行規則の全部を改正する省令案」新旧対照条文（別紙）[PDF]

平成 16 年 12 月 17 日

会 員 代 表 者 各 位

日本商品先物振興協会

「商品先物取引の委託者の保護に関するガイドライン」

パブリックコメント募集のお知らせ

標記につきまして、本年 12 月 16 日から農林水産省が、また、同 12 月 15 日から経済産業省が、別紙のとおりパブリックコメントの募集を開始いたしましたのでご連絡申し上げます。

同ガイドライン案の概要は、当先物協会のホームページ内の「新着情報」コーナー、または農林水産省・経済産業省のホームページから入手できます。

先物協会ホームページ　http://www.jcfia.gr.jp/

農林水産省ホームページ　http://www.maff.go.jp/

（トップページにある「意見の募集・お問合わせ」の中の「パブリックコメント」から順次進んで行って下さい。）

経済産業省ホームページ　http://www.meti.go.jp/

（トップページの「アクションを起こす」の中の「パブリックコメント」から順次進んで行って下さい。）

パブリックコメントの提出の締切日は別紙記載の通り、1月 14 日（郵便の場合は同日必着）となっております。

以 上

［資料 5 —(6)—②］

商品先物取引の委託者の保護に関するガイドラインに関する意見の募集

平成１６年１２月１６日
農林水産省総合食料局

この度、「商品先物取引の委託者の保護に関するガイドライン」[PDF]に関して、広く国民等から意見を募集いたします。

今後、本案については、提出していただいた意見を考慮した上、決定することとしております。

なお、お寄せいただきましたご意見に対する個々の回答は致しかねますので予めご承知おきください。

記

1　意見・情報の提出方法

（１）インターネットによる提出　（クリックして下さい。）

（２）郵便　〒100−8950　東京都千代田区霞が関１−２−１
農林水産省総合食料局商品取引監理官付業務班
（件名に「パブリックコメントへの意見（商品先物取引の委託者の保護に関するガイドライン）」とご記入ください。）

（３）ファクシミリ　03-3502-6847
（件名に「パブリックコメントへの意見（商品先物取引の委託者の保護に関するガイドライン）」とご記入ください。）

2　意見・情報の提出上の注意

提出の意見・情報は、日本語に限ります。また、個人は住所・氏名・性別・年齢・職業を、法人は法人名・所在地を明記してください。これらは、公表する場合もありますので、御了承願います（公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨書き添えてください）。

なお、電話での意見・情報はお受けしませんので御了承願います。

3　意見・情報の提出の締切日

平成17年1月14日（郵便の場合は同日必着、電子メール及びＦＡＸは18:00まで受け付けております。）

4　商品先物取引の委託者の保護に関するガイドラインの概要

別紙のとおり[PDF]

パブリックコメント

商品先物取引の委託者の保護に関するガイドラインに関する意見の募集について

平成16年12月15日
商務課

経済産業省では、「商品先物取引の委託者の保護に関するガイドライン」に関して、広く国民の皆様から下記の要領にて御意見(パブリックコメント)の募集を致します。

なお、お寄せいただいたご意見に対する個々の回答は致しかねますので、予めご承知おきください。

記

1. 意見募集期限

平成17年1月14日(金)
(※郵送の場合は同日必着、電子メール及びFAXは18:00まで受け付けております。)

2. 意見募集対象

商品先物取引の委託者の保護に関するガイドライン(案)について (PDF形式:36KB)

3. 意見提出方法

住所、氏名、所属(会社名、役職等)、電話番号、お持ちであればFAX番号を明記の上、以下のいずれかの方法で経済産業省商務情報政策局商務課までご意見を送付してください。(なお、電話によるご意見の受付は対応しかねますので、予めご了承ください。)

○電子メールの場合
電子メールアドレス: shoumuka-pabukome@meti.go.jp
(件名に、「パブリックコメントへの意見(商品先物取引の委託者の保護に関するガイドライン)」と御記入願います。)

○FAXの場合
FAX番号: 03-3501-6646
経済産業省商務情報政策局商務課 あて
(件名に、「パブリックコメントへの意見(商品先物取引の委託者の保護に関するガイドライン)」と御記入願います。)

○郵送の場合
〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1
経済産業省商務情報政策局商務課 あて
(件名に、「パブリックコメントへの意見(商品先物取引の委託者の保護に関するガイドライン)」と御記入願います。)

※ 頂戴いたしましたご意見については、連絡先を除き、全て公開させていただく可能性がありますので、予めご承知おきください。

16先物振興発第51号

平成16年4月23日

会員代表者　各位

日本商品先物振興協会

会長　二家　勝明

受託業務に係る法令遵守体制の整備充実について

４月21日、農林水産省総合食料局商品取引監理官及び経済産業省商務情報政策局商務課長から、別紙１のとおり、法令遵守の徹底について、本会に対し要請がありました。要請は、独立行政法人国民生活センターからの「商品先物取引に関する消費者相談の傾向と問題点－知識・経験・余裕資金のない人は手を出さない！－」についての情報提供と両主務省における苦情相談件数の増加傾向を踏まえてのものであります。

一方、各位ご案内の通り、国会における改正商品取引所法案の審議が行われており、４月14日の衆議院経済産業委員会において改正法案が修正を受け、かつ、付帯決議を付けて可決され、参議院に送付されたところであります。少なからぬ会員の方々が、商品取引員における不適正な営業行為に焦点が当てられ、その是正のためには一律規制が妥当とされかねない状況を、強い危機感をもって注視されたことと存じます。

国会においては、一部の不適正な営業行為が業界全体の一般的行為であるかの如く論議されて一律規制が提案され、加えて、国民生活センターからの情報提供に基づき主務省要請がなされる状況について、一律規制への強大な社会的風圧の中にある商品取引員の現環境をご認識いただくとともに、商品先物取引受託業の信頼性の確立に会員各位が全力を挙げて取り組んで頂くことが必要と考えます。

本会は、一律規制の導入でなく自主規制機関による個別規制の必要性を訴え、自主規制機関の中立性と公平性、厳正性の確保のために、平成11年４月、社団法人日本商品取引員協会から業界団体を分離して別団体とする選択を自ら行ってまいりました。この本会設立の原点をご確認いただくとともに、平成15年３月６日、第27回理事会において承認した「信頼性確保に向けた取組課題－信頼性向上特別委員会における意見とりまとめ－」（別紙２）に基づき、ルール違反等不適正な営業行為等があった場合には、自主規制機関が当該会員に対して早期の是正措置を求めていくべきであること、一律規制を呼び込む業界要因の排除と根絶への取組において、自主規制機関における個別規制の強化は不可欠であること等の本会の方針について、会員各位のご理解を賜り、この機会に改めて会員各位における信頼性確保に向けた取組の徹底方をお願い申し上げる次第であります。

以上、受託業務に係る行為規制の現環境には大変厳しいものがあることについて会員各位のご理解を賜り、会員代表者の率先垂範により受託業務に係る法令遵守体制の整備充実を図っていただきたく、お願い申し上げます。

以　上

〔資料５－(7)－①〕

別紙1

先物協会
16. 4. 21
No. 208

平成16年4月21日

日本商品先物振興協会会長
二家　勝明　殿

農林水産省総合食料局商品取引監理官　田辺　義貴
経済産業省商務情報政策局商務課長　横尾　英博

平成16年4月9日付け16独国生情第1号で国民生活センターから「商品先物取引に関する消費者相談の傾向と問題点」の送付があったが、それによれば、国民生活センターに寄せられる商品先物取引に関する相談が近年増加し、その中には、不当な勧誘等の法令違反に該当すると思われる事例もみられるとされている。また、主務省において受け付けている苦情・相談件数も増加傾向にあり、このような顧客トラブルの増加の状況は、商品先物取引に対する信頼を損なうものと言え、極めて遺憾である。

現在、適合性原則の強化、説明義務の法定、再勧誘の禁止等の勧誘規制の強化を盛り込んだ商品取引所法の改正案が国会で審議されているところである。主務省としては、本法律改正案の成立・施行前においても、現行法の規定に則って、商品取引員に対し法令遵守の徹底を一層厳しく求めるとともに、法令違反行為が確認された場合には、厳正な処分を行う所存である。

ついては、貴協会所属の商品取引員に対し、上記の趣旨を踏まえ、法令遵守につき改めて徹底されたい。

なお、日本商品先物取引協会会長に対しても、別添文書を発出したことを申し添える。

以　上

平成16年4月21日

日本商品先物取引協会会長
堀口　亘　殿

農林水産省総合食料局商品取引監理官　田辺　義貴
経済産業省商務情報政策局商務課長　横尾　英博

平成16年4月9日付け16独国生情第1号で国民生活センターから「商品先物取引に関する消費者相談の傾向と問題点」の送付があったが、それによれば、国民生活センターに寄せられる商品先物取引に関する相談が近年増加し、その中には、不当な勧誘等の法令違反に該当すると思われる事例もみられるとされている。また、主務省において受け付けている苦情・相談件数も増加傾向にあり、このような顧客トラブルの増加の状況は、商品先物取引に対する信頼を損なうものと言え、極めて遺憾である。

現在、適合性原則の強化、説明義務の法定、再勧誘の禁止等の勧誘規制の強化を盛り込んだ商品取引所法の改正案が国会で審議されているところである。主務省としては、本法律改正案の成立・施行前においても、現行法の規定に則って、商品取引員に対し法令遵守の徹底を一層厳しく求めるとともに、法令違反行為が確認された場合には、厳正な処分を行う所存である。

ついては、貴協会におかれては、上記の趣旨を踏まえ、貴協会所属の商品取引員に対し、法令及び自主規制規則の遵守を強力に指導するとともに、これらに違反した場合には、厳正かつ迅速に制裁を行うことにより、商品取引員の適正な受託業務の運営の確保に強力に取り組まれたい。

なお、日本商品先物振興協会会長に対しても、別添文書を発出したことを申し添える。

以　上

16 独国生情第 1 号
平成 16 年 4 月 9 日

経済産業省商務情報政策局商務課長
横尾英博　様

独立行政法人国民生活セン
消費者情報部長　山形　裕

「商品先物取引に関する消費者相談の傾向と問題点－知識･経験･余裕資金のない人は手を出さない！－」について（情報提供）

謹啓　　時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。日ごろより国民生活センターの業務にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当センターでは、ＰＩＯ－ＮＥＴ（全国消費生活情報ネットワーク・システム）に入力された情報をもとに別紙「商品先物取引に関する消費者相談の傾向と問題点－知識･経験･余裕資金のない人は手を出さない！－」を作成いたしましたのでご送付いたします。

なお、情報提供したのは下記の行政機関であることを併せてお伝えいたします。

謹白

記

情報提供先
内閣府国民生活局消費者調整課　幸田徳之課長
経済産業省商務情報政策局商務課　横尾英博課長
農林水産省総合食料局商品取引監理官　田辺義貴
日本商品先物取引協会　堀口亘会長

本件連絡先：独立行政法人国民生活センター消費者情報部
（担当）宮内・田中
TEL 03-3443-1793
FAX 03-3443-1202

〔記者説明会資料〕

平成 16 年 4 月 15 日
独立行政法人 国民生活センター

商品先物取引に関する消費者相談の傾向と問題点
－知識・経験・余裕資金のない人は手を出さない！－

石油や金、コーン、大豆など、商品先物取引にかかわる相談が増加している。PIO-NET（消費生活相談情報ネットワーク・システム）に登録されている商品先物取引[1]に関する相談は、2002 年度には 7,582 件にのぼり、10 年前の 4 倍に増加した。

2004 年 1 月 6 日には国内公設市場商品先物会社の大手、東京ゼネラル㈱が、受託等にかかわる財産の分離保管義務に違反していたとして許可取り消し処分を受けている。

一般に、商品先物取引はシステムが複雑で、その仕組みの理解に十分な知識を要するハイリスクな取引であり、誰にでもできるという取引ではない。アメリカで商品先物取引に責任を持つ連邦政府機関である商品先物取引委員会（CFTC: Commodity Futures Trading Commission）は、「商品先物取引とオプション取引は万人向けのものではない。変動が大きく、複雑でリスクが高い取引である[2]」と消費者に警告している。

しかし、十分な知識もない消費者や資金的余裕のない消費者が強引に商品先物取引を契約させられたという相談も珍しくなく、なかには「投資の知識のない年金暮らしの高齢者が 1,000 万円を超える損失を被った」という深刻な相談もある。さらに、勧誘についての相談以外にも、契約者の指示無しに勝手に取引されたり、取引をやめさせてくれないなど、問題のある取引についての相談も寄せられている。これらの相談にみられるような商品先物取引の勧誘や取引については、商品取引所法などの規制が存在しているが、それにもかかわらず、これらの規制に違反すると思われる相談が寄せられている。

国内の商品先物取引制度の見直しを進めている産業構造審議会商品取引所分科会は、2003 年 12 月 24 日に中間報告（以下、「中間報告」）をまとめており[3]、これを踏まえた商品取引所法改正案が 2004 年 3 月に通常国会に提出された。この「中間報告」においても、委託者債権保全制度の拡充や勧誘行為に対する規制の厳格化が必要であるという意見が出されており、消費者トラブル防止のために規制の実効性確保が望まれる。

国内市場における商品先物取引の委託手数料は 2004 年末までに完全に自由化される予定であり、競争の激化によって消費者トラブルがさらに増加することも懸念される。

そこで国民生活センターでは、商品先物取引に関する消費者相談の現状をまとめ、消費者へ注意を呼びかけるとともに、関係機関へ情報提供を行うこととした。

---

[1] PIO-NET の商品大分類「商品相場」に分類される相談のうち「為替相場」を除いたもの。
[2] CFTC "Futures and options: what you should know before you trade"
URL : http://www.cftc.gov/opa/brochures/opafutures.htm
[3] 産業構造審議会商品取引所分科会「商品先物市場制度の改革について（中間報告）」 2003 年 12 月 24 日 URL : http://www.maff.go.jp/www/public/cont/20031225kekka_1b2.pdf

１．商品先物取引と消費者トラブル

商品先物取引とは、将来の決められた時点における商品の価格を現時点であらかじめ決めておき、将来の時点での商品の受け渡しを約束する取引である。原油を扱う商社などが先物取引を利用して原油の価格変動による損失を回避するといったように、現代の経済活動に不可欠な取引となっている。

このように商品先物取引は、事業者が価格変動によるリスクを回避するためにも使われるが、将来の価格と現在の価格の差を利用して儲けるという投機的取引でもある[4]。商品先物取引は証拠金に対して 10 倍程度の額の商品を取引できるため、損失や利益が非常に大きくなるのが特徴である。投機的取引としての商品先物取引には十分な知識と資産が要求され、誰にでも勧められる取引ではなく、知識のない一般の消費者にとってはハイリスクな取引である。

日本の商品先物市場においては、生産者や流通業者などによるリスク回避目的の取引よりも、一般投機家による投機目的の取引の方が多いと指摘されている[5]。寄せられた相談には、知識のない一般消費者が予想外の損失を被ったという事例が少なくないが、このようなトラブルが多発している背景には、専門知識のない消費者が商品先物市場に多く参加しているという日本の事情があると考えられる。

２．ＰＩＯ−ＮＥＴにみる商品先物取引に関する相談の傾向

ここではPIO-NETに登録された商品先物取引に関する相談の傾向を紹介する[6]。（資料３参照）

（１）商品先物取引に関する相談の傾向

商品先物取引に関する相談は年々増え続け、2002 年度には 7,582 件の相談が寄せられ、1993 年度の 4 倍以上に達した（P.3 図 1）。2003 年度は 12 月末までに 4,141 件の相談が寄せられており、2002 年度の同時期 4,142 件とほぼ同数である。相談件数は国内の商品取引所における取引金額の推移と同じ傾向を示しており、取引の増加に伴って相談も増えている。

取り扱われる商品では「コーン相場」や「金相場」「石油相場」が多く、とりわけ国内における石油市場が開設された 1999 年度以降に「石油相場」が多くなっている（P.12 表 1）。

商品先物取引に関する相談で実際に契約を行った人のほとんどが男性で、年齢は様々である（P.12〜13 表 2〜4、図）。女性と 60 歳以上の高齢者の割合が増える傾向にあり、無職者も増加している。とりわけ高齢者の割合は相談全体に比べて急増している（P.3 図 2）。

商品先物取引の特徴のひとつは契約金額（証拠金や手数料など）が高額なことであり、平均金額は600万円を超えている（P.3 図3）。2003年度には平均金額が700万円を超えた。

---

[4] 資料 1② 参照
[5] 資料 2 参照
[6] 2003 年 12 月 31 日までに PIO-NET に登録されたデータを対象とした。このデータには国内市場と海外市場の両方の商品先物取引に関する相談が含まれる。

図1 商品先物取引の相談件数と国内商品取引所における取引金額の推移

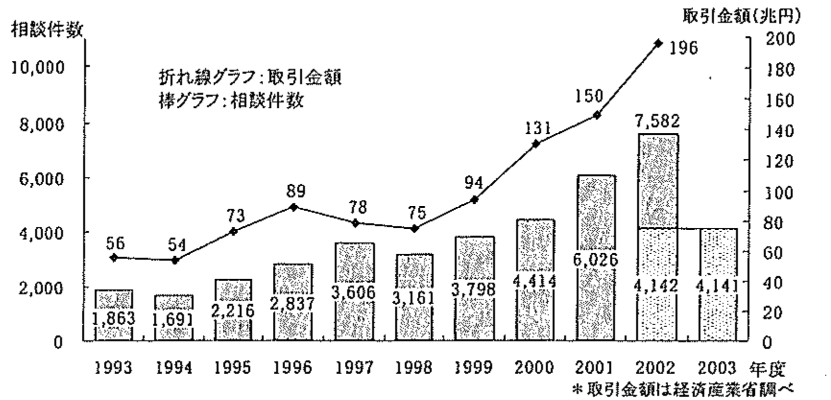

＊取引金額は経済産業省調べ

図2 契約当事者全体に占める60歳以上の割合

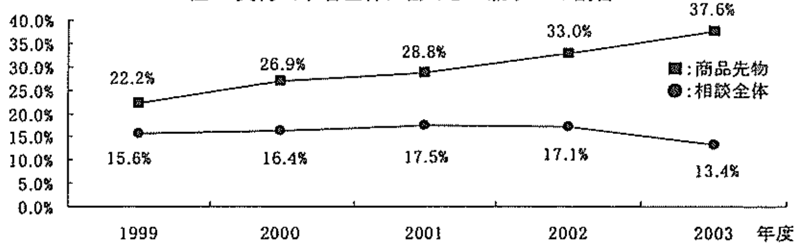

図3 平均契約購入金額

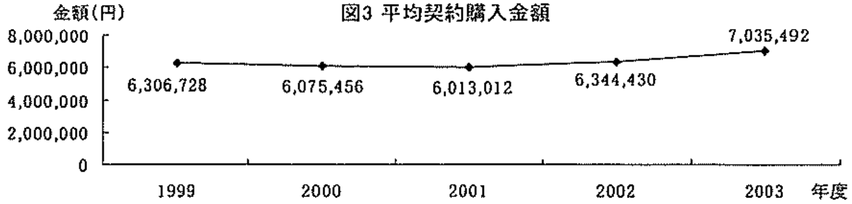

（２）商品取引員に関する相談の傾向（2002 年度）

国内の商品取引所における取引を受託できるのは、主務大臣の許可を受けた商品先物取引会社である「商品取引員」のみである。一方、海外の先物市場における取引を受託する事業者は許可を受ける必要はない。ここでは、商品先物取引会社を「商品取引員」と「その他」に分け、それぞれの相談の傾向をみる。

商品取引員のなかには国内市場に加えて海外市場における取引も受託しているものもあるが、商品取引員に関する相談の多くは国内市場の商品先物取引とみられる。「その他」に分類されている事業者のほとんどが海外先物市場における取引を扱う商品先物取引会社である。

2002年度に寄せられた相談のうち、許可を受けた商品取引員に関する相談と判別できた件数は5,668件であり、2002年度全体の74.8%を占めた（図4）。

図4 商品先物取引会社の属性
（2002年度）

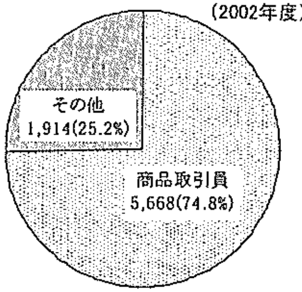

「商品取引員」と「その他」について相談の契約購入商品を比較すると、「商品取引員」の相談では石油相場が多いのに対し、「その他」では大豆相場が多くなっている（P.13 表5）。

契約当事者の性別は、「商品取引員」と「その他」とでほとんど変わらないが、「その他」の契約当事者のほうが年齢が若く、給与生活者の比率が高くなっている（P.14 表6〜8）。また、契約購入金額は、「商品取引員」の相談の平均が約670万円なのに対して、「その他」は約480万円と低くなっている（P.14 表9）。

3．主な相談事例

後に見るように、商品先物取引における勧誘方法や取引・清算の仕方は法律などによって規制されている。しかし、これらの規制に違反すると思われる事例も見られる。そこでここでは、規制違反と見られる相談事例を中心に紹介する。相談は国内商品先物取引に関するものが多いが、海外商品先物取引に関しても同様の相談が寄せられている。なお、ここで紹介する相談は2003年度に寄せられたものである。

（1）勧誘に関する相談

①繰り返し

業者から何度も電話があり、「ガソリンの先物取引をやれば今なら儲かる」と勧められていた。そのたびに断っていたが、自宅に来た営業員を家族が家に上げてしまった。午前10時から午後4時まで繰り返し説明を受け、言われるままに承諾書に署名してしまった。（国内商品先物取引・70歳代　男性　無職）

②長時間

職場への電話で強く会うことを求められて営業員と会ったところ、断っているのに朝まで12時間近く契約を迫られて契約してしまった。（海外商品先物取引・20歳代　男性　給与生活者）

③脅迫的

商品先物取引の勧誘電話があり、営業担当者と会うことになった。「ここまで来たから契約しろ。断わったら会社にいられなくしてやる。妊娠中の自分の妻が流産したらお前のせいだ。末代まで呪ってやる」と営業担当者に言われ、怖くなって契約してしまった。（海外商品先物取引・30歳代　男性　給与生活者）

④必ず儲かると謳う

「イラクの石油パイプが爆破されたので必ず値上りする」と言ってガソリンの先物取引を勧められた。「収入がない」と断ったが、絶対儲かるというので契約した。しかし、1週間で大きな損が出た。（国内商品先物取引・30歳代　男性　無職）

⑤すでに商品を購入済みであるといつわる

今朝「石油が急騰しているので儲かる」という電話のすぐ後にまた電話があり、「もう20数万円分買った」と言われた。断わったが、本当に取引したことになっていないか心配だ。電話のみで、書類などは受け取っていない。（国内商品先物取引・60歳代　男性　無職）

（2）取引に関する相談

①無断売買

売買報告が届いて、無断売買されたことが分かった。すぐに苦情を申し出たら、「間違って売りに出してしまった。建玉（取引中の商品）がなくなったので当然買っておいた」と言う。納得いかないと言うと「どこの会社もこのような事をやっている。当り前だ」と逆に恫喝された。（国内商品先物取引・60歳代　男性　無職）

②取引終了（手仕舞い）を拒否

営業担当者から電話が入り、同郷の後輩だと言うので話を聞いた。泣きながら「件数が取れない」と訴えるので、同情して大豆相場の契約をした。取引が開始された後、「全て精算して返金して下さい」と2回も書面で通知したのに取引が続き、売買報告書が届いた。断りの通知を出したので放っておいたら、「ストップ高になったので追加証拠金を支払うように」という電話が突然きた。（国内商品先物取引・60歳代　男性　無職）

（3）知識の不十分な人などへの勧誘や契約（適合性原則違反）

①知識の不十分な人

「値上がりが確実」とガソリンの取引を勧められた。取引の仕組みを説明されたが全く理解できなかったので断わっていたが、強引に押し切られてお金を出してしまった。値動きも全く分からないうちに「値下がりしたので追加証拠金が必要」と言われたが断わった。知らないうちに手仕舞されて、1枚だけ残っている。このあとどうしてよいか分からない。（国内商品先物取引・60歳代　男性　自営・自由業）

②判断不十分者

精神障害のある弟がガソリンの先物取引の契約を交わしていた。取引をした本人は先物取引の内容も何も理解できない状況である旨を営業担当者に申し出たが、解約に応じてくれない。本人は障害年金を受けているがわずかなため、将来の生活費の為に残している。痴呆の母と弟の二人暮らしであり、私は後見人になっている。元通りにしてほしい。（国内商品先物取引・50歳代　男性　給与生活者）

③年金生活者

営業員の訪問を受けたが、なかなか帰ってもらえず、最初60万円で金の先物相場を始めた。やがて「損を取り返す」と言って灯油や大豆を勧められ、結局1,150万円の損失となった。途中でやめたいと泣きながら訴えたら、「500万円を取り返してあげる」と言われた。年金や保険について聞かれ、郵便局の窓口まで付いて来られた。年金生活者で年収150万円しかない。投資の知識もない。（国内商品先物取引・70歳代　女性　無職）

④サラ金から借金

営業担当者と会って穀物先物相場の勧誘と分かった。何回も断わったが、担当者が怒り出したので恐くなって契約することになった。「お金がない」と言うと、「車購入目的のためであるとサラ金に申し立てると多額の借金ができる」と担当者に指示された。一度利益が出たらすぐに取引をやめる約束だったがやめてくれず、「約 400 万円の損金が発生した」と言われて困惑している。(海外商品先物取引・20 歳代　男性　給与生活者)

（4）精算金の払い戻しに関する相談

金や灯油の先物取引をしていたが損失が大きくなったので手仕舞いをした。468 万円が返金されるはずだが、業者が行政処分をうけたため取引ができないので分割で返金するという説明だった。しかし、約束の日になっても 10 万円しか返金されない。(国内商品先物取引・70 歳代　男性　無職)

4．相談から見える問題点

（1）リスクが十分に理解されていない

商品先物取引の契約の際には、商品先物取引のリスクについて説明した文書[7]を交付することが義務付けられている。消費者はこれらの文書を読み、リスクを理解した上で契約することになっているが、勧誘時のセールストークを信じてしまい「損失が生じるとは思わなかった」という相談が少なくない。書面の交付によって形式的にはリスクが告げられているが、現実には消費者がリスクを正しく把握できていないと思われるケースが多く見られる。

（2）勧誘方法に問題がある

「商品取引所法」および「海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律」(以下、海先法）は、拒絶の意思表示をした人に再度勧誘すること、迷惑を覚えるような時間・仕方で勧誘すること、必ず儲かるなどと断定的な判断を提供して勧誘することなどを禁止している。また、契約時に書面を交付することが義務付けられており、書面交付なしに売買を行うことも禁止されている。これらの勧誘は禁止されているにもかかわらず、断わってもしつこく勧誘されたり、長時間勧誘されたり、脅迫的な言葉で脅されるなどの強引な勧誘に関する相談が寄せられている。また、「必ず儲かる」などと言われたり、「すでに商品を購入してしまったので解約できない」などといつわって勧誘されたりするケースもある。

（3）適合性原則が守られていない

商品先物取引はハイリスク・ハイリターンであり、十分な知識や資産のない人には向かない取引である。このため、投機的取引にふさわしい人のみが取引に参加するという適合性原則が守られる必要がある。商品取引所法では、「顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不適当と認められる勧誘」は行政処分の対象になると定められている。寄せられた

[7] 国内先物市場での取引においては「商品先物取引　委託のガイド」、海外先物市場での取引においては「海外商品市場における先物取引委託の手引」「リスク開示告知書」などがある。

相談には、商品の値動きや取引終了の仕方すら知らない消費者や知的弱者など、取引に不適格な人に商品先物取引を勧めて契約させるというケースが見られる。また、年金生活者の老後の資金やサラ金からの借金などは高リスク取引に適した資金ではない。しかし相談には、投機的取引に不適格な消費者が損失を被ったというケースが見られる。

（4）消費者の意思を無視した取引が行われている

商品先物取引はリスクのある取引であり、そのリスクは契約をした顧客が負うことになる。そのため、取引は顧客の判断に基づいて行われなければならない。商品取引所法によって契約の際に交付することが義務付けられている「商品先物取引　委託のガイド[8]」も、取引は顧客の「責任と判断によって行わなければなら」ないと述べている。また、顧客の指示を受けずに売り付け・買い付けを行ったり、売り付け・買い付けや取引終了などの顧客からの指示を拒否したり不当に遅らせたりすることは、商品取引所法と海先法によって禁止されている。

しかし現実には、「売買の指示を出していないのに勝手に取引された」「取引を終了する旨を伝えたにもかかわらず取引を続けられた」といった相談も見られ、契約した顧客の指示が守られていないケースもある。

（5）精算金の不払い

2004 年 1 月 6 日に東京ゼネラル株式会社が受託等にかかわる財産の分離保管を行っていなかったとして許可取り消し等の行政処分を受けた。財産の分離保管は精算金の払い戻しを保証するために重要であるが、精算金の返還に関して、「取引を終了したにもかかわらず精算金が返還されない」という相談が寄せられている。証拠金などの取引所預託と分離保管の徹底が求められる。

5．商品先物取引に関する規制

商品先物取引に関する規制は、国内市場の規制と海外市場の規制との二つに分かれている。国内の商品取引所における取引については、「商品取引所法」と同法に基づく「商品取引所法施行規則」、各取引所の定款や受託契約準則、日本商品先物取引協会の定款や諸規則などによって勧誘方法や取引の仕方などが規制されている。

また、海外市場で行われる取引に関しては、「海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律」および「海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律施行令」によって規制されている。

主務官庁は取引される商品によって分かれており、工業用原料は経済産業省、農産物は農林水産省が担当している。また、業界の自主規制団体として日本商品先物取引協会があり、商品先物取引の苦情受付やトラブル処理などを行っている。

[8] 日本商品先物取引協会「商品先物取引　委託のガイド」第 12 版　2003 年 6 月

６．産業構造審議会「中間報告」と商品取引所法改正案

商品先物市場の制度改革を検討してきた産業構造審議会商品取引所分科会は、2003 年 12 月 24 日に「商品先物市場制度の改革について（中間報告）」をまとめた。「中間報告」は、委託者債権保全制度やクリアリング制度（清算制度）の拡充といった市場機能の向上についての方針を打ち出している。また、委託者トラブルの防止に関して、①適合性原則を商品取引員の行為規範として明確化する、②商品先物取引の仕組みやリスク等の実質的な説明義務を法定する、③勧誘行為の規制を厳格化する、などといった改革の方向を示した。

この「中間報告」を踏まえ、2004 年 3 月 10 日に商品取引所法の改正案が国会に提出された[9]。この改正案には、①証拠金の全額を商品取引所に直接預託するなどの委託者資産保全制度の拡充、②先物取引の仕組みやリスクを顧客に説明することを義務化、③適合性原則に関する規制の強化、などの内容が盛り込まれた（資料 4 参照）。

７．専門家の意見 ― 石戸谷豊弁護士（産業構造審議会商品取引所分科会委員）

そもそも商品先物取引は、専門の業者や金融機関などのプロ向けの取引である。そこで、一般消費者への勧誘そのものを規制する考え方がある。日本弁護士連合会は、英国のような不招請勧誘の禁止ルールを提言している[10]。消費者からの要請なしに電話や訪問などで勧誘することを禁止するものだ。

また、現在の商品取引所法は、監督機関がルールの実効性を確保するという方式を取っている。しかし、取引口座数は 10 万を超えており、適合性原則違反などの違反行為のすべてを監督機関が検討するのは人員や予算の点から不可能である。そこで、法違反に対して民事的な効果を付与するという方式がある。今回の特定商取引法改正（案）では、一定の違反に対しては契約の取り消しができることとした。また、今回の商品取引所法改正案では、説明義務違反については損害賠償が請求できるとしている。こうした民事的な効果が法違反に付与されると、裁判においてだけでなく消費者センターなどの相談処理においても活用できることになり、ルールの実効性が格段に高まると考えられる。

８．消費者へのアドバイス

（１）一般消費者は絶対に手を出さない

商品先物取引はハイリスク・ハイリターンな投機的取引であり、必ず儲かるというものではない。また、投資額以上の損失が生じる危険性もある。したがって、投機的取引に関する十分な知識と経験がない人は絶対に手を出すべきではない。資金的余裕がないならなおさらである。

一般消費者が商品先物取引による被害にあわないためには、商品先物取引に手を出さないことが最も重要である。

[9] 経済産業省「商品取引所法の一部を改正する法律案について」2004 年 3 月 9 日
URL：http://www.meti.go.jp/kohosys/press/0005007/

[10] 日本弁護士連合会「商品先物取引制度改革意見書」2003 年 11 月 21 日
URL：http://www.nichibenren.or.jp/jp/katsudo/sytyou/iken/03/2003_62.html

（２）勧誘を受けたら（契約する前にもう一度よく考えよう）

①強引な勧誘はキッパリと断わる

勧誘の電話や訪問を受けた場合は、「自分には必要ありません。これ以降勧誘しないで下さい」とはっきりと断わる。いったん勧誘を断わった人に再度勧誘することや迷惑な方法・時間の勧誘は商品取引所法と海先法によって禁止されている。このような勧誘があった場合は、事実関係をできるだけ明確にして日本商品先物取引協会や主務官庁に連絡する。

また、営業員が自宅に上がりこんでしまい、「退去して欲しい」と伝えても帰らない場合や脅迫的な言動で身の危険を感じた場合は、その場で警察に通報する。

②熟慮期間[11]などを利用する

海外市場の商品先物取引の契約では、契約の日から 14 日を経過した後でないと顧客からの売買指示を受けてはいけないと定められている。仮に契約をしてしまったとしても、この期間に契約内容について再考することができる。

また、国内市場の先物取引の契約に熟慮期間はないが、商品先物取引の委託契約を結んでしまっても、必ず商品の売買を始めなければならないわけではない。したがって、売買を始める前に、商品先物取引の危険性について十分に考慮することは可能である。

（３）トラブルにあってしまっているなら

商品先物取引をめぐるトラブルでは商品先物取引会社の不当な行為があったかどうかが問題になることが多いが、証拠が無いと「言った」「言わない」という争いになってトラブルの解決が困難になりやすいので、勧誘方法や取引の指示などは、メモを取ったり録音を取るなどして記録を残す。

商品先物取引のトラブルについては全国の消費生活センターのほかに主務官庁や日本商品先物取引協会、弁護士会が相談窓口を設けている。主務官庁は取り扱う商品先物によって窓口が異なっているので、自分の取引先を確認し、相談窓口に連絡を取る。（資料 5 参照）

９．情報提供先

商品先物取引に関する相談の多くに規制違反と思われる勧誘や取引が見られ、消費者トラブル防止のためには関係機関による規制の実効性確保が重要と考えられる。そこで、商品取引所法の改正案が国会で審議されていることから、関係省庁と自主規制機関に対して情報提供を行った。情報提供先は以下の通り。

・内閣府 国民生活局 消費者調整課
・経済産業省 商務情報政策局 商務課
・農林水産省 総合食料局 商品取引監理官
・日本商品先物取引協会

[11] 商品先物取引は「特定商取引に関する法律」によって定められた指定商品ではないため、同法に基づくクーリング・オフは適用されない。「熟慮期間」は、一般にいうクーリング・オフ（契約の無条件解除）とは異なる。

参考資料

〔資料 1〕商品先物取引とは

①将来の商品の受け渡しを約束する取引

商品先物取引とは、将来の決められた時点における商品の価格を現時点であらかじめ決めておいて、将来の時点での商品の受け渡しを約束する取引である。定められた将来の時点において商品を引渡すか、あるいはその期日までに反対売買（買い付けた商品は売り渡し、売り渡した商品は買い戻す）することによって決済することができる。商品先物取引は商品の買い付けからも売り付けからも始めることができる。

②一般消費者にとっては「投機」

商品先物取引の役割はリスク回避を行うためのリスクヘッジと、価格のばらつきを利用して儲ける裁定、および投機である。生産活動を行う事業者の利益は生産物の価格変動に影響を受ける。先物取引では将来の商品価格を現時点で確定することができるので、価格変動によるリスクを回避することができる。これがリスクヘッジとしての商品先物取引の役割である。裁定とは、異なる地域や時間における商品の価格差を利用して差額を利益とする取引である。一方、投機とは、将来の予想価格と実現した価格との差を利用して儲けることを目的とする取引である。生産を行う事業者でなければリスクヘッジはできないし、市場の価格についての十分な情報がない限り裁定を行うのは難しい。このため、一般消費者にとって商品先物取引は投機である。将来の商品価格と契約時の商品価格の差が投機家の損益となるが、将来の商品価格を知る手段は存在しないため、先物取引は利益を保証された取引ではない。

③商品先物取引は高リスク

商品先物取引では、取引する商品の総額を用意する必要はなく、取引の担保として「証拠金」を預ければよい。この証拠金は実際に取引する商品の価格の数パーセント程度なので、手持ちの資金に比べて十倍以上の額の商品を取引することができる。このため、投資した金額に比べて利益や損失が大きくなるのが特徴であり、ハイリスクな取引である。

④国内先物市場と海外先物市場

国内における商品先物取引は許可を受けた商品取引所で行われる。2004 年 3 月現在で全国に 7 カ所の商品取引所がある。国内の取引所で取引の受託を行う事業者は主務大臣の許可を受けなければならない。一方、商品先物取引はシカゴなどの海外の市場でも行われている。海外市場で取引する事業者は現地の法律によって規制されている。しかし、日本の業者は現地の資格のある業者に取り次いでいるだけであり、日本の業者に適用されるのは海先法だけにすぎず、事業者の許可制はない。

〔資料 2〕日米の商品先物取引市場参加者の比較

商品先物市場の参加者は、先物取引の利用目的によって二種類に分けられる。商品の価格変動リスクの回避を目的とする当業者（生産者や販売業者など）と商品先物価格の変動を利用して差額を儲けることを目的とする投機家である。商品先物取引の主要な機能は当業者によるリスク回避であるが、日本の商品先物市場においては、当業者よりも投機家による利用が多いといわれている。

アメリカの場合、多くの商品において当業者の取引高の方が投機家の取引高よりも多くなっている。たとえば、シカゴ商品取引所（CBOT）においては、当業者の取引高と非当業者の取引高がほぼ等しくなっている（表 A）。一方、日本の商品先物取引市場においては、当業者（生産者・商社等）による取引玉は全体の数パーセントに過ぎない（表 B）。

表 A シカゴ商品取引所における当業者玉と委託玉の取引高の割合（売り玉のみ）

商品名	報告の必要な建玉		報告の不要な建玉
	非当業者	当業者	
小麦	41.0%	42.4%	16.5%
コーン	43.6%	41.4%	15.0%
オート麦	18.1%	16.3%	65.6%
大豆	36.7%	36.5%	26.7%

＊CFTC の「The Commitments of Traders Report」を元に作表。
http://www.cftc.gov/cftc/cftccotreports.htm

＊ 数値は 2004 年 3 月 2 日時点のもの。なお、「報告の不要な建玉」の当業者・非当業者別データはない。

表 B　我が国における商品先物取引における売買取引玉の分類（農林水産省所管物資）

商品名	売買玉の分類				計
	自己玉	委託玉			
		生産者・商社等	一般顧客	計	
小豆	28.8%	3.9%	67.3%	71.2%	100%
輸入大豆	28.5%	2.2%	69.3%	71.5%	100%
とうもろこし	24.9%	1.5%	73.6%	75.1%	100%
粗糖	42.2%	4.4%	53.4%	57.8%	100%
生糸	46.2%	5.9%	47.9%	53.8%	100%
乾繭	55.6%	1.1%	43.3%	44.4%	100%

（注）数値は平成 9 年度のもの。

＊室屋有宏「わが国の農産物先物市場の現状と課題」『金融市場』2000 年 12 月号（農林中金総合研究所）より転載。

このように、日本の商品先物取引市場においては、当業者のリスク回避（リスクヘッジ）目的の利用よりも投機目的の利用のほうが圧倒的に多くなっている。多くの投機家が市場に参加することで当業者によるリスクヘッジが円滑に行えるようになる面もあるが、一方で、本来投機的取引にふさわしくない消費者が投機的取引に参加しているケースもアメリカに比べて多いと考えられる。

〔資料 3〕商品先物取引に関する PIO-NET の相談情報

表 1　商品分類の上位 10 位

	1999 年度(3,798 件)		2002 年度(7,582 件)		2003 年度(4,141 件)	
1	商品相場＊	787(20.7%)	石油相場	2,033(26.8%)	石油相場	1,206(29.1%)
2	コーン相場	711(18.7%)	商品相場＊	1,943(25.6%)	商品相場＊	1,031(24.9%)
3	金相場	656(17.3%)	金相場	1,271(16.8%)	金相場	699(16.9%)
4	石油相場	464(12.2%)	コーン相場	717(9.5%)	大豆相場	291(7.0%)
5	大豆相場	348(9.2%)	大豆相場	470(6.2%)	コーヒー相場	275(6.6%)
6	他の商品相場	214(5.6%)	コーヒー相場	375(4.9%)	コーン相場	221(5.3%)
7	ゴム相場	135(3.6%)	ガスオイル相場	186(2.5%)	他の商品相場	108(2.6%)
8	プラチナ相場	108(2.8%)	他の商品相場	184(2.4%)	ガスオイル相場	100(2.4%)
9	パラジューム相場	106(2.8%)	ゴム相場	114(1.5%)	ゴム相場	70(1.7%)
10	コーヒー相場	92(2.4%)	プラチナ相場	113(1.5%)	プラチナ相場	62(1.5%)

＊「商品相場」：取引している商品が不明な相談や複数の商品にまたがっている相談

表 2　契約当事者の性別

	1999 年度	2000 年度	2001 年度	2002 年度	2003 年度
男性	3,812(90.2%)	5,072(87.3%)	5,072(87.3%)	6,243(85.3%)	3,457(85.5%)
女性	413(9.8%)	737(12.7%)	737(12.7%)	1,074(14.7%)	585(14.5%)
合計	4,225(100.0%)	5,809(100.0%)	5,809(100.0%)	7,317(100.0%)	4,042(100.0%)

＊団体・不明・NA（無回答）を除いた件数

図 契約当事者の性別

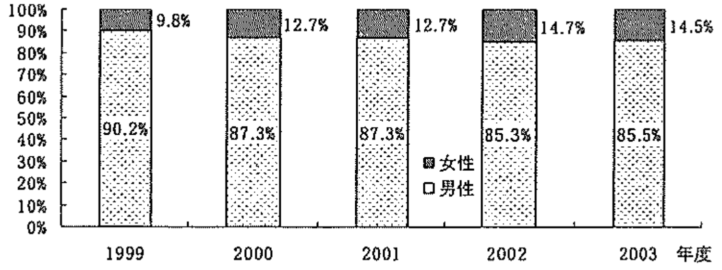

表 3　契約当事者の年齢分布

	1999 年度	2000 年度	2001 年度	2002 年度	2003 年度
10歳代	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	2(0.0%)	0(0.0%)
20歳代	580(15.3%)	719(16.3%)	924(15.3%)	852(11.2%)	429(10.4%)
30歳代	902(23.8%)	876(19.9%)	1,202(20.0%)	1,328(17.5%)	616(14.9%)
40歳代	686(18.1%)	707(16.0%)	933(15.5%)	1,184(15.6%)	606(14.6%)
50歳代	581(15.3%)	659(14.9%)	927(15.4%)	1,305(17.2%)	734(17.7%)
60歳代	562(14.8%)	727(16.5%)	1,143(19.0%)	1,553(20.5%)	854(20.6%)
70歳代	229(6.0%)	379(8.6%)	505(8.4%)	792(10.4%)	595(14.4%)
80歳代	49(1.3%)	75(1.7%)	84(1.4%)	149(2.0%)	105(2.5%)
90歳以上	3(0.1%)	8(0.2%)	4(0.1%)	6(0.1%)	2(0.0%)
NA(無回答)	206(5.4%)	264(5.9%)	304(5.0%)	411(5.4%)	200(4.8%)
合計	3,797(100.0%)	4,412(100.0%)	6,025(100.0%)	7,580(100.0%)	4,140(100.0%)

表 4　契約当事者の職業

	1999 年度	2000 年度	2001 年度	2002 年度	2003 年度
給与生活者	2,265(59.6%)	2,524(57.2%)	3,301(54.8%)	3,775(49.8%)	1,919(46.3%)
自営・自由業	573(15.1%)	590(13.4%)	755(12.5%)	925(12.2%)	490(11.8%)
家事従事者	172(4.5%)	191(4.3%)	362(6.0%)	510(6.7%)	294(7.1%)
学生	2(0.1%)	7(0.2%)	2(0.0%)	6(0.1%)	3(0.1%)
無職	543(14.3%)	768(17.4%)	1,173(19.5%)	1,762(23.2%)	1,144(27.6%)
企業・団体	7(0.2%)	10(0.2%)	20(0.3%)	30(0.4%)	14(0.3%)
不明	66(1.7%)	81(1.8%)	105(1.7%)	149(2.0%)	83(2.0%)
NA(無回答)	170(4.5%)	243(5.5%)	308(5.1%)	425(5.6%)	194(4.7%)
合計	3,798(100.0%)	4,414(100.0%)	6,026(100.0%)	7,582(100.0%)	4,141(100.0%)

表 5　商品分類の上位 10 位（2002 年度）

	商品取引員(5,668 件)		その他(1,914 件)	
1	石油相場	1,703(30.0%)	商品相場＊	713(37.3%)
2	商品相場＊	1,230(21.7%)	大豆相場	361(18.9%)
3	金相場	1,085(19.1%)	石油相場	330(17.2%)
4	コーン相場	640(11.3%)	金相場	186(9.7%)
5	コーヒー相場	314(5.5%)	コーン相場	77(4.0%)
6	ガスオイル相場	166(2.9%)	他の商品相場	67(3.5%)
7	他の商品相場	117(2.1%)	コーヒー相場	61(3.2%)
8	大豆相場	109(1.9%)	砂糖相場	26(1.4%)
9	ゴム相場	103(1.8%)	プラチナ相場	20(1.0%)
10	プラチナ相場	93(1.6%)	ガスオイル相場	20(1.0%)

＊「商品相場」：取引している商品が不明な相談や複数の商品にまたがっている相談

表6　契約当事者の性別（2002年度）

	商品取引員	その他
男性	4,671(85.0%)	1,572(86.4%)
女性	826(15.0%)	248(13.6%)
合計	5,497(100.0%)	1,820(100.0%)

＊団体・不明・NA（無回答）を除いた件数

表7　契約当事者の年齢分布（2002年度）

	商品取引員	その他
10歳未満	0(0.0%)	0(0.0%)
10歳代	2(0.0%)	0(0.0%)
20歳代	375(6.6%)	477(24.9%)
30歳代	1,000(17.6%)	328(17.1%)
40歳代	961(17.0%)	223(11.7%)
50歳代	1,074(18.9%)	231(12.1%)
60歳代	1,255(22.1%)	298(15.6%)
70歳代	626(11.0%)	166(8.7%)
80歳代	113(2.0%)	36(1.9%)
90歳以上	5(0.1%)	1(0.1%)
NA(無回答)	257(4.5%)	154(8.0%)
合計	5,668(100.0%)	1,914(100.0%)

表8　契約当事者の職業（2002年度）

	商品取引員	その他
給与生活者	2,683(47.3%)	1,092(57.1%)
自営・自由業	778(13.7%)	147(7.7%)
家事従事者	377(6.7%)	133(6.9%)
学生	4(0.1%)	2(0.1%)
無職	1,413(24.9%)	349(18.2%)
企業・団体	18(0.3%)	12(0.6%)
不明	112(2.0%)	37(1.9%)
NA(無回答)	283(5.0%)	142(7.4%)
合計	5,668(100.0%)	1,914(100.0%)

表9　平均契約購入金額（2002年度）

商品取引員	その他
6,696,027	4,783,676

単位：円

〔資料4〕商品取引所法改正案の要点

2004年3月10日に国会に提出された商品取引所法の改正案において、消費者保護に関する次のような規制強化が盛り込まれた。

①勧誘方法（改正法案　第214条）

これまで省令（商品取引所法施行規則）によって禁止されていた不当な勧誘行為（①拒絶の意思表示をした顧客に再度勧誘すること、②迷惑を覚える仕方で勧誘すること、③会社名や勧誘目的を隠して勧誘すること）を商品取引所法によって規制した。

②適合性原則（改正法案 第215条）

これまで行政処分の対象だった適合性原則違反の勧誘を商品取引員の禁止行為とした。

③リスク説明義務（改正法案 第217条）

商品先物取引のリスクを顧客に説明することを義務付け、説明をしなかった場合に生じた損害を賠償することを盛り込んだ。

④証拠金の保全（改正法案 第218条）

これまでは商品取引員が証拠金の一部を取引所に預けずに保管することができたが、全額を商品取引所に預託しなければならなくなった。

〔資料5〕相談窓口・参考ホームページ

○商品先物取引のトラブルに関する主な関係機関の相談窓口

[国内先物取引]

・経済産業省 消費者相談室

・農林水産省 総合食料局 商品取引監理官

・日本商品先物取引協会

[海外先物取引]

・大豆、砂糖、コーヒー等の農産物資

農林水産省 総合食料局 商品取引監理官　海外商品取引110番

各地方農政局 生産経営流通部 食品課

・金、銀、プラチナ等貴金属、原油等の経済産業物資

経済産業省本省及び各地方の経済産業局の消費者相談室

○参考ホームページ

[商品先物取引の仕組み]

・「我が国の商品先物取引制度」経済産業省ホームページ

URL：http://www.meti.go.jp/policy/commerce/main_02.html

・「商品先物取引の基本的仕組み」（PDFファイル）経済産業省ホームページ

URL：http://www.meti.go.jp/kohosys/press/0005007/1/040309shouhin2.pdf

[商品先物取引の消費者トラブル]

・「海外商品先物取引」北海道経済産業局ホームページ

URL：http://www.hkd.meti.go.jp/hokih/soudan/mizen09.htm

・「海外商品先物取引　この言葉にご用心！」東北農政局ホームページ

URL：http://www.tohoku.maff.go.jp/sesan/syokuhin/sakimono/sakimono-main.html

[商品先物取引の相談窓口]

・「商品先物取引　苦情・相談窓口」経済産業省ホームページ

URL：http://www.meti.go.jp/policy/commerce/main_03.html

・「全国の消費生活センター」国民生活センターホームページ

URL：http://www.kokusen.go.jp/map/index.html

別紙2

〔平成15年3月6日　第27回理事会承認〕

信頼性確保に向けた取組課題

—— 信頼性向上特別委員会における意見とりまとめ ——

先物協会の「信頼性向上に係る特別委員会」では、商品先物取引業の発展・振興を図る観点から、(1)受託営業活動、(2)（現在の委託者による）先物支持者の拡大、(3)外務員の資質向上、(4)制度改善等、の各事項における市場仲介者に係る信頼性について検討を行ってきた。その検討結果の概要は以下のとおりである。本委員会は、市場仲介者に係る信頼性確保は、商品取引員経営者の決断にかかっていること、経営者が自らの社において、先頭に立ってトップダウンで取り組むことが求められていること等を踏まえ、経営者が市場参加者ニーズに基づき行動すること等により商品先物取引の信頼性は自ずと定着していくものと考えるものである。

1．受託営業活動における信頼性確保（受託トラブルの防止）について

日本商品先物取引協会（日商協）に申出のあった苦情の状況をみると、特定の商品取引員の返還遅延に係る苦情を別にすれば、不当勧誘という勧誘段階における苦情の比率が最も高い。その中には、各地消費者センター等の公的相談窓口を経由して、日商協の相談センターに寄せられているものも少なからずある。国民生活センターが集計した各地消費者センター等の苦情相談件数について、不明な点はあるものの、数千件に上る現状からすると、受託営業活動における信頼性確保のためには、先ず、商品取引員経営者が率先垂範して勧誘時の苦情の撲滅に取り組むことが求められていること、社会に垂れ流しとなっている苦情、特に勧誘段階のものについては、自主規制機関である日商協に集約化して実態を把握し個別の指導に活かすことが必要と考える。

(1)　経営者自らが自社の受託トラブルの実態を認識し、改善を主導すべきこと。

契約締結前の勧誘段階における苦情は国民生活センターや各地消費者センターなど業界外の公的相談窓口に申出がなされることが多く、前述の通り、業界としての状況把握が困難であることもあって、協会員における危機感が薄く一向に改善されない。そのことが業界への信頼を損ね、商品先物取引のイメージを著しく低下させている。商品取引員は、電話勧誘や訪問勧誘が一律に業界に対して制限されることにならないように、実態把握に努め、そのような営業を排除することが求められる。

受託の勧誘時におけるトラブルは外務員の資質の低さ、あるいは外務員の勇み足を理由にして経営者が免責されうる問題ではない。経営者自身が受託の勧誘の実態を認識していなかったとすれば、そのこと自体が問題である。商品取引員の経営者は、その責任において、こうしたトラブルが自社営業社員において発生していないかどうかを把握しうる社内体制を確立し、その原因となるような営業活動が行われていることが判明したときは、果断な処置を行い、今後の抑止と発生防止に自らが主導して取り組むべきである。

(2)　経営者主導の改善が期待できない社について厳格な措置を講ずること。

勧誘時の不適正な言動や委託者資金の返還遅延が会社の経営姿勢を反映した結果であるならば、経営者主導による改善を期待することはできない。そうした社に対しては、一義的には、商品取引員の許可・監督権限を有する農林水産大臣・経済産業大臣が、許可の取消しを含め迅速かつ厳格に対処するべきである。当委員会は、委託者資金の返還遅延が発生することやそうした事実が伏せられたままで当該取引員の営業活動が続けられるような事態はあってはならないことであり、そうした事態に立ち至った場合には、早期の撤退が求められるべきと考える。

自主規制機関である日商協に申出のある苦情や受託トラブルについては、実態とその原因を掌握しうるので、日商協においては、受託トラブルの実態に則して、個別に、かつ、機動的に、適切な自主規制措置等を講ずるとともに、自主規制能力を欠如すると判明した会員に対しては、取引員の廃業勧告や除名を含む強力な措置が講じられるべきである。

受託トラブルに関して正確な情報を持たない先物協会が執りうる措置には限界がある。そこで、商品取引受託業の信頼性を確保するため、一定の要件を設けて当委員会に会員代表者を招致できることとし、取引員経営者の立場から改善に向けての警告を発することができることとした。（当委員会に招致する要件は別紙のとおり。）

2．先物支持者の拡大による信頼性確保について

取引をしている現在の約11万人の委託者が「先物愛好者」として長期にわたって取引を継続するようになれば、信頼性確保にとってプラスの宣伝効果をもたらすことが期待できる。そのため市場仲介者である商品取引員として、次のことに取り組むことが必要である。

(1) 委託者ニーズに忠実に当たり前のことを当たり前に行うこと。

商品取引員が受託者として誠実履行の原則を再認識し、委託者からの仕切り指示や証拠金の返還、益金の出金について、委託者の指示をそのとおりに遂行するという、当たり前のことを当たり前にやることが信頼性の確保につながるものである。

熱心さを超えて度を過ぎた営業の結果、一部であれ委託者の意思を無視した外務員主導の取引になっており、このことが商品先物取引は手を出すとなかなか抜けられないという悪しき印象をもたらしている。委託者が取引をやめたいといったら、すぐにそのとおりにする。退出することが容易でなければ、先物支持者は増えない。

(2) 委託者に取引の自己責任原則を求める前提として必要な情報開示を徹底すること。

経験の浅い委託者のほとんどは外務員主導で取引を始め、自己責任意識も希薄なまま取引を行っている。取引の主体は委託者であることを、委託者自身にも自覚してもらう必要がある。自覚がないまま取引を続けるのは、委託者にとっても、取引員にとっても、業界にとっても不幸な結果となる。取引員は、入口（勧誘）の段階だけでなく取引途中の段階でも委託者の適合性をチェックし、適合性原則に適わないことがわかったときは、直ちに退出を求めるべきである。

委託者に取引内容を理解させることを取引員の責任においてやるべきである。納得して取引をすれば、結果が損であっても再び参加する可能性は高い。

委託者に取引の自己責任を問うには、取引員が自社や取引に関する情報開示を見込み客を含む委託者等にきちんと行い、損失リスクや相談先などについて説明すべきことをきちんと説明することが大事である。説明責任を尽くすことにより、委託者が取引リスクを認識して取引に参加していることが明確となるよう、経営者の責任において社内徹底に取り組む必要がある。

(3) 各社においてコンプライアンスを確立すること。

委託者主体の取引を推進するためには、コンプライアンスをベースに勧誘・受託を行うことは当然である。そのため、各社において、コンプライアンス部門を営業と同等またはそれ以上のセクションとして位置付け、経営者の直轄下に置くことが求められる。

消費者契約法や金融商品販売法によって、コンプライアンス・リスクは営業利益を灰塵に帰する経営上のリスクとなっていることについて再認識しておく必要がある。

3. 外務員の資質向上による信頼性確保について

顧客と商品先物取引との接点に立つ1万5千人の外務員は、いわば「業界の顔」であり、信頼性確保にとって彼らの活動の良否は大きなウェイトを占める。登録外務員について、法律上、商品取引員の代理人として裁判外の一切の受託権限を有するとされていることを前提とすれば、外務員の資質の向上は、まずは取引員各社が自社の問題として取り組むべき課題である。

(1) 取引員各社が経営資源である外務員の資質向上に努めるべきこと。

外務員が商品取引員各社にとって、大きな経営資源であることからすれば、外務員の資質の向上は経営者自らが経営の自己責任として取り組むことが求められる。会社の伸展は、質のよい外務員を多く育てるか否かにかかっているといえる。

基本的には、迷惑勧誘等営業レベルにおける問題は、単に営業現場の外務員の資質に帰する問題ではなく、営業幹部の意識や姿勢を反映したものであり、最終的には経営方針を反映したものとして経営者の姿勢が問われるものであること、を確認しておかなければならない。

(2) 外務員が自信と誇りを持つことのできるステータスのある資格を検討すること。

登録外務員としてのキャリアが生き、自信と誇りを持ってステータスのある資格と受け止めてもらえるよう、専門的な知識や能力教育を重層的に付加すること等による外務員の資格制度の多様化（差別化）について、引き続き業界として検討する必要がある。

その際、商品先物取引は証券と違って先物取引しかないこと、資格を階層化した場合、客は上位の資格を有する外務員を望んでくると思われること等に配慮する。

(3) 更生が望めない不良外務員は、業界として排除すること。

悪質な行為が問われる外務員については、日商協の綱紀委員会で一定期間の資格停止処分を課しているが、それでも更生できない者は業界から追放するべきであるというのが、委員会の一致した結論である。そうした不良外務員を業界から排除しないと資質向上はない。会社として雇用しないという毅然とした姿勢を持つことが大事である。

4. 受託業務に係る諸制度改革による信頼性確保について

制度改革に係るものとして、①投資者の自己責任の明確化、②ハイリスク・ハイリタ

ーンの取引特性の緩和、についての制度的対応を検討した。

委託者の取引の自己責任の明確化のためには、取引の基本契約と同様に、個々の売買取引についても一個の契約であること、したがって、取引毎の確認の重要性について委託者の理解を深めることが大切であるが、制度化の検討よりも、現にある事前交付書面「商品先物取引　委託のガイド」を活用し、「残高照合通知書」や「売買報告書」等に対する確認書の返信を行うことについての十分な説明を徹底していくことで実効性あるものとすることが必要である。

ハイリスク・ハイリターンの取引特性の緩和については、現在、「Ｔ＋１」導入の円滑化という別途の観点から証拠金制度の改正が検討されているが、この見直しの方向が当委員会の前身の小委員会での結論、「初心者にとっては、取引の初期段階での大きな損失や早期の取引結果が、取引員への信頼や信用を失わせることにもなるので、委託証拠金を委託者等の習熟度合いや特性に応じて、厚めに徴収できるよう措置すべき」に合致しているので、信頼性の確保の観点からも、取引所が委託本証拠金基準額を定め、これを最低証拠金として取引員が委託本証拠金を定めるという証拠金制度改正を推進すべきであると考える。

以　上

16先物振興発第53号

平成16年４月30日

日本商品先物取引協会

会長　堀口　亘　様

日本商品先物振興協会

会長　二家　勝明

受託業務に係る法令遵守体制の整備充実について

標記の件につきまして別紙のとおり会員あて通知いたしましたので報告いたします。

以　上

［資料５－(7)－②］

写

16先物振興発第51号

平成16年４月23日

会員代表者　各位

日本商品先物振興協会

会長　二家　勝明

受託業務に係る法令遵守体制の整備充実について

４月21日、農林水産省総合食料局商品取引監理官及び経済産業省商務情報政策局商務課長から、別紙１のとおり、法令遵守の徹底について、本会に対し要請がありました。要請は、独立行政法人国民生活センターからの「商品先物取引に関する消費者相談の傾向と問題点－知識・経験・余裕資金のない人は手を出さない！－」についての情報提供と両主務省における苦情相談件数の増加傾向を踏まえてのものであります。

一方、各位ご案内の通り、国会における改正商品取引所法案の審議が行われており、４月14日の衆議院経済産業委員会において改正法案が修正を受け、かつ、付帯決議を付けて可決され、参議院に送付されたところであります。少なからぬ会員の方々が、商品取引員における不適正な営業行為に焦点が当てられ、その是正のためには一律規制が妥当とされかねない状況を、強い危機感をもって注視されたことと存じます。

国会においては、一部の不適正な営業行為が業界全体の一般的行為であるかの如く論議されて一律規制が提案され、加えて、国民生活センターからの情報提供に基づき主務省要請がなされる状況について、一律規制への強大な社会的風圧の中にある商品取引員の現環境をご認識いただくとともに、商品先物取引受託業の信頼性の確立に会員各位が全力を挙げて取り組んで頂くことが必要と考えます。

本会は、一律規制の導入でなく自主規制機関による個別規制の必要性を訴え、自主規制機関の中立性と公平性、厳正性の確保のために、平成11年４月、社団法人日本商品取引員協会から業界団体を分離して別団体とする選択を自ら行ってまいりました。この本会設立の原点をご確認いただくとともに、平成15年３月６日、第27回理事会において承

認した「信頼性確保に向けた取組課題－信頼性向上特別委員会における意見とりまとめー」（別紙２）に基づき、ルール違反等不適正な営業行為等があった場合には、自主規制機関が当該会員に対して早期の是正措置を求めていくべきであること、一律規制を呼び込む業界要因の排除と根絶への取組において、自主規制機関における個別規制の強化は不可欠であること等の本会の方針について、会員各位のご理解を賜り、この機会に改めて会員各位における信頼性確保に向けた取組の徹底方をお願い申し上げる次第であります。

以上、受託業務に係る行為規制の現環境には大変厳しいものがあることについて会員各位のご理解を賜り、会員代表者の率先垂範により受託業務に係る法令遵守体制の整備充実を図っていただきたく、お願い申し上げます。

以　上

16先物振興発第93号

平成16年10月12日

日本商品先物取引協会
会長　荒井史男　殿

日本商品先物振興協会
会長　二家勝明

委託者保護ガイドラインにおける高齢者について（要望）

現在、主務省では商品取引所法の解釈指針として「委託者保護ガイドライン」を制定し、その中で、適合性原則の観点から高齢者に対する勧誘を原則として不適当とし、その高齢者の目安として具体的数字（年齢）を記載することが検討されていると聞いております。

しかしながら、委託者の適合性はその者の知識、経験、資力等を総合的に勘案して判断されるべきものであり、そのうえで、個々の取引の実情に照らして、当該委託者の適合性に対する配慮を欠く勧誘の事実が多く見受けられる取引員がある場合には、当該取引員を問題とし個別に規制することが適当と考えます。委託者の年齢分布が多岐にわたっている現状から見て、その年齢をもって適合性を判断することは実際的とはいえません。

このことを踏まえ、貴協会におかれましては、個々の取引員の実態に即して自主規制により一層厳正な対応を図られるとともに、下記につきまして、主務省の理解を求めていただくようご尽力賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

記

1．原則として不適当とする勧誘対象の一つとして、高齢者を特掲しないこと。法第215条の解釈指針として高齢者を掲げ、その目安となる数値を示すことが必要であるとすれば、原則として75歳以上の者とされたいこと。

2．顧客の知識、経験及び財産の状況に加えて、年齢区分を入れて取引員が総合的に適合性を判断するということを明らかにするガイドラインとしていただきたいこと。

3．ガイドラインの制定目的にかかわらず、目安として掲げられた数値は裁判において絶対的規範性を強く有することとなるため、「本ガイドラインに示された目安の数値のみをもって、適合性の有無が判断されるものではないこと」等を記載されたいこと。

以　上

〔資料５―(8)―②〕

１７先物振興発第12号
平成１７年2月２４日

日本商品先物取引協会
会長　荒井　史男　様

日本商品先物振興協会
会長　二家　勝明

自主規制機能の強化による業界の自己改革の推進について

本会は、改正法の施行に伴う委託者保護に係る政府ガイドラインに則して法令を遵守するためには、コンプライアンスに係る商品取引員の自主的努力を尊重し、各社の社内管理体制の実効性を高めることが必要であることを両主務省にお伝えしています。

これについて両省より、商品取引員各社の社内審査能力を日商協が担保することを業界として社会に見えるようにすることが必要であるとのご指摘があり、そのために必要な具体的方策について提案方要請がありました。そこで本会において取りまとめた「適合性等に係る社内審査能力を担保するための方策」（別紙）を貴会にご提案申し上げることといたしました。

本会の取組み姿勢については、同方策に基づき（参考）「改正法の円滑な施行に向けて（所信）」として、平成17年 2月21日の会員代表者懇談会において明らかにし、既に、取引員の大方の了承を得ておりますので、自主規制機能の強化により業界の自己改革を推進していくことにご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以　上

１７先物振興発第13号
平成１７年２月２５日

農林水産省総合食料局
商品取引監理官　田辺　義貴　様

経済産業省商務情報政策局
商務課長　宮本　聡　様

日本商品先物振興協会
会長　二家　勝明

改正法の円滑な施行に向けての本会の取り組み（報告）

本会は、平成１７年２月２１日、会員代表者懇談会において、改正法の円滑な施行に向けての所信を明らかにすると共に、商品取引員における自主規制の強化・充実と日本商品先物取引協会の自主規制機能の強化とにより市場の健全化と業界の自己改革に取り組んでいく方針を明らかにいたしました。（〔参考〕「改正法の円滑な施行に向けて〔所信〕参照）

つきましては、商品取引員に対する信頼の早期の回復を目指して、日商協に対して、適合性等に係る社内審査能力を担保する方策（別紙）を提案し、業界の自己改革を推進していくこととしましたのでご報告申し上げます。

以　上

―152―

適合性等に係る社内審査能力を担保するための方策

当協会は、商品先物取引受託業務の信頼性の向上等について検討し、検討の結果を当協会の考え方として会員懇談会等の機会を通じて周知してきた。当協会の性格上、会員に対する強制力をもたないために、会員にあってはメッセージとして受け止められてきた。そのため、当協会としての考え方を自主規制機関である日本商品先物取引協会に伝え、時には要望として、自主規制の中に採用するべく検討を要請してきた。

平成12年10月８日、商品先物取引業の振興策の検討・推進において、商品先物業界の社会的信用が障害となっている状況を放置したままでは商品先物受託業の発展はない、という危機感から、「信頼性向上に係る検討小委員会」を発足させ、検討結果を会員並びに関係団体の取組の方向として整理し、平成13年５月31日の第17回理事会に報告、承認を得た。また、平成13年12月10日、「信頼性向上に係る特別委員会」を設置し、「信頼性確保に向けた取組課題」を整理して、平成15年３月６日第27回理事会に報告し、承認を得た。

信頼性に係る両委員会における取組課題の整理の中に新たな提案はない、といって過言ではない。適合性に係る各課題は、商品取引員の経営者としての取組姿勢に起因するものが大半であり、経営者の姿勢が問われている。ルールの整備というよりも、ルール遵守について経営者が社内においてその実効性を如何に確保するかが問題とされてきており、その点において、今回、本会が提案する内容も、商品取引員各社における法令遵守（コンプライアンス）体制と自主規制機関による指導のあり方を中心とする課題整理とならざるをえなかった。

課題整理の結果を下記に要約することをもって、適合性等に係る社内審査能力を担保するための方策に係る当協会からの提案に代えたい。

以　上

記

１．現状についての認識

(1)　ルールはあるがルールが遵守されない。

各社は、日本商品先物取引協会の自主規制ガイドラインに従って「受託業務管理規則」（以下「管理規則」という。）を定めるが、遵守していない会員があること。

(2)　遵守されない主な理由

①　管理規則が営業実態を是正するものとなっていないこと

あるべき営業を先導する管理規則となっていない（公金取扱者等、原則として不適合とされる委託者が少なからず存在しながら、これらを厳正に審査するルール、手続き・マニュアルがなく、実際的な審査が行われていない。）

②　法令遵守に係る社内統治能力が不十分、又は欠落していること

○コンプライアンス確保のための社内徹底ができない。
○形式的には管理体制を設置していながら、管理体制が有効に機能しているかどうかについて、経営陣によるチェックが行われていない。
○管理体制に係る社内監査と監査報告が取締役会、代表取締役への報告が行われていない。
○営業を管理する部署の社内評価が低く、営業優先、成績優先が経営上も歴然としている（職位や給与体系上も）。

③　規則遵守に係る実施細則、運用マニュアル、規則違反等に係る社内ルールが明らかでないこと

○営業管理に係る組織を形式的に設置して、具体的な行動が行われていない。
○受託業務管理規則に係る実施細則があるのかないのか不明であり、実施細則の実施に係る評価、実施状況についての監査が行われていない。

④　社内ルールの運用状況について明らかでないこと

○営業管理の活動状況、実施細則の有効性等についての社内監査の有無
○社内監査結果についての取締役会等への報告の有無
○紛争があった場合の紛争内容究明と紛争原因への是正措置、営業社員教育への反映策等の有無等
○取締役会や監事会等に営業管理の状況の報告義務等の有無
○ルール違反をした役職員への社内処分の有無

(3)　顧客の側に自己責任意識が欠如していること。

○　消極的に取引に参加（受け身の取引）したために、損を「させられた」という意識が強く、自身が判断し、売買判断を失敗したという意識が欠如している。

(4)　適合性審査能力の欠如する商品取引員に対する関係機関等の沈黙　（★）

○　適合性に係る社内審査が厳正に行われていることを前提としながら、社内統治能力の欠如する社に対する指導・監督を日商協だけに委ね、商品取引所等の関係機関が積極的に支援協力する体制にはない。
（注）信頼性に係る委員会においては指摘されていないが、ＦＸ会社資本が取引員会社に入る事例、過去に紛争を多発させた者が経営権を持つ事例が噂に上り、関係機関の情報交換が必要であることが認識された。

２．日商協による具体的な対応策

委託者保護ガイドライン（以下、「主務省ガイドライン」と言う。）の遵守を確実なものとするため、日商協の自主規制である「受託業務に関する規則」を改正し個別規制に必要な手当てをするとともに、対応する「受託業務管理規則」のモデルを作成し、各社における実効性を確保する必要がある。

(1) 管理規則の改正指導による不適正な営業実態の是正　　（日商協の日常業務）

① 苦情・紛争の原因究明の内容に則した受託業務管理規則の見直しと実効ある組織作りに係る改善指導

② 実施細則等の作成指示や細則の日商協による精査

適合性審査マニュアル等社内実施細則が存在するのかの確認。また、実施細則が各社の営業態様における不適切性を是正するものになっているかどうか。

（日商協届け出時と苦情等発生時）

③ 適合性審査の対象は、勧誘という入口のみならず、既存顧客の新規建玉についても、適用されること。適合性については受託の場合も審査対象となること。

④ 苦情多発の会員に対しては、勧誘時の録音の義務化を指導すること。

〔参考〕 実効性の確保策

苦情等から判明した不適正な営業実態に対応して、個別会員毎に会員指導・勧告内容を差別化し、各社の社内審査体制の実効性を確保する。

○ 顧客の属性の把握及び適合性審査（審査記録の作成・保存）
・投資可能額の適正性に係る審査手順の明確化
・顧客カード記載内容（属性情報）の定期的見直し・更新頻度等の明示
・借入金による取引の受託の禁止
・管理部門による委託者の取引状況の常時把握
・管理部門の兼職禁止

○ 先物取引未経験者の保護措置
・先物取引経験の確認方法（確認必要事項の明示）
・習熟期間中の建玉制限等保護措置の明記
・習熟したか否かの確認若しくは習熟期間の終了確認方法

○ 「原則として不適当と認められる勧誘」の例外を確認するための方法の明示
・高齢者の取引経験を確認するための判断要素
・高齢者若しくは習熟期間中の委託者について、例外とするための理解度の確認方法
・委託者から聴取が必要な書面の明示（資産の裏付け確認書、例外要件具備等の確認書）及び書面で記載されるべき要素

○ 説明義務の対象事項
・先物取引の仕組みとリスク（特に、ストップ時には、損失が拡大する恐れ）
・取引証拠金の種類や仕組み（特に、追証拠金請求の趣旨、建玉維持か決済かの選択肢があること）
・決済（手仕舞い）の方法
・自己玉や両建の合理性
・取引継続中における説明義務の対象事項
・説明事項を理解した旨の委託者からの確認書に記載されるべきポイント
・約諾書締結後であっても取引開始前であれば、解約可能であること

○ 弁護士等第三者による社内審査体制に係る監査（審査体制の実効性精査）
・社内審査体制について、各社の顧問弁護士や監査法人等第三者による監査を行い、管理規則の遵守状況を精査し、代表取締役に提出する。

・各社の弁護士・監査法人等第三者による適合性審査プロセス（管理規則実施細則）等の精査とその妥当性等を精査し、当該結果を意見書等として取締役会に提出する。
・社内監事による管理部門監査結果を取締役会に報告する。

○ 適合性審査プロセスへの取締役会関与・承認の義務化（不適合者限定）
・原則的に不適合な顧客が何名いて、その中で適合性を判断した顧客が何名いたか等を事後的に取締役会又は幹事会に報告することを義務づけ、議事録に記録する。

○ 適合性審査プロセスへの第三者関与の義務化
・会社の顧問弁護士や監査法人、公認会計士、学識経験者等による審査実務への直接関与を指導する等

○ 社内処分規程の整備
・管理規則への違反や実施細則への違反の場合には、社内規程により減俸処分や外務員登録の一時休止等を社内規則上整備するよう指導する。

○ 社内処分の報告義務
・管理規則・実施細則等違反があった場合には、違反役職員（違反者とその上席役職員）への社内処分内容等の日商協への報告、提出を求める。

○ 「特定売買等」事例が頻繁に表面化する社についてのモニタリング（日商協への月次報告）

(2) 営業管理責任の経営責任への直結化

苦情等から判明した不適正な営業実態別に、必要に応じて当該取引員に企業統治機能の強化指導、勧告を行う。

○ 代表権を有する取締役を営業管理責任者とすること
○ 上級取締役（常務・専務）を営業管理責任者とすること
○ 取締役　　　　　　を営業管理責任者とすること（現行制度）
○ 監事（第三者監事等）　を営業管理責任者とすること

(3) 適合性審査プロセスに係る記録の整備

適合性の審査に係る記録を整備し社内監査等で定期的に点検する。

○ 原則として不適合の者について適合性ありと判断した顧客に係る取締役会・第三者監事への報告・承認とその記録。
○ 社内審査に係る監事点検・取締役会報告等の記録の保存
○ 問題発生時の社内審査記録の点検と日商協等への提出

(4) 顧客による取引の自己責任の確認に係る書類整備

少なくとも3ヵ月間の習熟期間終了時に、当該期間中の取引について顧客から確認書の提出を受け、これらを記録として整備。

年末毎に1年間の損益状況を確定申告の資料として顧客に報告するとともに、確認書の提出を受け、記録として整備すること等。

確認書（満足度調査）の徴収時期例
○ 勧誘時
○ 習熟期間終了時
○ 取引終了時
○ 1年ごと（年末又は確定申告時など）

確認書の内容例
- ○ 営業社員等の対応
- ○ 取引結果への満足度
- ○ 今後の取引への希望、抱負
- ○ サービス体制（満足度、注文事項）
- ○ 損得の結果と満足度　　　　　（今後の紛争の可能性の予知資料）

満足度調査への協力御礼（ノベリティの提供）等

3．ドントコール制度の導入検討

より積極的な提案として、勧誘を受けたくない市民について、日商協に登録する制度の創設を検討する。　　　　（Do Not Call 顧客の登録）制度の創設検討

（検討課題）
個人情報保護法との関係で問題はないか。
個人名と住所、電話番号名等の登録
会員における当該顧客の社内徹底の方法（アナログベースでは困難ではないか。）
勧誘お断り登録が逆効果で、草刈り場となる可能性はないか。

4．会員指導・勧告に係る日商協活動の支援

2．を実行するにあたっての自主規制機関としての強制力が問われることから、法令や自主規制規則違反に対しては、厳正な態度で臨むことが必要である。

本会としても、日商協の活動を引き続き支援していく方針である。

また、業界全体として他の機関（日商協、取引所、委託者保護基金）間の相互連携によって、会員への強制力をいかに確保するか検討していく必要がある。

5．商品取引員の行動綱領等の策定

日本商品先物振興協会は、平成１７年５月１日の改正商品取引所法の円滑な施行に向けて、商品取引員の倫理綱領を定め会員に周知し、その取組を所信として表明する。

商品取引員は改正法施行を契機に、時代にあった業務の展開を行う。取引員はビジネスモデルを変えた、変えようとしている、ということを社会的に強くアピールしていく。

こうした姿勢表明に基づいて、日商協は、「受託業務管理規則の制定に関するガイドライン」の見直しにより、法令、諸規則の遵守に係る取引員の自主規制ルールを実効あるものとする方針を内外にアピールし、その存在を社会的に評価されるものとしていく。

参考

改正法の円滑な施行に向けて〔所信〕

平成１７年2月21日

日本商品先物振興協会

平成１７年５月１日施行の改正商品取引所法の成立の経過と法施行に向けての法令諸規則等の策定の経過の中で、市場仲介者である商品取引員の営業行為を巡る社会的な厳しい批判があること、市場仲介者に対する信頼の喪失の中では健全な業務の遂行さえ困難になりつつあることを、日本商品先物振興協会として厳しく受け止め、市場仲介者としての原点に立ち返り、誠実かつ公正な業務遂行の推進に真摯に取り組んで参りたい。

わが国商品先物市場の役割と商品取引員業界の責任の重大さに思いをいたし、業界改革に全力で取り組み、失われた商品取引員に対する信頼を早期に回復し、産業インフラとしての市場の構築に総力を結集していく決意である。

われわれは、商品先物市場の主要な担い手であり、より多くの取引機会を市場参加者に提供すること等により市場の本来的機能の発揮にとって必要不可欠な仲介者として、多様な市場参加者から高く評価される存在となるよう取り組んで参りたい。

1．商品先物市場の担い手としての自己確認

われわれは、商品取引員の営業行為のあり方が根本的に問いなおされているという厳粛な認識と深い反省に立ち、業務遂行に関する基本的心構えとして倫理綱領を定め、その遵守を通して、早期の信頼回復と業の再生を期するものである。

2．商品取引員経営の見直し

われわれは、商品先物市場の担い手として、商品取引員経営の基本が市場規範の尊重と一般社会の信頼にあるとの認識のもとに、自らの倫理意識を高め営業姿勢を見直し、顧客ニーズに基礎をおいた営業を推進するとともに、そのための社内管理体制の再構築に努めていくものである。

3．自主規制機能の強化

日本商品先物振興協会として、日本商品先物取引協会（日商協）の活動を引き続き支援し自主規制機能の強化による市場の健全化に取り組んでいく方針である。このため、商品取引員の自主規制の実効性を高め、日商協の自主規制機能の強化のために必要な事項を提案し、業界をあげて自己改革を推進して、社会の負託に応える所存である。

16先物振興発第101号
平成16年11月8日

日本商品先物取引協会
会長　　荒井史男　　殿

日本商品先物振興協会
会長　　二家勝明

商品取引員の新聞広告に係る自主規制について（要望）

謹啓　時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、来年5月の改正商品取引所法の施行並びに同年4月の個人情報保護法の全面施行等、商品取引員の営業環境の大きな変化を迎えるに当たり、新聞等マスコミにおける商品取引員による広告掲載の門戸開放を推進する観点から、下記の事項について要望いたしますので、所要の措置につきご配慮賜りたくお願い申し上げます。

敬白

〔要望事項〕

貴協会自主規制規則において、商品取引員の新聞広告に次の事項を記載することを義務づけること。

1．　商品取引員の顧客相談窓口及び日商協相談センターの紹介（所在地、電話番号等）
2．　リスク開示（商品先物取引は証拠金による取引であり、投下資金の10数倍以上の額の取引をするものであること。したがって、投下資金以上の損失が生じることがあること）
3．　企業の開示情報を本店、支店及び日商協の本部又は支部で閲覧できること。

〔理由〕

1．今般の商品取引所法改正において、適合性の原則、商品先物取引に係る説明義務等が規定されたことを契機として、新聞等マスコミにおける商品先物取引に係る広告掲載の機会を増加させることにより、商品先物取引についての正しい理解の普及を図るとともに、投資家の取引自己責任を問える環境づくりを促進することが必要であること。
2．上記の環境整備を行うことにより、取引リスクを認識した自衛力を持った投資家の参加促進が期待できること。
3．こうした観点から、当先物協会では、先般開催した広報委員会において、商品取引員の新聞広告上に当該取引員の顧客相談窓口及び日商協相談センターの紹介等を記載することを条件として、商品取引員の広告掲載について門戸を拡大するよう各新聞社に広告掲載基準の見直しを働きかけることを決定した。新聞社広告審査部局からは業界の自主規制とすることにより門戸開放が円滑となる旨の回答があったので、自主規制規則において新聞広告の必要記載事項とすることによって、本会の取組を支援いただきたいこと。
4．個人情報保護法の全面施行（平成17年4月1日）による厳しい営業環境を迎える中で、広告掲載基準の改正により、新聞広告掲載を希望するより多くの会員への門戸開放が期待できること。

（注）対面営業によらない電子取引に係る広告については任意とする。

以　上

〔資料5－(9)〕

〔資料5－(10)〕

平成16年11月15日

会員各位

日本商品先物振興協会

委託手数料の完全自由化に係る対応について

本年12月31日から実施される委託手数料の完全自由化につきましては、商品取引所法施行規則(主務省令)の改正案に対するパブリックコメントの募集が終了し、今月半ば頃には改正主務省令の公布及び受託契約準則の変更認可が行われる見込みです。

これに伴い、受託契約準則の変更認可時に、下記について取引所から通知される予定である旨、（社）全国商品取引所連合会から連絡がありましたので、取り急ぎご報告申し上げます。

記

1．委託手数料の完全自由化後は、取引員各社が「委託手数料の額及びその徴収時期」を定めることとなりますが、これらについて記載した書面は主務省令により事前交付書面とされておりますので、取引員がこれを作成し（様式は各社の任意）、委託者に交付することが必要となること。

2．来年5月1日施行の改正商品取引所法においては、取引員各社が定める委託手数料の額及びその徴収方法についても説明義務の対象とされることから、委託者に通知した際には、各社の判断により、その受領書の差入れを受ける等委託者の確認を得ておくことが望ましいこと。

以上

平成１６年９月

殿

社団法人 全国商品取引所連合会
会 長 南 學 政 明

日本商品先物振興協会
会 長 二 家 勝 明

平成１７年度税制改正に関する要望について

商品先物取引は、商品に係る需給状況を反映した公正な価格の形成と先行指標価格の提供、価格変動に対するリスク・ヘッジ機能等重要な経済的機能を有していますが、わが国経済の自由化及び国際化の進展に伴い、産業界においては価格変動に対するリスク管理手段として先物市場を活用するニーズが拡大しています。また、商品先物取引は一般投資家においても資産運用の場として注目を集めている事情や、近隣諸国における先物市場の創設とその活用気運の高まりの中で、国際化が急速に進展しつつある事情は重視されるべきものと考えております。

わが国産業界や近隣諸国のリスク・ヘッジ・ニーズに十分に対応し、わが国商品先物市場を国際市場として発展させていくためには、市場の信頼性と利便性の向上と共に「市場の流動性」を高めることが基本であり、このために自己責任に基づいた主体的な投資判断ができる投資家層の参加や商品ファンド等の集団的投資スキームの利用を重視し、税制面でこれらに対する配慮をすることが必要であります。

つきましては、平成１７年度の税制改正に関しまして、次の事項につきまして別紙理由書を添えてお願い致しますので、何卒これが実現につきまして特段のご配慮を頂きたく、お願い申し上げる次第であります。

〔要望事項〕

1．商品先物取引（オプション取引を含む。）の決済差損益について、金融所得一元化の対象とし、その税率を同一とするとともに、損益通算及び損失繰越を可能とする措置を講じること。

2．商品ファンド（信託型・匿名組合型・海外リミテッドパートナーシップ型）の収益分配金・償還損益を金融所得課税の一元化の対象とし、対象とすべき金融所得について、その税率を同一とするとともに、損益通算及び損失繰越を可能とする措置を講じること。

理　由　書　1

商品先物取引（オプション取引を含む。）の決済差損益について、金融所得課税の一元化の対象とし、その税率を同一とするとともに、損益通算及び損失繰越を可能とする措置を講じること。

1．説　明

（1）標記の具体的内容は、商品先物取引（オプション取引を含む。以下同じ。）に係る決済差損益について、以下の事項を要望するものです。

① 商品先物取引の決済差損益について、金融所得課税の一元化の対象とすること。

② 金融所得課税の一元化の対象とすべき金融所得全般に損益通算を認めること。

③ 対象とすべき金融所得に対する税率を２０％(国税15％、地方税5％)に統一すること。

④ 上場株式及び商品先物取引に関して認められている３年間の損失繰越を、対象とすべき金融所得全般に認めること。

（2）商品先物取引により生じた個人の所得につきましては、平成１３年度の税制改正において、初めて申告分離課税が導入され、株式等の譲渡に係る所得と同様、２６％の税率（国税20％、地方税6％）により課税されることとなりました。しかし、商品先物取引の決済差損益と株式等の譲渡損益との間の通算を可能とする措置については、株式等の譲渡に係る所得課税に源泉分離課税と申告分離課税との選択制が残されたこと等もあって、認められるには至りませんでした。

（3）その後、平成１５年度の税制改正により、同年１月から商品先物取引により生じた個人投資家の所得については、株式等の譲渡に係る所得と同様、① 税率を２０％（国税15％、地方税5％）とすること、② 損失について翌年以降３年間の繰越控除をすることが認められました。しかし、株式等の譲渡損益との間の損益通算は、上場株式等の譲渡所得に係る税率が平成１５年１月から１０％に引き下げられたこともあって実現されませんでした。

（4）他の所得との損益の通算については、平成１６年１月以降の有価証券先物取引の決済差損益との間で通算が認められ先物取引商品間の損益通算の範囲は拡大したものの、上場株式等の譲渡損益との間では認められないまま、現在に至っております。

（5）上場株式等の有価証券に係る譲渡損益と商品先物取引に係る損益との通算については、かつて平成元年までは可能であったものであります。

2．理　由

（1）わが国における個人の金融資産の積極的活用は、それを必要とする企業や産業インフラである金融市場に供給していくことにより、経済の活性化及び成長につながるものです。しかしながら、現在の我が国の金融所得に対する税制は、①金融商品間で課税方法及び税率が異なること、②金融所得相互間の損益通算が限定的にしか認められていないこと、③損失の繰越控除も、限定的に上場株式と商品先物取引のみにしか認められていないことなどから、キャピタルゲイン・キャピタルロスに係る税制としてリスク性の高い投資（リターンの変動の可能性が大きい投資）に対して不利なものとなっており、個人投資家の積極的な経済活動にとっての障壁となっております。

（2）わが国の経済の活性化を図るためには、金融所得の税制について、市場選好に中立的で、かつ、個人投資家にとってわかりやすい税体系とする必要があります。具体的には、

① 国際的に比肩しうる低額の税率を一律に適用すること。

② 年間（毎年）の投資から得た所得を通算できること。

③ 投資によって生じた損失については、繰越控除を可能とすることが必要であります。

（3）平成１３年度の税制改正大綱において、「わが国金融・証券市場が活力があり、透明性、公正性、効率の高い市場として飛躍していくため、国税、地方税を通じて検討を行う」との方針が示されました。この方針に沿って、リスクを伴う金融商品並びに金融類似商品に係る金融関

連の所得についての所得税法の取扱いについて、横断的かつ幅広く金融所得等として定義され、統一的に課税されることが期待されるところです。

（４）投資リスクを積極的に負担する個人投資家の果たす役割は、わが国金融・証券・商品先物市場等の流動性確保のために重要な存在であります。委託者税制の一層の改善によって、一般投資家が各々の金融市場及び金融類似市場に参入することによって、わが国経済の活性化が実現できる可能性が高まりますので、本要望につきましてご理解を賜り、その実現に特段のご配慮方お願い申し上げます。

理　由　書　２

商品ファンド（信託型・匿名組合型・海外リミテッドパートナーシップ型）の収益分配金・償還損益を金融所得課税の一元化の対象とし、対象とすべき金融所得について、その税率を同一とするとともに、損益通算及び損失繰越を可能とする措置を講じること。

１．説明

（１）標記の具体的内容は、商品ファンド（信託型・匿名組合型・海外リミテッドパートナーシップ型）の収益分配金・償還損益について、以下の事項について要望するものです。

① 商品ファンド（信託型・匿名組合型・海外リミテッドパートナーシップ型）の収益分配金・償還損益について金融所得課税一元化の対象とすること。

② 金融所得課税一元化の対象とすべき金融所得全般に損益通算を認めること。

③ 個人投資家に適用される、商品ファンドの収益分配金・償還益について、適用される税率が異なっており、その税率を同一とする。

④ 上場株式及び商品先物取引に関して認められている３年間の損失繰越を認めること。

２．理由

（１）わが国における個人の金融資産の積極的活用は経済の活性化及び成長につながるものです。このことから、資産運用の一助としての商品ファンドの収益分配金・償還差益につきましては、金融所得一元化の対象とすることが求められます。

（２）商品ファンドの収益分配金・償還益についての所得課税については、組まれる形態によって、信託型の場合には利子所得、匿名組合型・海外リミテッドパートナーシップ型の場合には雑所得と相違があり、特に信

託型を別にすれば総合課税の対象となり、同じ運用成績を呈していても最終手取りベースにおいて不利となることがあるなど、金融商品間における税負担のバランスをとること、個人投資家にとってわかりやすい税体系とすることが望まれます。

（３）商品ファンドに係る所得について、他の金融商品等から生ずる所得間の損益通算の適用対象とし、投資によって生じた損失につきましては、株式や商品先物取引と同様に繰越控除を可能とし、株式市場や商品先物市場及び金融市場に個人投資家からの投資資金流入を図る必要があります。

（４）平成１３年度の税制改正大綱において、「わが国金融・証券市場が活力があり、透明性、公正性、効率の高い市場として飛躍していくため、国税、地方税を通じて検討を行う」との方針が示されました。この方針に沿って、リスクを伴う金融商品並びに金融類似商品に係る金融関連の所得についての所得税法の取扱いについて、横断的かつ幅広く金融所得等として定義され、統一的に課税されることが期待されるところです。

（５）投資リスクを積極的に負担する個人投資家の果たす役割は、わが国金融・証券・商品先物市場等の流動性確保のために重要な存在であります。委託者税制の一層の改善によって、一般投資家が各々の金融市場及び金融類似市場に参入することによって、わが国経済の活性化が実現できる可能性が高まりますので、本要望につきましてご理解を賜り、その実現に特段のご配慮方お願い申し上げます。

平成１６年９月

殿

日本商品先物振興協会
会長　二家勝明

社団法人商品取引受託債務補償基金協会
理事長　藤田庸右

平成17年度税制改正に関する要望

わが国経済の国際化の進展により、石油、金属や農産物などの諸商品の貿易や国内取引は拡大、活発化しており、そのリスク回避手段としての商品先物取引の機能が益々重要性を増してきております。また、その機能を十分に発揮させるには、リスクテーカーとして及び市場の流動性確保の観点から一般投資家の市場への参入が重要であります。

このためには、商品先物取引にかかる委託者資産が確実に保全されることが重要であります。商品先物取引については、従来より①商品取引所への受託業務保証金の預託、②社団法人商品取引受託債務補償基金協会（以下「補償基金協会」という。）による共同補償及

び③委託者資産の分離保管の３つの制度により委託者資産の保全を行い、商品取引員の破綻の際には委託者に１００％近い弁済を行ってきたところでありますが、平成１７年に予定されております手数料自由化を控え、また、国際化に対応して商品先物取引の益々の発展を図っていくためにも、委託者債権保全を更に強化充実していく必要に迫られております。

このため、第１５９回通常国会において、委託者保護をメインとした改正商品取引所法が成立し、５月１２日に公布されたところでありますが、商品先物取引業においても、万一の場合に備えて委託者の債権を保全するセーフティネット機関が必要と考えております。

この新たなセーフティネットとしましては、従来の任意加入の補償基金協会に替わって商品取引員の全社強制加入による委託者保護会員制法人の委託者保護基金制度を創設することとしており、これに対し商品取引員より新たな拠出を行うことを予定しております。

この負担金は、委託者保護を目的とするものであり、証券業における「投資者保護基金」と同様、委託者保護基金が公益法人等と同じ税制の優遇措置を受けられること、会員の拠出する負担金の全額につき損金の扱いを受けること、補償基金協会から委託者保護基金

へ無税で資産の承継を行うことにつき、平成１７年度の税制改正に関して要望いたしますので、その実現方に格段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

［要望事項］

商品取引所法に基づく委託者保護基金について非課税措置を講ずること

要望事項についての説明

１．委託者保護基金の目的

現行の弁済機関である補償基金協会は、商品先物取引の信頼性向上のため、多数の商品取引員が基金（現在約１４０億円）を拠出し、商品取引員の経営破綻が生じた場合、未払いとなっている委託者債権を顧客に弁済することにより、委託者保護と商品先物市場の信用秩序の維持向上を図ることを目的に昭和５０年社団法人として設立、翌年に指定弁済機関として主務大臣から指定されました。昭和５０年以降これまでに２９年間で、12件の弁済案件を処理（１件については現在処理中）してまいりましたが、委託者への最終配当率は平均で９８％となっており、その使命を十分に果たしてきております。しかし、今後予想される取引規模の拡大、手数料自由化に伴う経営の不安定等に対応して委託者の資産を今後とも十分に保全していくためには、組織基盤及び財務基盤の強化が必要となっております。今回新たに設立を予定されております委託者保護基金は本年の通常国会で成立した商品取引所法の改正により商品取引員の全員加入が義務づけられる法人として設立されるもので、基本的に補償基金協

会の業務を引き継ぎ、より強固な基盤のもとで委託者の財産保全を図っていくものであります。

２．委託者保護基金について法人税法別表２に掲げる公益法人等として認める措置

現在の補償基金協会は民法３４条に基づく社団法人であるため、非課税法人となっております。また、業界の弁済機関として約１４０億円の基金を維持しておりますが、この弁済基金は万が一取引員が倒産した場合、委託者に対して取引所預託等だけでは弁済が十分でない場合に支払うという公益的な性格を有するものであります。この承継団体である委託者保護基金も同様に委託者債権の保全を行う団体であり、特に、商品取引員の加入が義務付けられることからも強い公益性を有するものといえます。したがいまして、委託者保護基金につき証券の投資者保護基金と同様な税制措置（法人税法の別表２に追加等）を講じることを要望いたします。

３．委託者保護基金への拠出金に対する税制措置

現在の仕組みでは、補償基金協会に加入していない場合には当該商品取引員の顧客は補償基金協会からの弁済を受けられないという事態が生じることになります。このような事態を放置することは商品先物取引の信頼性を失わせかねない危険を孕んでいるということができます。したがいまして、全ての委託者が同じ扱いをされるよう、商品先物の委託者のセーフティネットを構築する必要があります。

このため、商品取引所法の改正により、全商品取引員の強制加入による委託者保護基金制度を創設することとなったものであり、商品取引員の委託者保護基金への負担金は、銀行が預金保険機構に支払う保険料や証券会社が投資者保護基金に対して支払う負担金と同様の公共的性格を有するものであります。委託者保護と商品先物市場の信用秩序の維持を図り、その財政基盤を充実するためにも、負担金の全額を損金算入できるよう要望いたします。

4．補償基金から委託者保護基金への資産の承継に対して法人税等を課さないことを認める措置

現在、補償基金協会が保有しております約１４０億円の基金は、改正商品取引所法に基づく委託者保護基金に引き継がれることとなりますが、前述のとおり委託者保護基金は委託者保護と商品先物市場の信用秩序の維持を図る公益的な性格を有する法人であり、現在の補償基金協会に比べ更に強い公益性を有するものであります。したがいまして、補償基金協会から委託者保護基金への資産の承継についてはその公益性に鑑み、法人税等を課さないことを要望いたします。

平成 16 年 4 月 7 日

会員各位

日本商品先物振興協会

売買報告書等に係る消費税計算プログラムについて

平成 16 年 4 月 1 日以降、消費税の総額表示が義務付けられたのは、ご承知のことと存じます。昨年 12 月に売買報告書及び計算書におきましては、当分の間、総額表示せず現行のままの対応で問題は無いとの連絡をいたしましたが、既に手数料の自由化されているもの（インターネット取引や大口取引等）の売買報告書及び計算書においては、下記の消費税記載関連項目について問題が発生する恐れがあります。問題点をご確認頂くとともに、対応策事例を参考に消費税総額表示に伴う無用の混乱を招くことのないようご留意下さい。

以上

記

1. 問題点

税抜き計算システムによる価格と実際の手数料総額が乖離すること

【具体例】

委託手数料が 150 円（税抜き価格・往復）の商品を 5 枚仕切る場合

①1 枚あたりの手数料・・・150 円×1.05=157.5 円

⇒パンフレット等表示価格：157 円（うち消費税 7 円）

②5 枚仕切時委託手数料

A. 税抜き単価を基礎とする計算方法　150×5×1.05＝787.5 円→787 円

B. 税込み単価を基礎とする計算方法　157×5＝785 円

[委託者が、税込み委託手数料 157 円の商品を 5 枚仕切る場合、消費税込みの総支払額を上記 B のように計算することが予想される。その結果、商品取引員が計算・徴収する税込み手数料が上記 A の手順で行われると、委託者の計算した結果と実際に徴収される額が異なるために誤解が生じる恐れがある。]

2. 対応策

①税込み価格を基に売買計算書における委託手数料を計算するシステムに変更する。

②計算システムはそのままにして、税込み単価を表示する際に、端数処理前の税込み単価（上記の例では 157.5 円）を明示するとともに、税抜き計算システムを用いる結果、委託者が認識する表示単価に注文枚数を乗じた金額と税抜き計算システムに基づき計算された金額が異なることがあり得る事を明瞭に表示する。

【例】パンフレット等における価格表示　委託手数料 157.5 円（税込み）

売買計算書上　委託手数料（税抜き）150 円×5 枚＝750 円

同消費税　750 円×0.05＝37.5 円→37 円

「*注　円未満単位の端数を処理の都合上税込価格を基にした計算結果と異なる場合がございますのでお含みおきください。」

[以上は、一般委託者の誤認を払拭するための方策の事例であり、各社において検討する必要がある。ただし上記②の計算方式は平成 19 年 3 月 31 日までの特例措置となっていることに留意が必要。]

3. 参考資料

（1）財務省ホームページ

トップ・消費税における「総額表示方式」の概要

・総額表示について寄せられた主な質問について

（2）国税庁ホームページ

トップ・消費税が変わります

4. お問合せ先

企画調査部門　谷口、日橋　TEL：03-3664-5731

〔資料5－⒀〕

平成16年7月26日

会　員　各　位

日本商品先物振興協会

委託証拠金充用有価証券(株式)の換価処分に係る税率の引き下げについて

委託証拠金充用有価証券(株式)の換価処分を行った場合の委託者の譲渡所得に適用される税率につきましては、平成15年12月19日付（社団法人全国商品取引所連合会と連名で通知）及び同16年1月15日付の「委託証拠金充用有価証券（株式）の換価処分について」により、「委託者による証券業者等への売委託による譲渡にあたらないので、軽減税率等の各種特例措置は適用されない」旨の国税庁の見解をご通知申し上げておりますが、平成16年度税制改正により、株式の譲渡益に係る税率が下記の通り変更となっておりますのでお知らせいたします。

会員各位におかれましては、委託者に対する周知方をよろしくお願い申し上げます。

記

株式等の譲渡益に係る税率

	変更前	変更後
原則 (租税特別措置法第37条の10)	平成元年4月1日以後の株式等の譲渡益 所得税20%、住民税6%	**平成16年1月1日以後の株式等の譲渡益 所得税15%、住民税5%**
特例 (租税特別措置法第37条の11)	平成15年1月1日以後の証券業者等への売委託による上場株式等の譲渡益 所得税15%、住民税5%。 上記のうち平成15年1月1日から平成19年12月31日までの間の譲渡益 所得税7%、住民税3%	平成15年1月1日から平成19年12月31日までの証券業者等への売委託による上場株式等の譲渡益 所得税7%、住民税3%

以上

〔資料５－⑭〕

16先物振興発第52号

平成16年4月26日

社団法人　全国商品取引所連合会
会長　　森實　孝郎　　殿

日本商品先物振興協会
制度政策委員会
委員長　清　水　　清

国債の振替機関の利用について

第34回制度政策委員会において承認を受けた振替機関を介した振決国債（無券面化国債）の保管振替につきまして、債権保全ワーキンググループにより信託銀行２社（日本トラスティサービス信託銀行㈱、資産管理サービス信託銀行㈱）及び証券代行会社１社（㈱だいこう証券ビジネス）のコスト比較等を行った結果、下記の結論を得たのでご報告申し上げます。

記

[結論]

「㈱だいこう証券ビジネス」を利用する方が望ましい。

〔理由〕

株券の保管振替と同一の機関で国債の保管振替を取扱える事により利便性が高いと考えられること。またコスト面においてもシステム開発料及びミニマムチャージの負担が少ないこと。

以　上

16 先物振興発第 45 号
平成 16 年 4 月 5 日

会 員 代 表 者　殿

日本商品先物振興協会
会 長　　二 家 勝 明

外国為替証拠金取引に係る特定業務の届出について

商品取引員の行う外国為替証拠金取引については、平成 16 年 3 月 3 日付け、16 先物振興発第 23 号「外国為替証拠金取引を商品取引所法における特定業務とすることについて」によりご通知申し上げたとおり、本年 4 月 1 日から施行された改正商品取引所法施行規則第 31 条により商品取引所法の特定業務とされました。

このことに伴う事務ガイドラインの改正について、本日、農林水産省及び経済産業省より、別紙のとおり通知がありました。

つきましては、当該取引を行う商品取引員におかれましては、事務ガイドラインの様式３７及びその参考書類として別紙の【事務ガイドラインの改正】に記載された書面を主務省にご提出いただきますようご連絡申し上げます。

平成16年4月5日

外国為替証拠金取引に係る特定業務の届出について

農林水産省総合食料局商品取引監理官
経済産業省商務情報政策局商務課

外国為替証拠金取引を商品取引所法の特定業務とするための改正商品取引所法施行規則第31条が4月1日から施行されたところ、既に兼業業務として外国為替証拠金取引を届け出ている社及び新規に外国為替証拠金取引を行おうとする社は、下記のとおり改正した「商品取引員等の行うべき事務等についての留意事項」（以降「事務ガイドライン」という。）に基づき届け出を行って下さい。

なお、外国為替証拠金取引を商品取引所法の特定業務の対象としたことが、商品取引員に外国為替証拠金取引を行えることを認めることになるものではなく、さらに、届出書が提出されたことが、当該外国為替証拠金取引の形態が適正なものであると判断されたことになるものではない旨承知下さい。

また、外国為替証拠金取引が商品取引所法の特定業務の対象となることと刑法の適用の有無とは関係なく、したがって、今回の省令改正は、刑法上の賭博罪との関係で、その行為の違法性が阻却されるか否かに影響を与えるものではないことも承知下さい。

【事務ガイドラインの改正】

1. 現行事務ガイドライン中の様式37の参考資料「特定業務に記載すべき事項」を「特定業務に記載すべき事項（海外先物取引用）」とする。

2. 事務ガイドラインの様式37の参考資料として「特定業務に記載すべき事項（外国為替証拠金取引用）」を下記のとおり追加する。

記

特定業務に記載すべき事項（外国為替証拠金取引用）

1. 当該特定業務に係る担当部署、担当責任者及び組織図
2. 顧客からの注文を市場に取り次ぐ金融機関等の概要（複数者を選択して取り次いでいる場合は全ての者）

用料”とかに言い換える必要はありませんか？
ない。
・勧誘の無いネット取引における顧客の適合性の原則は、各社独自の対応で良いのですか？
・監督官庁における検査の内容、頻度等について
検討中、未定。

以　　上

３．当該特定業務の具体的内容及び仕組みを説明した書類（注１）

なお、以下の書類を添付することとする。

１．顧客への交付書面のうち以下に掲げるものの写し
（１）金融商品の販売等に関する法律第３条に規定するリスク等の重要事項の説明及び取引の仕組みを説明する書面
（２）顧客との間の契約書
（３）契約時の交付書面
（４）顧客からの証拠金等を預かった旨を証する書面（注２）及び証拠金等の管理・保全方法について説明した書面
（５）売買報告書及び売買計算書

２．当該取引に係る社内における管理規程等の写し
（１）　金融商品の販売等に関する法律第８条に規定する勧誘方針及び具体的な勧誘方法を定めた社内規程等（注３）
（２）　当該特定業務に係る財務面についての管理方法に関する資料（ポジション管理、他の業務に係る財務との区別、証拠金等の管理・保全（信託銀行等との契約書の写しを添付すること。））

３．取次ぎ先金融機関等との間の契約書の写し

（注１）顧客からの注文の執行方法及び取次ぎ先金融機関等への証拠金の流れ等を明記すること。また、既に外国為替証拠金取引を営んでいる場合には、平成１６年３月末現在の財務状況及び顧客数を明記すること。
（注２）顧客からの証拠金等を預かった旨を証する書面を交付していない場合には、これに代わるもの。
（注３）商品先物取引に係る勧誘と外国為替証拠金取引に係る勧誘の区分を確保するために講じている措置を説明する書面を含む。

平成17年2月10日

外国為替証拠金取引を特定兼業
業務とする会員代表者　　　各位

日本商品先物振興協会
常務理事　秋田　治

改正金融先物取引法に係る勉強会質問事項について

外国為替証拠金取引協会（以下、外為協会という。）のご尽力で、商品取引員を対象として金融庁担当官との勉強会が実現する運びとなりました。

勉強会開催にあたって、金融庁より主たる質問事項について、同協会に対し質問事項の取りまとめ方要請がありました。外為協会会員のみならず、本会の会員についても質問事項をとりまとめ、合わせて提出することが望ましいと考えます。つきましては、2月15日（火）中までに、質問事項を別紙回答書によりご回答下さるようお願い申し上げます。

なお、外為協会にご加入の方は、本会に重複して提出する必要はありません。外為協会の方にご提出ください。

ご参考資料として、外国為替証拠金取引協会がまとめ、金融庁に提出した資料を添付いたします。なお、勉強会の開催日時場所等については、外為協会から連絡があり次第、おってご案内申し上げます。

以　上

（照会先　　先物協会・03-3664-5731　秋田）

［資料5－⒂－②］

日本商品先物振興協会　御中
（Fax. 03-3664-5733）

主たる質問事項について（回答書）

（貴社名）＿＿＿＿＿＿＿＿
代表者

（ご回答者名）＿＿＿＿＿＿＿＿
連絡先TEL.＿＿＿＿＿＿＿＿

1．金融先物取引業者の自己資本規制比率の計算方法について　（レ点を記入）

⑴「証券会社の自己資本規制比率に関する内閣布令」の計算方法をそのまま準用することについてどうお考えですか。

- □　①　妥当である。
- □　②　望ましくない（反対である）。
- □　③　どちらとも言えない。

⑵「商品取引所法における純資産額規制比率」の導入についてどうお考えですか。

- □　①　妥当である。
- □　②　望ましくない（反対である）。
- □　③　どちらとも言えない。

⑶　上記⑴⑵以外に、適当と思われる計算方法がありましたら、ご記入ください。

〔

〕

2．主たる質問事項について、別紙より3つ選択してご回答下さい。

（3点の番号記載）＿＿＿＿＿＿＿＿

その他具体的にあれば、記載下さい。

〔

〕

ご協力有り難うございました。

別紙

〔別紙〕

回答の選択肢は類似しています。どういった切り口で質問したいかで選択して下さい。

①. 商品取引所法の下で、商品取引員は外国為替証拠金取引を特定兼業業務として、主務大臣に届け出て業務を遂行しているが、経済産業省、農水省等監督官庁の監視下において、業を営む社について、別途の財務要件を課すのが適当であると考えるが、業態別の財務要件を設定する方向は考えられないか。

②. 主務大臣に特定兼業業務として届け出て、過去、適正に業務を営んできた商品取引員について、結果として、財務要件で排除されることになるとすれば問題である。これまでに外為業務の適正かつ健全な運営をしてきた商品取引員の実績を評価する方向で財務要件を定めることは出来ないか。顧客との紛争もなく業務を適正にやってきた会社について、全く評価されないのか。

③. 万が一、事業を撤退せざるをえない場合に、顧客にとって不利益となるケースが考えられるが、そうした時に、金融庁はカバーしてくれるのか。外貨預金と同様に長期的に取引している顧客がいるが、6ヵ月間の経過措置では、対応が困難と考える。

④. 商品取引員は、外国為替証拠金取引において、顧客の取引に相対する取引においては、取引リスクをカバーするために、金融機関に取り次いでヘッジしているが、こうした場合には、リスクが低くなるのであるから、財務要件を高くする必要はないと思う。取次ぎの場合と取引の相手方となる場合とでは、財務要件を区分してよいのではないか。そうした考え方を財務要件に生かしてもらえないか。

⑤. 商品取引員は、商品先物受託業務に係る財務や業務について、監査法人監査等を導入して、健全性を確保している。委託者財産の分離保管についても、この5月からは一層徹底される。外国為替証拠金取引に係る分離保管制度はどうなるのか。

⑥. 商品取引員の財務規制については、純資産額規制比率が導入されて、商品先物取引に係る財務要件は、健全性が確保される。外為業務についても、外為証拠金について、顧客からの預り証拠金に係る分離保管義務についての実際はどうなるのか。

⑦. 金融先物取引所上場の外国為替証拠金取引の業者と、店頭デリバティブの外国為替証拠金取引の取扱業者とでは、財務要件は異なるのか。異なるとすれば何故か。

⑧. 外国為替証拠金取引について、他の金融機関に取次ぐ業者と店頭デリバティブで顧客の取引の相手方となるのではリスクが異なるので、財務要件は異なってもよいと考えるが、どうか。

⑨. 外国為替証拠金取引に係る外務員について登録制度が導入されたが、登録に際して、研修や試験等の要件が課されるのか。

参考

改正金融先物取引法に係る自己資本規制比率について

<検討すべき点>

1. 本件自己資本規制比率の計算方法に関し、「証券会社の自己資本規制に関する内閣府令」（平成13年第23号、その後の改正を含む。以下「証券会社自己資本府令」という。）の計算方法をそのまま準用するのではとの懸念。

(1) 金融先物取引法改正の趣旨

・ 外国為替証拠金取引を扱う業者を「金融先物取引業者」（改正法第2条第12項）に含め、規制対象とするとともに顧客保護に必要な規制の整備を行うことを目的とする。

(2) 是正・排除すべき取扱業者

・ 外国為替証拠金取引を扱う業者は、証券会社、商品取引会社、独立系会社の3種類に大別されるが、改正法はこれらの業者を外国為替証拠金取引から全面的に排除することを目的とするものではない。

・ 現状においても自ら適合性原則等のルールを課すなどして健全に業務を行っている業者は、改正法の下においても排除すべきではない。

・ 執拗な勧誘、説明不足等の詐欺まがいの行為により顧客との間にトラブルを発生させているような業者のみを是正・排除するのがその趣旨である。

(3) 証券会社自己資本府令を準用した場合に発生し得る問題

・ 証券会社自己資本府令では、市場リスクの計算において、株式リスク、金利リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスクがリスク・カテゴリーとして規定されている（同府令第5条第3項）。

・ 兼業として外国為替証拠金取引を行う商品取引会社は、外国為替証拠金取引とは関係のない本業部分の商品先物取引における商品の自己ポジションがリスク相当額に加算されることになり、本件自己資本規制比率を維持することは極めて困難な状況になる。

{ PAGE }

（以下略）

平成17年２月16日

外国為替証拠金取引を特定兼業

業務とする会員代表者　　　　各位

日本商品先物振興協会

常務理事　秋田　　治

金融庁勉強会質問事項の集約結果について（報告）

改正金融先物取引法の勉強会における金融庁への事前の質問事項について、先日（２月10日付け、ﾌｧｸｼﾐﾘ送信２月11日）に実施した調査の結果が出ましたので、ご報告申し上げます。

今回の調査結果は、外国為替証拠金取引協会の会員の調査結果とを一緒にして、金融庁担当部署に対し、商品取引員における質問事項、関心事項として伝えることとしています。

短期間の調査にも関わらず調査にご協力いただきましてありがとうございました。

なお、勉強会等の日程については、決まり次第、ご案内申し上げます。

以上

金融庁勉強会質問事項に係る集計結果

外為協会に加入しない取引員数　　　２６社

中　　　　　　回答数　　２２社　（回答率84.6%）

（参考）外国為替証拠金取引業を兼業とする取引員数　49社

外国為替証拠金取引協会加入取引員数　　　23社

１．金融先物取引業者の自己資本規制比率の計算方法について

⑴「証券会社の自己資本規制比率に関する内閣府令」の計算方法をそのまま準用することについてどうお考えですか。

〔回答結果〕　　　①　妥当である。　　　　　　　　６社

②　望ましくない（反対である）。　　８社

③　どちらとも言えない。　　　　　８社

〔分析〕　「どちらとも言えない」を別とすれば、「反対」が「妥当」を２社上回る結果となった。証券会社の内閣府令における計算式は、分母のリスクに対する分子の自己資本の比率を見るもので、分母となるリスクの計算は、取引先リスク、信用リスク、基礎リスク等と大雑把に区分できるが、改正商品取引所法の商品取引員の純資産額規制比率を計算する上での分母のリスクとの大きな相違は、「基礎リスク」である。基礎リスクは、概略、会社の３ヵ月分の販売管理費相当額に該当する。その場合、基礎リスクは当該会社の業務分野別には細分化されず、証券業務、商品先物業務、外為業務等を問わず従事する業務一切の総合的な販売管理費の３ヵ月分をリスクとして評価する。また、分子となる自己資本の計算においては、証券会社内閣府令ではキャッシュフローを重視し流動性資産のみを評価することとなっており、固定資産は自己資本には加算されない。

⑵「商品取引所法における純資産額規制比率」の導入についてどうお考えですか。

〔回答結果〕　　　①　妥当である。　　　　　　　　９社

②　望ましくない（反対である）。　　４社

③　どちらとも言えない。　　　　　９社

〔分析〕　商品取引員にあっては、ＦＸ業務を兼業とする場合も、商品取引所法上の純資産額規制比率の考え方を適用するのが妥当であるとする社が９社ある。反対であると回答の３社のうち、証券会社内閣府令の適用が妥当とする社が１社、カウンターパーティに証拠金の全額を預託しているので（従って、仲介業であるために）純資産額規制比率の考え方、証券会社内閣府令の考え方いずれにも反対で、別の適用があってよいのではないかとする社が２社あった。

⑶　上記⑴⑵以外に、適当と思われる計算方法がありましたら、ご記入ください。

〔回答結果〕ＮＦＡやＣＦＴＣの基準が国際基準と思われる。
⑴と⑵のいずれにも反対との回答の２社の中、１社は上記記載の通り。
他の１社からは具体的な提案はなかった。

3．主たる質問事項（別紙より３点を選択）について

質問事項	回答社数
①　商品取引所法の下で、商品取引員は外国為替証拠金取引を特定兼業業務として、主務大臣に届け出て業務を遂行しているが、経済産業省、農水省等監督官庁の監視下において、業を営む社について、別途の財務要件を課すのが適当であると考えるが、業態別の財務要件を設定する方向は考えられないか。	10社
②　主務大臣に特定兼業業務として届け出て、過去、適正に業務を営んできた商品取引員について、結果として、財務要件で排除されることになるとすれば問題である。　これまでに外為業務の適正かつ健全な運営をしてきた商品取引員の実績を評価する方向で財務要件を定めることは出来ないか。顧客との紛争もなく業務を適正にやってきた会社について、全く評価されないのか。	６社
③　万が一、事業を撤退せざるをえない場合に、顧客にとって不利益となるケースが考えられるが、そうした時に、金融庁はカバーしてくれるのか。外貨預金と同様に長期的に取引している顧客がいるが、６ヵ月間の経過措置では、対応が困難と考える。	３社
④　商品取引員は、外国為替証拠金取引において、顧客の取引に相対する取引においては、取引リスクをカバーするために、金融機関に取り次いでヘッジしているが、こうした場合には、リスクが低くなるのであるから、財務要件を高くする必要はないと思う。取次ぎの場合と取引の相手方となる場合とでは、財務要件を区分してよいのではないか。そうした考え方を財務要件に生かしてもらえないか。	７社
⑤　商品取引員は、商品先物受託業務に係る財務や業務について、監査法人監査等を導入して、健全性を確保している。委託者財産の分離保管についても、この５月からは一層徹底される。外国為替証拠金取引に係る分離保管制度はどうなるのか。	９社
⑥　商品取引員の財務規制については、純資産額規制比率が導入されて、商品先物取引に係る財務要件は、健全性が確保される。外為業務についても、外為証拠金について、顧客からの預り証拠金に係る分離保管義務についての実際はどうなるのか。	10社
⑦　金融先物取引所上場の外国為替証拠金取引の業者と、店頭デリバティブの外国為替証拠金取引の取扱業者とでは、財務要件は異なるのか。異なるとすれば何故か。	３社
⑧　外国為替証拠金取引について、他の金融機関に取次ぐ業者と店頭デリバティブで顧客の取引の相手方となるのではリスクが異なるので、財務要件は異なってもよいと考えるが、どうか。	３社
⑨　外国為替証拠金取引に係る外務員について登録制度が導入されたが、登録に際して、研修や試験等の要件が課されるのか。	８社

〔その他質問事項・要望事項等として記載のあった事項〕

Ａ社

・自己資本規制比率に関するリスクの計算上、海外のカウンターパーティへ全て繋いでいる場合のリスクの考え方（計算方法）はどうなるのか。（カウンターパーティの信用リスクは除く。）

・現在、海外のプラットフォームを利用し、証拠金は全額を海外のカウンターパーティへ送金しているが、カウンターパーティが米国ＣＦＴＣの規制下にあり顧客資金を分別管理している場合でも、新たに分別管理制度を課すのかどうか。つまり、顧客の預かり資金と同等の（自己）資金を用意しなければならないのかどうか。

Ｂ社

・証券仲介業においては、仲介業者に対して自己資本規制比率は適用されておらず、その営業の健全性については、取次ぎ先の証券会社が担保している。ＦＸの取次業者に対しても、顧客の資金を一切取り扱わないことを条件に、証券仲介業者並の規制としていただきたい。

Ｃ社

・今後、金融先物取引業登録申請にあたり、どの団体が特定兼業業務として既に外国為替証拠金取引業務を行っている取引員にご指導・協力をしていただけるのか。

Ｄ社

・東京金融先物取引所が為替証拠金取引の上場を予定しているが、相対取引もあり混乱する。商品取引員に対する自己資本規制比率を緩和して取引所取引へ集中できるように配慮していただきたい。

Ｅ社

・現在レフコ社とカウンターパーティを結んでいるが格付けのない金融機関とされるのか。業界シェアは高く、信頼性は高いと思われるが。

〔結果の分析〕

業態別の財務要件の導入と分離保管制度の実際に質問事項としての関心が高い。

一口に、外国為替証拠金取引業務と言っても、海外の取引先（カウンターパーティ）に証拠金の全額が預託される仲介業の場合もあれば、取引リスクを会社として引受る店頭デリバティブ業者もある。取引リスクを引き受ける業態の場合も、一定以上のリスクとなれば、海外又は国内のカウンターパーティにヘッジしてリスク分散を行っている業者もあるようだ。これらを一括りにして、証券会社の自己資本規制比率に関する内閣府令の適用をすることになるのかどうかが主要関心事項となっている。財務要件の設定のあり方について、今回の金融先物取引法改正の目的と整合性のあるものとなるのかどうかに関心がある。

以上が、今回の調査の結果です。皆様には、ご協力有り難うございました。金融庁の勉強会開催の折には、こうした調査結果を参考としていただき、実のある会としていただければ幸いです。

本会の調査結果は、外為協会会員の質問関心事項と合わせて整理した上で、改正金融先物取引法に係る勉強会の金融庁への事前の質問事項として、金融庁に提出させていただきますことをご了承下さい。

調査協力ありがとうございました。

〔留意事項〕

○　質問をする場合には、当該質問者が行う外国為替証拠金取引の業態がどういう形態のものかを明らかにした上で質問をしないと、業態別の自己資本規制比率の適用のあり方の方向を引き出せない結果になるかもしれない。

○　東京金先取引所に上場する場合でも、クリアリングメンバーとクリアリングメンバーに取次ぐ業者とでは、リスクの軽重があるので、業の遂行上のリスクに対応して自己資本規制比率の適用のあり方が決められないと、健全に外国為替証拠金取引業務を展開している業者、少なくとも商品取引員にとっては、不利益変更となる。

○　仲介業においても、カウンターパーティとなる取引先の信用度、政府規制機関への登録の有無等が仲介業の信頼性に関わる話となる。

平成17年3月17日

外国為替証拠金取引を特定兼業

業務とする会員代表者　　　各位

日本商品先物振興協会

常務理事　秋田　　治

改正金融先物取引法に係る事前質問事項の回答について（報告）

改正金融先物取引法に係る金融庁への事前の質問事項について、2月10日に意見集約した結果に基づき、金融庁に質問し、確認した事項につき、別紙のとおり、ご報告申し上げます。

3月10日（木）に、外国為替証拠金取引協会事務局と本会事務局合同で、金融庁担当官から質問事項に対する現段階でのご回答をいただきましたが、これを外為協会事務局で整理したものです。分離保管等一部の質問事項については、調査の上で回答するとしていますので、途中経過として、ご報告申し上げます。

ご覧いただけるとお分かりになるとおり、「質問・万が一、事業を撤退しなければならない場合、顧客に不利益となるケースが考えられ、6か月間の経過措置では対応困難となる（救済措置は考えられないか）。　回答・決定事項なので動かしがたい（各社の責任において、対応するべき）」ということです。ご留意下さい。外為協会員におかれましては、報告が重複しますが、ご了承下さい。

なお、改正金先法に係る勉強会については、金融庁に引き続き開催をお願いしているところであり、日程が決まり次第ご案内申し上げます。

以上

改正金融先物取引法に関する質問事項回答について

外国為替証拠金取引協会
日本商品先物振興協会

1．金融先物取引業者の登録

・登録申請の手続（事務手続き等のガイドライン）について

・最低資本金の額は？

昨年4月に証券会社の資本金が１億円から５千万円に引き下げられた。今回は５千万円を視野に入れて検討している。

・登録申請時の、自己資本規制比率計算の基準日は？

通常こういう手続きの時は直近月末。３月１日に申請する時に２月２８日の数字を持って来いとは言わない。標準処理期間は２ヶ月なので、１月末の数字なら合理的だ。

・登録拒否要件の「金融先物取引業を的確に遂行するに足りる人的構成を有しない法人」とは？

・（許可の審査）現行施行規則「金融先物取引業務等に三年以上従事した者を二名以上有し、かつ、取引件数等に照らし金融先物取引業務を的確に遂行するために十分な職員数が確保されていること。」の「業務等に三年以上」とは、具体的にどの程度のレベルですか？

（二つの質問に対して）施行規則第１２条第７項に定められているが、FX業務従事が該当するかどうかといこことでは、だめだということにはならないと思う。

・改正法は7月１日施行ですが、事前の受付をしますか？あくまで7月１日以降の受付ですか？

準備申請のようなものは無い。

2．自己資本規制比率

・商品取引所法および同法施行規則の定めにより、特定兼業業務として外国為替証拠金取引業を主務大臣に届け出、経済産業省、農林水産省の監督下において業を営む商品取引会社について、別途業態別の財務要件を設定することは考えられませんか？

考えていない。

・取次ぎ業者（IB）の財務要件を別途設定することは考えられませんか？

考えていない。

・証券仲介業においては、仲介業者に自己資本規制比率は適用されておらず、その営業の健全性については、取次ぎ先の証券会社が担保している。FXの取次ぎ業者に対しても、顧客の資金を一切取り扱わないことを条件に、証券仲介業者並みの規制とすることは考えられませんか？

考えていない。

・金融先物取引所の外国為替証拠金取引の業者と、店頭デリバティブの取り扱い業者とでは、財務要件は異なるのですか？異なるのであれば理由は？

異ならない。

・コモディティ・リスクに係る比率について、取引所取引の取り扱いについては、"自己資本の測定と基準に関する国際的統一化"（バーゼル銀行監督委員会「日本銀行仮訳」）２９頁『日々、現金による変動証拠金の受払いを必要としている取引所取引は、対象外とすることができる。』との記述が有りますので対象外とするか、若しくは外国為替取引・貴金属（金）と同率とすることは考えられませんか？

経産省の純資産額規制でリスクとしてとらえられているのだからしょうがない。

３．外務員の登録

・外国為替証拠金取引に係る外務員について登録制度が導入されましたが、登録に際して、研修・試験等の要件が課されますか？

法律上は課されていない。（法律上の協会で何らかの検討が必要とは考えている）

・外務員資格に有効期間は設定されますか？

同上（同上）

４．契約締結前の書面の交付

・ネット取引における事前のリスク説明は、WEB 上の掲載に対してたとえば「理解した」等のクリックが顧客よりなされれば良いか？

施行規則１９条の３の要件を満たせばよい。（証拠として残るようにしておけば良い。）

・改正金先法第７０条第１項に定める期間は、現行金先法施行規則では１年間となっているが、３年間程度に変更できませんか？

お気持ちは分かりますがなかなか・・・（難しい）

５．委託証拠金の受領に係る書面の交付

・対面取引顧客に対する受領書の交付は、銀行振り込みを利用する際にも必要か？また、取引報告書で代用することは可能ですか？

事務の効率性とトラブルの防止で調整する必要があるが、<u>むしろ実務的な流れを別途説明して欲しい。</u>

必要かと聞かれれば必要だとしか答えられないし、代用は可能かと聞かれれば一定の前提条件が必要だ。

６．業務に関する帳簿書類

・現行金先法施行規則に規定する帳簿書類に変更が有りますか？

検討中。

・ネット取引の注文伝票は、電磁的記録又はプリントアウトで可ですか？

現状の処理を教えて欲しい。

・月末の提出書類について（どのようなものがあるのか）

基本的には現行の証券監督に合わせることを想定しているので<u>整理して回答する</u>。

７．受託等に係る財産の管理

・現行金先法施行規則第２８条２項　信託会社又は信託業務を営む銀行への金銭信託<u>（信託業法第９条の規定により元本の補てんの契約をしたものであって、委託証拠金その他の保証金であることがその名義により明らかなものに限る。）</u>は、今回改正されますか？

検討中、問題意識は持っている。

・カバー先に預託している証拠金は、顧客からの預り証拠金の分離保管金額として計算されますか

検討中。

・顧客からの外貨の預け入れに関して、考慮することが有りますか？

検討する。

・現在海外のプラットフォームを利用し、証拠金は全額を海外のカウンターパーティへ送金しているが、カウンターパーティが米国 CFTC の監督下に有り顧客資金を分別管理している場合でも、分別管理制度が課されますか？（顧客の預り資金と同額の自己資金を用意しなければなりませんか？）

検討中。

８．附則（経過措置）

施行日から６ヶ月間（平成１７年末まで）は、引き続き店頭金融先物取引業を行うことができる。また、この期間中に登録の申請をした場合にその期間を経過したときは、登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

・外務員の登録についてはどうなりますか？

附則第１０条（みなし登録）を確認して下さい。

・万が一、事業を撤退せざるえない場合に、顧客にとって不利益となるケースが考えられる。外貨預金と同様に長期的に取引している顧客がいるので６ヶ月間の経過措置では、対応が困難と考えています。

法定事項なので動かしがたい。

９．その他

・相対取引にもかかわらず各社"手数料"を徴収しているが、たとえば"システム利